

神奈川県町村会からの「平成18年度 県の施策・
予算に関する要望」に対する措置状況

神 奈 川 県

目 次

I 重点要望

1 「三位一体の改革」の推進 ······	1
2 地方分権の一層の推進 ······	3
3 自主的な市町村合併の推進、支援 ······	4
4 廃棄物処理対策の推進 ······	5
5 森林等水源環境の保全 ······	7
6 医療保険制度の改革 ······	9
7 防犯対策の強化 ······	12
8 地震防災対策の充実強化 ······	14

II 共通要望

1 町村財政基盤の強化 ······	16
2 地域情報化施策の推進 ······	21
3 安心できる豊かなくらしの創造 ······	22
4 農林業振興対策の推進 ······	23
5 社会福祉の充実強化 ······	28
6 保健医療対策の充実強化 ······	36
7 観光地振興対策の推進 ······	38
8 都市基盤整備の推進 ······	39
9 教育振興対策の推進 ······	46

III 地域要望

1 横須賀三浦地域 ······	51
2 湘南地域 ······	51
3 足柄上地域 ······	53
4 足柄下地域 ······	57
5 厚木・愛甲地域 ······	58
6 津久井地域 ······	60
7 水源地域 ······	62

IV 個別要望

企画部関係 ······	63
安全防災局関係 ······	63

環境農政部関係	64
保健福祉部関係	66
県土整備部関係	67
教育庁関係	72
警察本部関係	74

I 重点要望事項

1 「三位一体の改革」の更なる推進

(要望事項)

(1) 「第2期改革」の推進

「基本方針2005」に、「平成18年度までの三位一体の改革の成果を踏まえつつ、地方分権を更に推進する」との方針が盛り込まれたが、地方財政の自立に向けて平成18年度までの「第1期改革」で着実な成果を上げるとともに、平成19年度以降も引き続き「第2期改革」を強力に推進すること。

また、地方自治体が将来の見通しを持って計画的に行財政改革等に取り組むことができるよう、「第2期改革」を含めた「三位一体の改革」の全体像と具体的な工程表を早期に明示すること。

<措置状況>（企画部）

地方自治体が自主性を発揮するためには、権限の移譲とともに、地方税財源の適正配分とその充実確保に向けた取組みが重要であります。

「三位一体の改革」については、平成17年12月1日に開催された「国と地方の協議の場」において「政府・与党合意」が提示されたところであり、全国知事会など地方六団体では、眞の地方分権改革の理念に沿わない内容や課題が含まれているものの、地方分権の今後の展望を拓くための第一段階として受けとめ、引き続き平成19年度以降も更なる改革を進めるべきとしております。

県でも、国と地方が対等な立場で改革について議論し、合意する仕組みをつくりあげ、第2期改革を眞の地方分権のための改革していくことが大切と考えております。

今後とも、地域主権の実現に向けて、自主的・自立的かつ効率的な行財政運営を行い得るような行政システムが構築されるよう、さまざまな場を通じ、国に対して強く働きかけてまいります。

(要望事項)

(2) 税源移譲の早期実現

個人所得課税及び消費課税に係る地方への税源移譲を早期に実現すること。

なお、平成18年度までの「第1期改革」においては、「基本方針2005」を踏まえ、個人住民税所得割の10%比例税率化により所得税から住民税へ3兆円規模の税源移譲を確実に実現すること。

<措置状況>（企画部・総務部）

国から地方への税源移譲については、平成18年度税制改正案の中で、個人住民税所得割の税率を一律10%（道府県民税4%・市町村民税6%）の比例税率とすることにより、所得税から個人住民税へ、3兆円規模の税源移譲を実施すると明記されたところであります。

この改正は、所得税が平成19年分、個人住民税が平成19年度分以降に適用されるため、それまでの暫定措置として、平成18年度においては、所得譲与税により3兆94億円が地方に譲与される模様であります。

県では、眞の地方分権実現には、3兆円規模にとどまることなく、基幹税である国の所得税や消費税から地方の個人住民税や地方消費税へのさらなる税源移譲を行い、安定的な自主財源を確保するとともに、税源偏在の是正を図る必要があると考えております。そのためには、県内市町村、地方六団体や八都県市などと連携しながら、引き続き、強く国に働き掛けてまいりたいと考えております。

(要望事項)

(3) 税源移譲に結びつく国庫補助負担金改革の推進

国庫補助負担金の改革は、確実に税源移譲に結びつく改革とすること。特に3兆円規模の税源移譲を実現するため地方の改革案に掲げられた国庫補助負担金は、廃止・税源移譲を行うこと。

また、国の財政再建のために生活保護費等の国庫負担率の引下げや、税源移譲に結びつかない国庫補助負担金の廃止等、「三位一体の改革」に名を借りた地方への負担転嫁は、絶対に行わないこと。

なお、国庫補助負担金の一般財源化等に伴う現行の措置は、普通交付税不交付団体にあっては実質的に負担増となっているため、不交付団体に対する的確な財源措置を講ずること。

<措置状況>（企画部）

「三位一体の改革」について、全国知事会など地方六団体は、平成17年7月20日に「国庫補助負担金等に関する改革案（2）」を内閣総理大臣に提出し、これに沿って改革を行うよう国に要望してまいりましたが、「国と地方の協議の場」での協議などを経て、平成17年12月1日に「政府・与党合意」が示されたところであります。

今後とも、地域主権の実現に向けて、自主的・自立的かつ効率的な行財政運営を行い得るような行政システムが構築されるよう、さまざまな場を通じ、国に対して強く働きかけてまいります。

また、国庫補助負担金については、「三位一体の改革」の中で見直しが進められておりましたが、これに伴う税財源の移譲が十分に実施されていないのが現状であり、特に不交付団体にあっては、交付税措置による一般財源化の場合には、歳入減につながり、財政運営に影響を及ぼすものと考えております。

したがって、平成19年度以降の改革の継続とともに、地方税財源の充実がその適正な配分を含め早急に実現されるよう、積極的に国に対して要望してまいります。

（要望事項）

(4) 地方交付税による確実な財政措置

地方交付税は地方固有の財源であるので、制度のあり方の検討に当たっては町村の意見を十分に踏まえること。

また、税源移譲に伴い財政力格差が拡大する財政力の弱い小規模市町村に対しては、地方交付税の財源調整・財源保障の両機能を強化して対応する必要があることから、「基本方針2005」を踏まえ、地方財政全体としてのみならず個別の市町村においても、地方交付税の所要額を必ず確保すること。

なお、財源不足に対する補てんは地方交付税の法定率分の引上げで対応するとともに、その配分に当たっては都市基盤の整備あるいは自然環境の保全の必要性など、個々の町村の置かれた状況に即した財政需要の実態を十分に反映させること。

<措置状況>（企画部）

地方交付税制度については、「三位一体の改革」の中で見直しが進められており、平成19年度以降の改革の継続とともに、地方交付税の財源調整機能・財源保障機能の充実強化及び所要額の確保並びに地方税財源の充実が早急に実現されるよう、全国知事会など地方六団体とも連携して、積極的に国に対して要望してまいります。

また、地方交付税の算定については、地方公共団体の意見申出制度（地方交付税法第17条の4）に基づき、地方自治体の財政状況に応じた総額の確保及び交付税算定事務の簡素化などについての意見を述べているところであります。

県では、こうした制度を活用し、市町村の要望をとりまとめていく中で改善のための意見を申し出ていきたいと考えております。

2 地方分権の一層の推進

(要望事項)

(1) 事務・権限移譲の一層の推進

国と地方の適正な役割分担に応じ、事務・権限の移譲を一層推進すること。

特に、農地転用、農業振興地域の指定、保安林の指定・解除等土地利用規制の権限については、地域の実情に精通している自治体の判断に委ねることが合理的であるので、その移譲を推進すること。

<措置状況>（企画部）

国と地方の役割分担に応じた事務・権限の移譲については、平成14年10月に地方分権改革推進会議が内閣総理大臣に提出した「事務・事業の在り方に関する意見」や平成15年5月及び平成16年5月に同会議が内閣総理大臣に報告したこの意見のフォローアップ結果に基づき、国において事務・事業のあり方の見直しが進められており、その動向を注視するとともに、基礎自治体である市町村優先の原則に立ち、市町村への一層の権限移譲を推進するよう、今後とも機会をとらえ、地方六団体などとも連携して国に働きかけてまいります。

また、土地利用規制に関する権限については、国における事務・事業のあり方の検討状況を視野に入れつつ、市町村と十分に協議しながら、引き続き事務処理の特例制度を活用した県独自の権限移譲を検討してまいります。

(要望事項)

(2) 国の関与等の廃止、縮減

地方自治体が住民ニーズや地域の実情に応じた暮らしの実現やまちづくりが進められるよう、国の関与や基準の義務付けを廃止、縮減すること。

<措置状況>（企画部）

地方分権の一層の推進のためには、地方自治体が、自己決定と自己責任の原則の下で、地域における行政をより自主的・自立的かつ効率的に実施していくことが重要であります。

県では、国の関与・規制の廃止・縮減等の推進について、全国知事会など地方六団体と連携しながら、引き続き国に強く働きかけてまいります。

(要望事項)

(3) 地方自治制度の弾力化

地方自治体の自由度を拡大し、社会の変化に対応した行政を推進するため、教育委員会や農業委員会などの行政委員会の必置規制の緩和等、各種の地方自治制度の見直しを行い、制度の弾力化を図ること。

<措置状況>（企画部）

地方分権の一層の推進のためには、地方自治体が、自己決定と自己責任の原則の下で、地域における行政をより自主的・自立的かつ効率的に実施していくことが重要であります。

第28次地方制度調査会では、教育委員会などの行政委員会を地方公共団体に一律に設置することを国が義務づける合理性があるかどうか等の検討が行われ、必置規定の見直しや、組織・運営の弾力化を図るべきであることなどが答申されました。

県では、この答申を踏まえた今後の国の対応等を注視してまいりたいと考えております。

3 自主的な市町村合併の推進、支援

(要望事項)

(1) 1市2町の合併に対する全面的な財政支援

本年8月に総務大臣告示がなされている相模原市と津久井郡の津久井町及び相模湖町の合併に対しては、合併の準備のみならず今後のまちづくりに向けて、合併旧法上の財政支援措置を全面的に講ずるよう国へ働きかけること。

<措置状況>（企画部）

合併市町村補助金制度など、合併旧法上の国の財政支援措置の継続については、平成17年7月に1市2町と共同で国へ要望したところであります。

なお、相模原市、津久井町及び相模湖町については、平成17年8月12日付け総務大臣告示により、平成18年3月20日の合併が確定したことを受け、県では、平成17年8月12日付けで、「相模原市・津久井町・相模湖町の合併にかかる県の支援方針」を決定したところであります。

このうち、新市の一体性の確保や行財政運営の安定化に資する支援として平成17年9月補正予算において、10億円の市町村合併特例交付金を措置いたしました。

(要望事項)

(2) 市町村合併の推進に対する人的支援等の強化

合併新法が施行された中、「自立する自治体」として自らの行政基盤を強化し、広域的土地区画整理事業などの課題に適切に対応するための市町村合併の取組を引き続き検討する市町村に対しては、県は国に更なる合併支援の働きかけを行うとともに、合併推進に関する情報提供や市町村の合併推進室等への職員の派遣など、人的支援を強化すること。

<措置状況>（企画部）

県では、これまで平成14年9月に策定した「市町村合併支援指針」に基づき、市町村が自主的に進める合併に対し、その検討段階に応じた支援を図っております。

合併新法の下での国の合併支援の取組みについては、平成17年8月に策定された「新市町村合併支援プラン」の中で、地方行財政上の支援策及びその拡充策などの具体策が示されているところですが、県でも、平成17年10月に神奈川県市町村合併推進審議会を設置し、その中で合併新法下での県の支援のあり方等についてもご審議いただいているところであります。

(要望事項)

(3) 円滑な合併協議の推進に対する支援

合併協議会が作成する合併市町村基本計画への位置づけが期待される県事業については、県との協議において可能な限りその位置づけに向けた調整を図るとともに、計画の実施に当たり、県施策等に関する情報提供を積極的に行うこと。

また、町村の自立に向けた研究に対しても情報提供を行うこと。

<措置状況>（企画部）

県では、これまで平成14年9月に策定した「市町村合併支援指針」に基づき、市町村が自主的に進める合併に対し、その検討段階に応じた支援を図っております。

合併新法下での県の支援のあり方については、平成17年10月に神奈川県市町村合併推進審議会を設置し、その中でご審議いただいているところであります。

(要望事項)

(4) 自主的な市町村合併の推進に関する構想の作成

「基本指針」では、合併対象市町村の一つとして「おおむね人口1万人未満を目安とする小規模な市町村」が例示されているが、これらの町村はそれぞれの財政事情に加えて、歴史的な経緯、文化、風土や自然的・地理的条件も異なっているので、「構想」の作成に当たってはこれらのことと配慮し、地域の実情を十分に踏まえたものとすること。

＜措置状況＞（企画部）

合併新法では、総務大臣の定める基本指針に基づき、自主的な市町村合併を推進する必要があると認める市町村を対象に、県が「自主的な市町村の合併の推進に関する構想」を定めるものとされています。

この構想を定めるに当たっては、あらかじめ市町村合併推進審議会の意見を聴かなければならぬとされたことから、県では、平成17年10月に神奈川県市町村合併推進審議会を設置したところあります。

県では、この審議会における今後の議論を踏まえ、合併新法下で自主的な合併を検討する市町村に対して、どのような支援のあり方が考えられるか、あるいは県内市町村のうち、自主的な合併を推進する必要があると認められる市町村があるのかどうかなど、考え方を整理し、適切に対応してまいりたいと考えております。

4 廃棄物処理対策の推進

（要望事項）

（1）循環型社会形成の一層の推進

廃棄物の発生を抑制するとともにそのリサイクルを推進し、環境と共生する持続可能な循環型社会を形成するため、廃棄物・リサイクルの法体系を整備・拡充し、排出者責任や拡大生産者責任の原則をより一層徹底するよう国へ働きかけること。

＜措置状況＞（環境農政部）

県では「平成18年度国の施策・制度・予算に関する提案・要望」において、循環型社会に向けて、国民的合意の形成を進めながら、排出者責任、拡大生産者責任の充実を図る方向で廃棄物、リサイクルの法体系の整備を行なうよう国に要望しております。

（要望事項）

（2）リサイクル各法の円滑な推進

リサイクル各法については、その適正な運用が図られるよう事業者や県民への指導、啓発・普及を強化し、充実すること。

特に家電リサイクル法については、その対象機器を拡大するとともに、事業者の引取が円滑に行われるよう業界を指導する国に働きかけること。

また、不法投棄防止のための監視体制整備やリサイクルに係る費用を販売価格に含める方式に改めるとともに、不法投棄された機器の回収は事業者の責任で行うこととし、市町村が回収した場合はその費用を事業者の負担とするなどの措置を講ずるよう国へ働きかけること。

＜措置状況＞（環境農政部）

ご要望については、「平成18年度国の施策・制度・予算に関する提案・要望」の中で、リサイクル各法の適正な運用が図られるよう、国民・事業者への啓発・普及を充実・強化するよう要望しております。

また、対象品目の拡大を検討すること、購入時に再商品化料金を支払う方式に改めること及び不法投棄された対象機器の再商品化を事業者の負担とすることを国に要望しております。

(要望事項)

(3) 廃棄物処理施設整備への財政措置の拡充

一般廃棄物処理の広域化に伴う施設の廃止又は改造に際しては、国庫補助金の返還の免除や地方債繰上償還の猶予などの特別措置を講ずるよう国へ働きかけること。

また、国庫補助金の廃止に伴い創設された循環型社会形成推進交付金については、その交付対象を拡大する等地域の特性を反映して弾力的に運用するとともに、市町村の事業量に対応した予算額を確保するよう要望すること。

さらに、市町村が行う循環型社会形成推進地域計画の策定について、県は積極的な支援を行うこと。

<措置状況> (環境農政部)

ごみ処理の広域化に伴う施設の廃止に際し、国庫補助金の返還の免除や地方債繰上償還の猶予などの特別措置を図るよう、これまで国にて働きかけを行っているところであります。平成17年度も「平成18年度国の施策・制度・予算に関する・提案・要望」の中で、要望しているところであります。

なお、改造については、態様もさまざまと考えられることから個別に対応したいと考えております。

また、廃棄物処理施設と一体不可分である用地・建物等についても交付対象に加えるなど、交付金の対象を拡充するとともに、市町村の事業量に対応して必要な予算額の確保を図ることを要望しております。

さらに、「循環型社会形成推進交付金」の交付を受けるに当たっては、新たに「循環型社会形成推進地域計画」の策定が必要となります。県では、計画の策定についての助言、情報提供等に努めてまいります。

(要望事項)

(4) 民間活力による広域処理計画に対する支援等の制度化の検討

廃棄物の適正処理や資源化を一層促進し、循環型社会の形成を実現するため、一般廃棄物と産業廃棄物を併せて処理対象とする民間活力による広域処理計画について、その育成、支援等の制度化を検討するよう国へ働きかけること。

<措置状況> (環境農政部)

ご要望については、「平成18年度国の施策・制度・予算に関する・提案・要望」の中で、廃棄物の総合的処理を目指す先導的な事業に対する支援を充実するよう国に要望しております。

(要望事項)

(5) 不法投棄物撤去等に対する助成の強化

河川区域内や道路等への不法投棄が数多く発生しており、町村はその撤去や清掃に大きな事業費負担を負っているのが現状である。県ではパトロールの実施、看板等の設置等の対策を実施しており、補助制度も創設されているが、町村にとって事業費に対する補助金額が十分でないことから、現行の補助率を見直し、その増額を図ること。

また、不法投棄者の発見、摘発のための警察の取締りを強化するとともに、河川や道路の管理者による不法投棄防止用のフェンス設置を推進すること。

<措置状況> (環境農政部・国土整備部・警察本部)

平成15年度より、市町村が実施する不法投棄・散乱ごみ撤去事業に重点的に補助金を充当することにより、市町村の一層の取組みを支援しております。

河川区域のごみの不法投棄については、県でもパトロールの実施や防止看板・柵の設置による未然防止と散乱ごみの撤去等による原状回復対策を地元の協力を得ながら進めております。

県警察では、これまで廃棄物の不法投棄事犯に対する取締りを行ってきており、平成18年度も引き続き取締りを強化してまいります。

5 森林等水源環境の保全

(要望事項)

(1) 「森林・林業基本計画」に即した施策の総合的な推進

「森林・林業基本法」に基づいて策定された「森林・林業基本計画」にのっとり、森林整備等の目標達成のため、森林・林業施策の総合的・計画的な推進を国に働きかけること。

なお、現行基本計画の見直しに当たっては、厳しい現状にある町村の森林、林業、山村の実態を十分に把握し、検討を進めるよう国へ働きかけること。

<措置状況> (環境農政部)

「森林・林業基本計画」に基づく施策の推進については、全国知事会の「平成18年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」でも要望しております。

また、基本計画見直しに当たってのご要望については、機会をとらえて国へ要望してまいります。

(要望事項)

(2) 森林保全整備のための国民的支援策の構築

平成17年4月に閣議決定された京都議定書目標達成計画に基づく対策については、地球温暖化防止に果たしている森林、山林等の役割を適切に評価し、位置づけるよう国へ働きかけること。

また、森林等保全整備のための経費については、全国民が負担する仕組が必要である。このため、新たな国税を創設するなど、森林等の地域を守る自治体の財政に寄与する制度の実現を国へ働きかけること。

<措置状況> (環境農政部)

現在、農林水産省では、環境省と連携して環境税の創設を検討しております。これの使途として、間伐を積極的に行うとともに森林の複層林化及び長伐期化を進め、二酸化炭素を長期にわたり吸収・固定する森林へ誘導する森林吸収源対策に充てることとしております。この施策は、ご要望の森林整備の促進に資することとなりますので、その動向を見守ってまいりたいと考えおります。

(要望事項)

(3) 森林整備対策の拡充

「市町村森林整備計画」を円滑に推進するため、町村が実施する事務事業に対して十分な財政措置を講ずるよう国へ働きかけること。

特に、地域林業形成促進事業については、補助率を引き上げるとともに、町村の森林整備計画の対象となっている森林全体を補助対象区域に指定できるよう国の基準の見直しを働きかけること。

また、地域の実情に即した土地利用の調整を図るため、保安林の指定、解除の権限は町村に移譲すること。

<措置状況> (環境農政部)

森林の整備に係る財政措置については、機会をとらえて国へ要望してまいります。

地域林業形成促進事業の採択は、国の定めた基準にしたがっているので、補助対象区域の拡大は困難であります。「森林と人との共生林区域」の森林整備については、一般林業促進事業の補

助対象となります。

保安林の指定、解除の権限については、森林法の規定によるもので、権限の移譲は困難であります。

(要望事項)

(4) 水源地域活性化のための財政支援等

水源地域の活性化を図るためにには、ダム事業に伴い整備された施設を有効に活用するなど、ダム事業完了後においても継続的な取り組みが必要である。

県では、平成13年度から「水源地域交流の里づくり事業」をスタートさせ、平成15年度からは「水源地域交流の里づくり推進事業」に取り組むとともに、「神奈川力構想・プロジェクト51」においても戦略プロジェクトに「上流と下流の住民で支える水源地域づくり」を位置づけ、その構成事業としてこの事業を活用し、「交流基盤の整備」を図ることとしている。

しかしながら、ダム事業完了後の施設は各町村の維持管理となり、町村の財政を圧迫していることも事実である。

このため、今後も引き続き関係町村との連携を図る中で、水源地域活性化のための財政支援や水源地の整備等を積極的に推進すること。

また、水源地域の町村が都市と合併しても、水源環境保全の重要性に鑑み、これまでの支援等は継続すること。

<措置状況> (企画部)

県では、水源地域町村からの要望を踏まえ、平成15年度から、「水源地域交流の里づくり計画」に基づき、町村が実施する「地域資源を活かした交流を促進する施設」及び「水源地域の情報を総合的に提供する施設」の整備について補助金を交付する「水源地域交流の里づくり推進事業」に取り組んでおります。

総合計画「神奈川力構想・プロジェクト51」においても、戦略プロジェクトに「上流と下流の住民で支える水源地域づくり」を位置付け、その構成事業として、この事業を活用し「交流基盤の整備」を図ることとしております。

今後も、引き続き、この事業を推進することにより、都市住民との交流基盤の整備を進め、水源地域の活性化を図ってまいります。

また、水源地域で市町村合併が行われた場合にあっては、合併後の市町村が水源地域を担うこととなるので、継続的に支援してまいります。

(要望事項)

(5) 水源環境保全税の導入及び水源地域等に対する交付金制度の創設

水源環境の保全・再生の取組については、平成16年度から県議会でも議論されているが、水源地域は土地利用や排水基準が厳しく、町村の財政状況にも影響を及ぼしていること、また、今後の水源地域が果たす役割等を踏まえ、個人県民税に超過課税措置を講ずる、いわゆる水源環境保全税の導入及び水源地域・河川上流域の町村に対する交付金制度の創設について、早期実現に向け、積極的に取り組むこと。

<措置状況> (企画部・総務部)

県では、水源環境保全・再生に向けて、20年間の取組全体を示す「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」と、この施策大綱を踏まえ、最初の5年間に取り組む「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」の二つからなる計画をとりまとめるとともに、この計画を推進するための財源措置として個人県民税に超過課税措置を講じることといたしました。

この計画と税制措置は、平成19年度から実施し、その上で、市町村が取り組む事業を推進するための「水源環境保全・再生に関する市町村特別交付金（仮称）」を創設することとしておりま

す。

(要望事項)

(6) 水源の森林づくり事業の拡充及び林業経営者への新たな支援

現在、水源の森林づくり事業は民有林を対象として実施されているが、公有林や小規模事業を含むすべての事業を対象とすることや、エリアの見直しを図り、事業のより一層の拡大充実を図ること。

また、森林整備に携わる作業従事者の確保・増員、林業経営者の育成や林業離職者を出さないための施策など、森林を保全するための新たな支援策を講ずること。

<措置状況> (環境農政部)

水源の森林づくり事業は、ダム上流域を中心とした水源の森林エリア内の私有林を対象に、森林所有者の皆様のご理解とご協力をいただきながら推進しております。

また、小規模な面積であっても他の森林と一緒に事業化できるよう推進してまいります。

なお、水源の森林エリアについては、森林を水源かん養機能の高い森林として、重点的に整備していくため、神奈川県の水資源の確保上特に重要なダム上流域、主要取水源の上流部、保安林の多い地域などを対象と定め事業を推進しており、今後、エリアの設定基準を満たすこととなった地域については、事業全体の整合の中で水源エリアに編入してまいります。

林業後継者については、研修等を通じて指導育成を図る林業後継者育成事業を引き続き実施するとともに、「林業労働力の安定確保を図るため林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき指定した「神奈川県林業労働力確保支援センター」が主体となって、林業従事者に対する知識・技術研修や、就労環境・雇用条件の改善などに総合的に取り組む森林整備担い手強化対策事業を支援してまいります。

また、国に引き続き担い手対策の拡充を要望してまいります。

6 医療保険制度の改革

(要望事項)

(1) 医療保険制度の一本化

医療保険制度の改革に当たっては、国保、被用者保険のそれぞれについて都道府県を単位とする再編、統合を推進するとともに、医療保険制度間の給付と負担の不公平を是正するため、医療保険制度の一本化を早期に実現するよう国へ働きかけること。

<措置状況> (保健福祉部)

平成17年12月1日に政府・与党医療改革協議会が決定した「医療制度改革大綱」の中で、「都道府県単位を軸とする保険者の再編・統合を進め、保険財政の基盤の安定を図り、医療保険制度の一元化を目指す。」と記載されておりますが、一元化に向けての道筋等具体的な内容が示されていないことから、引き続き、全国知事会等を通じて国に要望してまいりたいと考えております。

(要望事項)

(2) 市町村国保財政基盤の強化

今後の医療保険制度改革の具体的な推進に当たっては、市町村の意見を十分に尊重するとともに、市町村国保の財政状況を改善し、その基盤を強化するため、国庫負担による財政支援措置を拡充するよう国へ働きかけること。

また、三位一体の改革でその財源の一部が県へ移譲された財政調整交付金については、市町村の国保財政に支障が生じないよう県内市町村の国保財政の実情等に十分配慮し、明瞭かつ円滑に配分すること。

<措置状況>（保健福祉部）

県では、平成18年度「国の施策・制度・予算に関する提案・要望」の中で、国民健康保険が地域保険として機能できるよう、地方の実情と自主性を踏まえた保険者の方針と支援策を検討すること等について働きかけております。

また、「三位一体の改革」により導入された都道府県調整交付金の配分方法の決定に当たっては、県・市町村医療保険事務改革検討協議会の検討部会での検討や市町村国民健康保険主管課長会議での意見を踏まえ、「定率国庫負担の縮減による影響が生じないよう、縮減相当分を補填する方法」を採用する等、適切に対応してまいります。

(要望事項)

(3) 国保対策関連事業の時限付予算の継続

国民健康保険制度の財政基盤の強化については、3大臣合意を踏まえ、保険基盤安定制度の拡充、保険者支援制度の創設、高額医療費共同事業の拡充について平成15年度から3年間の時限措置として予算措置されているが、町村の国保財政は非常に厳しい状況にあるので、財政運営の安定化を図る観点から引き続き予算措置を継続するよう国へ働きかけること。

<措置状況>（保健福祉部）

「保険者支援制度」及び「高額医療費共同事業」については、平成17年12月18日の総務・財務・厚生労働3大臣合意により、平成21年度まで継続することが決定されたところであります。

また、「保険基盤安定制度」については、平成16年の「三位一体の改革」により都道府県事業とされ継続していくことになっております。

(要望事項)

(4) 悪徳滞納者対策の強化

平成12年度に国民健康保険法等が改正され、国民健康保険税滞納者に対しては資格証明書を交付するなどの対策が講じられたが、「保険給付」と「納税義務」の関係では、法の実効性が不明瞭であるので、悪徳滞納者への医療給付期限は法をもって対処すべく、より実効性のある法の整備を行うよう国へ働きかけること。

<措置状況>（保健福祉部）

国民健康保険法等の改正により、資格証明書の交付と同様に、一定期間滞納している世帯に対し、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めることが義務化されるとともに、一時差し止めを行っている資格証明書の交付世帯について差止額から滞納している保険料（税）額を控除することができます。

法改正により、実際に給付の差止めを行うこととなって4年余りであることから、実態を踏まえながら、必要があれば、国に法整備を要望してまいります。

(要望事項)

(5) 国民健康保険事業に係る県費助成制度の維持継続

国民健康保険事業にかかる県費助成制度については、国保事業の運営に必要不可欠であるので、市町村等保険者の財政状況を勘案し、平成18年度予算においても所要の措置を講ずること。

<措置状況>（保健福祉部）

国民健康保険運営強化事業促進対策費補助金については、国民健康保険法の改正により県の市町村国保事業に対する財政支援が制度化・充実されたことから、支援する分野を重点化して補助してきたところですが、「三位一体の改革」により平成17年度から創設された都道府県調整交付金の配分内容と重複するため、平成18年度から廃止することとしたところであります。また、そのような状況については、市町村主管課長会議で説明させていただいているところであります。

(要望事項)

(6) 高齢者医療事務の簡素化等

平成14年10月の医療制度改革に伴い、高齢者医療においては所得に応じた負担割合の判定事務や高額医療費の支給事務など、新たな事務が増大し、また、複雑化して医療受給者や医療機関にとってもわかりにくい制度となっている。市町村の高齢者医療事務の運営に支障が生じないよう事務を簡素化し、事務負担の軽減を図るとともに、住民にも理解されやすい簡便な制度に改善するよう国へ働きかけること。

<措置状況> (保健福祉部)

平成17年10月25～28日に神奈川県に対して行われた厚生労働省関東信越厚生局の老人医療事務の技術的助言等において、国に、次の要望をしております。

○ 制度の見直しについて

- ・ 基準収入額適用について、簡潔で分かりやすい制度となるよう見直していただきたい。
- ・ 高額医療費について、簡潔で分かりやすい制度となるよう見直していただきたい。
- ・ 負担区分等証明について、転出元の市町村に課税情報を照会することなく事ができるよう、合理的な様式に改めるとともに証明、照会事務について、統一した取扱方法を提示していただきたい。

○ 老人医療制度改革について

- ・ 改革後の制度は簡潔で分かりやすい制度とし、施行前の事前説明を十分に行った上で、制度が運用できるようにしていただきたい。

(要望事項)

(7) 老人保健医療事業における国庫負担金の交付方法の見直し

老人保健医療事業の財源については、支払基金交付金、国庫負担金が大部分を占めているが、安定した老人保健医療事業の推進を図るため、支払基金交付金、国庫負担金とともに概算交付方法を見直し、支払時期に必要な額が交付されるよう国へ働きかけること。

<措置状況> (保健福祉部)

平成17年10月25～28日に神奈川県に対して行われた厚生労働省関東信越厚生局の老人医療事務の技術的助言等において、国に、「国庫負担金の算定方法を改善し、精算時期を早めていただきたい。」との要望を行っております。

(要望事項)

(8) がん検診事業への財政措置

がん検診については、昭和58年の老人保健法施行以来、国及び県からそれぞれ3分の1ずつの補助金の交付を受けて実施したが、平成10年度から地方交付税措置に一般財源化がなされた。

しかしながら、対象者の増大等により町村の財政負担は年々大きくなっているのが実状であるので、がん検診事業の安定的な財源確保を図る立場から、より実態に即した財政措置を講ずるよう国へ働きかけること。

<措置状況> (保健福祉部)

がん検診については、市町村に対する地方交付税措置による一般財源化がなされておりますが、その基準財政需要額の算定に当たっては、実態に即した形に改善するよう、今後とも国に要望してまいります。

(要望事項)

(9) 老人医療拠出金の算定の見直し

老人医療拠出金の算定について、各健康保険組合の老人加入率が全国保険者の平均老人加入率を下回っている場合、拠出額が増える仕組となっているため、加入率のみでなく、若年層の所得等についても算定の基礎に盛り込むよう国へ働きかけること。

<措置状況> (保健福祉部)

平成17年10月19日に国から示された「医療制度構造改革試案」に対して、全国知事会を通じて、「高齢者医療制度については、高齢者医療費の著しい増加が将来も見込まれる状況を踏まえ、安定的な制度運営を担保するため、医療保険制度にとどまらず社会保障制度全般の視点に立って基本的仕組みを構築し、高齢者の患者負担や保険料負担のあり方、現役世代からの支援、公費負担等具体的な内容について議論を深めて国民的合意形成を図るべきである。」との意見を提出しております。

7 防犯対策の強化

(要望事項)

(1) 警察官の増員

これまで比較的良好な治安状況を保っていた町村部においても凶悪犯罪が多発する傾向にあり、治安は従前に比べ悪化している情勢にある。住民の生命の安全と財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するためには、町村部への警察官の更なる増員配置と交番の増設が必要である。このため、本県警察官の定員基準を引き上げ、増員するとともに、関連する予算についても併せて措置を講ずるよう国へ強く働きかけること。

(交番設置の要望)

- ・ 寒川町寒川駅前
- ・ 中井町井ノ口地区
- ・ 開成町小田急開成駅前
- ・ 愛川町半原地区

<措置状況> (警察本部)

県では、平成13年度から平成17年度まで5年続けて合計1,520人の警察官が増員されており、さらに平成18年度は、240人が増員される予定であります。これにより県の警察官数は15,176人となる予定であります。

交番の増設については、増設要望地区における犯罪及び交通事故の発生状況、行政区・面積・人口等の実態、都市の形態、道路・鉄道の整備状況等のほか、隣接交番・駐在所等との位置関係、交番用地の確保状況、警察官の確保等を総合的に勘案しながら検討しております。今後とも、増設要望地区の開発状況及び治安情勢の推移等を見ながら検討してまいりますが、当面は、今ある交番を充実して交番の機能強化することにより、治安に間隙が生じないよう努めてまいります。

なお、交番の増設については、スクラップ・アンド・ビルトを原則として考えております。

(要望事項)

(2) 防犯環境の視点からのまちづくりへの支援

道路、公園等の公共空間に対する防犯灯や緊急通報装置の整備など、自治体が犯罪防止に配慮した環境設計という視点で取り組む事業に対し、財政支援措置を講ずるよう国へ働きかけること。

<措置状況> (警察本部)

防犯カメラの設置等による犯罪抑止のハード対策は、犯罪に強い地域環境の整備を図るという観点からも大変重要でありますので、自治体が行う犯罪抑止のハード対策に関して、財政支援が受けられるよう、国の関係部局に働きかけてまいります。

(要望事項)

(3) 警察官によるパトロールの強化と防犯対策への財政支援

街頭犯罪や子どもに対する犯罪等は年々増加傾向にある。このため学校、地域、行政機関等の有機的な連携はもとより、防犯パトロールや学校施設等への安全監視対策も行われているが、警察官による巡回パトロールは犯罪抑止効果が非常に高いので、特に通学時間帯を中心に、一層充実・強化すること。

また、町村における防犯対策や地域住民の自主的な防犯活動の継続的な実施を支援するため、県による財政支援を行うこと。

<措置状況> (警察本部・安全防災局)

県警察では、児童・生徒の安全確保に関しては、大変重要な問題であると認識しており、これまでも、

- 通学路等において、防犯ボランティア団体あるいは地域住民と警察による合同パトロール
- 学校における不審者の侵入想定訓練や防犯教室
- 児童・生徒に対する不審な声かけ事案等が発生した場合には、警察として迅速な警戒活動とあわせて、各教育委員会とのホットラインとして構築したスクールポリスネットによる情報提供

など、平素から安全対策を実施しております。

今後も、通学路等における児童・生徒の安全を確保するため、現在推進している諸対策に加え、学校等関係機関との連携をさらに強化するとともに、地域住民や防犯ボランティア団体と協力し児童・生徒の安全確保に万全を期してまいります。

また、地域から犯罪をなくしていくためには、地域住民の方々の自主的な防犯活動が大変重要であると認識しており、市町村が設置する防犯活動拠点の施設整備費に対して補助する制度のほか、立ち上げ支援をする補助制度の創設や指導者講習会の実施等、支援に努めております。

(要望事項)

(4) 暴走族及びローリング族の取締り強化

暴走族及びローリング族の騒音や危険な暴走等の違法行為は、交通の妨げになるばかりでなく、地域住民の生活環境を破壊したり観光客などに多大な迷惑をかけている。

県では、平成15年12月に「神奈川県暴走族等の追放の促進に関する条例」を制定し、追放運動に取り組んでいるが、今後とも暴走等の行為を撲滅すべく、法令の見直しを国に働きかけるとともに、県警による取締りを徹底強化すること。

<措置状況> (警察本部)

暴走族対策につきましては「神奈川県暴走族等の追放の促進に関する条例」に掲げる

- 暴走族を許さない社会環境づくり
- 暴走族への加入阻止・離脱促進
- 暴走族の取締りの強化

を3本の柱に、関係機関や団体等のご協力をいただきながら、県民総ぐるみでの取組を行っているところですが、暴走族の取締りについても、条例のほか、改正道路交通法等を積極的に適用し、引き続き強力な取締りを推進してまいります。

8 地震防災対策の充実強化

(要望事項)

(1) 南関東地域直下の地震対策の強化推進

神奈川県西部地域を含めた南関東地域の観測体制及び地震予知研究体制を東海地域と同様に強化、推進するとともに、「南関東地域直下の地震対策に関する大綱」に盛られた具体的対策を着実に推進するよう国へ働きかけること。

<措置状況> (安全防災局)

「南関東地域の観測体制及び地震予知研究体制」及び「南関東地域直下の地震対策に関する大綱に盛られた具体的対策の着実な推進」については、「平成18年度国の施策・制度・予算に関する提案・要望」の中で、「地震防災対策の計画的推進」として位置付け、要望しております。

(要望事項)

(2) 公共施設等の耐震化事業への財政措置の拡充

災害発生時に住民の避難場所となる公共施設、防災拠点施設等に対する耐震化事業に対しては、十分な財政措置を講ずるよう国へ働きかけること。

<措置状況> (安全防災局)

避難場所となる施設に対する耐震化事業への財政措置については、地震防災対策特別措置法の特例措置の延長を、「平成18年度国の施策・制度・予算に関する提案・要望」の中で、「地震防災対策の計画的推進」として位置付け、要望しております。

(要望事項)

(3) 橋梁、トンネル等の耐震補強事業への支援拡充

東海地震の強化地域に指定されている市町村においては、災害発生時の復旧支援活動に必要な主要道路の確保が最重要課題となるが、これらの道路には橋梁やトンネルが多く存在しており、その耐震診断と補強工事が必要不可欠となっている。

このため、これらの事業に対する国の財政措置をさらに充実するとともに、完成時に日本道路公団から移管された高速道路跨道橋の耐震補強事業については、原因者である日本道路公団から負担金を徴収する制度を創設するよう国及び日本道路公団に働きかけること。

<措置状況> (国土整備部)

ご要望の件については、国庫補助制度として橋梁補修事業、災害防除事業がありますので、県では、これらの事業に対して、技術的助言などの支援のほか、国庫補助採択の可能性について検討していきたいと考えております。

また、高速道路株式会社から負担金を徴収する制度の創設については、事業化の計画にあわせて伝えてまいります。

(要望事項)

(4) 地震防災対策特別措置法の特例措置の延長

地震防災対策の一層の推進を図るため、平成17年度末に期限切れを迎える「地震防災対策特別措置法」の特例措置を延長するよう国へ働きかけること。

<措置状況> (安全防災局)

地震防災対策特別措置法の特例措置の延長については、「平成18年度国の施策・制度・予算に関する提案・要望」の中で、「地震防災対策の計画的推進」として位置付け、要望しております。

(要望事項)

(5) 地震防災対策緊急支援事業補助制度の継続について

神奈川県市町村地震防災対策緊急支援事業補助制度は平成17年度末で期限切れを迎えるが、東海地震や県西部地震等の切迫性が高まっている中、地震防災対策強化地域の指定を受けている町村においても消防・防災対策は未だ十分とはいえず、更に継続して実施、強化していかなければならぬ。

新潟県中越地震等の教訓を踏まえ、県全体の防災力を一層向上させるとともに、各市町村の地域特性にあった消防・防災施策を積極的に推進するため、本補助制度を継続すること。

<措置状況>（安全防災局）

現行の「神奈川県市町村地震防災対策緊急支援事業」は、法人二税の超過課税を活用し、平成17年度末までの時限事業として実施しております。

平成18年度以降についても、これまでの市町村の取組状況を踏まえ、また、切迫性が指摘される東海地震や首都直下地震への対策、新潟県中越地震等で改めて認識された課題への対応等に鑑みるに、引き続き市町村が取り組むべき課題があります。

平成17年9月定例県議会において、法人二税の超過課税の延長が承認され、引き続き地震防災対策の強化への活用が認められましたので、市町村が取り組むべき課題等を踏まえ、新たな支援制度の構築を進めてまいります。

II 共通要望事項

1 町村財政基盤の強化

(要望事項)

1 地方交付税制度の改善について

現在、臨時財政対策債で補てん措置が講じられている地方負担分については、元利償還金相当額の金額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入することとされているものの、地方債現在高が膨らんでいるので、財源不足を交付税特別会計借入額により措置する本来の形に早急に戻すよう国への働きかけを要望します。

併せて、交付税算定事務においては引き続きその簡素化に努め、基礎数値の収集が円滑に行えるよう国への働きかけを要望します。

<措置状況>（企画部）

地方交付税制度については、「三位一体の改革」の中で見直しが進められており、平成19年度以降の改革の継続とともに、地方交付税の所要額の確保及び地方税財源の充実が早急に実現されるよう、全国知事会など地方六団体とも連携して、積極的に国に対して要望してまいります。

また、地方交付税の算定については、地方公共団体の意見申出制度（地方交付税法第17条の4）に基づき、地方自治体の財政状況に応じた総額の確保及び交付税算定事務の簡素化などについての意見を述べているところであります。

県では、こうした制度を活用し、市町村の要望をとりまとめていく中で改善のための意見を申し出ていきたいと考えております。

(要望事項)

2 地方超過負担の解消について

地域住民と直接かかわる市町村では行政に対する要望が多岐にわたり、また、その内容も多様化してきていますが、それに対応するための財源確保に苦慮している市町村にとって、各種の国庫補助基準が示す単価と実施に際しての単価差、数量差、地域差により生ずる地方超過負担は、市町村の財政を圧迫するものです。

国と地方とのそれぞれの役割の中での財政秩序の確立を図る観点から、また、地方財政運営の健全化を確保する観点からも、社会情勢や住民ニーズの変化、施設水準の向上等に対応した補助基準に改善し、超過負担の解消を図るよう、国への強力な働きかけを要望します。

<措置状況>（企画部）

国庫補助負担金の補助単価・対象範囲・補助基準等については、補助金等実態調査に基づき、一部については超過負担が改善されておりますが、いまだ不十分なものも残っていると認識しておりますので、引き続き全国知事会など地方六団体とも連携して、国に要望してまいります。

(要望事項)

3 地方税制等の改正について

(1) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場周辺における道路整備、環境対策等さまざまな行政サービスの効果を享受しているゴルフ利用者に課せられ、その7割が市町村に交付される、いわば市町村固有の税と言える。分権型社会において、町村が自らの判断と責任で行政を推進していくうえで貴重な財源となるので、ゴルフ場利用税の存続確保について特段の配慮を国に強く働きかけ

ること。

<措置状況>（総務部）

ゴルフ場利用税は、県及び市町村の貴重な財源でありますので、引き続き、その存続に向けて取り組んでまいります。

(要望事項)

(2) 軽自動車税の税率は、昭和59年度から現行の税率となっているが、軽自動車の規格や性能、車両価格等から見て自動車税に比較して非常に低率となっている。取得価格や付加価値が向上している軽自動車の税率を現行のままに据え置くことは、自動車税と比較して均衡な税制ではなく、自動車税の税率に見合った税率への早期引上げを国に働きかけること。

また、軽自動車の課税事務・徴収事務の省力化や事務経費の削減を図るため、新規登録時のみの課税・徴収ができる制度に改正するよう併せて要望すること。

<措置状況>（企画部）

軽自動車税に係る標準税率については、昭和59年度の見直し以来かなりの年数が経過しており、また、標準税率の水準が他の自動車関係税に比較し著しく低率となっていることや、市町村の徴税経費等の観点からも見直しが行われるべきものと考えますので、原動機付自転車などに係る課税のあり方の検討も含め、機会をとらえて国に要望してまいります。

なお、平成18年度税制改正案において、軽自動車税の制限税率を、標準税率の1.2倍から1.5倍に拡大することが盛り込まれております。

(要望事項)

(3) 固定資産税に係る非課税措置等については、租税の公平なる負担や地方財源の充実を図る見地から各種非課税措置の整理・縮減を行うよう強く国に要望すること。

<措置状況>（企画部）

非課税措置などは、租税負担の軽減を通じて、特定の政策目的を実現するための政策手段であり、税負担の公平という税制の基本原理の例外となっておりますので、その政策目的の合理性、政策手段としての適正性、利用の実態などを踏まえて適時見直しを行い、整理・縮減されるよう国に要望してまいります。

(要望事項)

(4) 地方税の申告手続等への電子化システムの導入に当たっては、地方税電子化推進協議会のシステム概要報告書にも記述されているとおり、町村の負担が軽減できるような財源措置を講ずるとともに、個人情報の保護、所得税・住民税との整合性、操作性や利便性等を十分に考慮したシステムを構築すること。

<措置状況>（総務部・企画部）

地方税における電子申告については、平成17年1月、法人の県民税及び事業税の申告手続を対象に、一部の都道府県において導入されたところですが、その後も、利用範囲の拡大に向け、全国の都道府県及び市町村で構成される「地方税電子化協議会」において、制度面やシステム面のほか、導入に伴う費用負担のあり方等について、引き続き検討が進められております。

ご要望の点については、地方税電子化協議会における検討状況を踏まえながら、対応してまいりたいと考えております。

(要望事項)

(5) 土地に係る固定資産税及び都市計画税の税額算出方法については、税負担の公平の観点から負担調整措置等が講じられている。このことは納税者にとって土地の評価額が下がるのに、課

税標準額が据置きや高くなるなど、納税者からも税金が一層高く感じられ、ますます理解しにくいものとなっている。

納税者に理解しやすいよう税額計算の簡素化を図るため、課税標準額の算出方法の検討を国に働きかけること。

＜措置状況＞（企画部）

負担調整措置については、負担水準の均衡化という観点から制度化されているのですが、現行の負担調整措置は税額計算過程が複雑であり、納税者にとって分かりにくいものとなっておりますので、簡素な制度により、負担水準の均衡化を早期に図るよう国に要望してまいります。

なお、平成18年度税制改正案において、制度の簡素化という観点等から負担調整措置の見直しが示されているところであります。

（要望事項）

（6）木造家屋評価基準表は整理合理化が図られ、簡素化された。しかしながら、非木造家屋に係る評点基準表については以前に見直しが行われているが、いまだ限定的な改正にとどまっている。

木造家屋評点基準表と同様に、非木造家屋の評点基準表の大幅な整理合理化を図り、簡素化するよう国へ働きかけること。

＜措置状況＞（企画部）

家屋評価については、平成15年度の評価替えにあたり、木造家屋を中心とする評点項目の大幅な整理合理化が図られたところですが、依然として専門性が高く複雑なものであり、納税者にとっても理解しにくいものとなっておりますので、課税の公平性が保たれることを前提に、非木造家屋評点基準表の整理合理化も含め、評価方法の更なる簡素化について検討するよう国に要望してまいります。

（要望事項）

（7）国有資産等所在市町村交付金の算定基礎となる県有財産台帳価格は町村が提示した価格より低額になっており、以前から大きな格差が生じている。

これは、県有財産台帳価格が県が独自に定めた価格を使用しているためであり、町村が提示した価格を反映していないので、早期に改善すること。

＜措置状況＞（総務部）

県有財産台帳価格に記載されている価格は、神奈川県財産管理規則第48条の規定による県有財産台帳価格算定要領にもとづき算定しております。

土地の台帳価格は、県有地の現況地目に応じた近傍類似地の固定資産税評価額を用いて算定した額を記載しております。この価格は、3年に一度実施される固定資産税の評価替えの時期に合わせ価格を改定し、適正な価格となるよう調整を行っております。

建物の台帳価格は、取得時に建築工事費を記載し、増改築があった場合にこれを随時増額しております。また、土地と同様に3年に一度、減価償却相当分を減額するとともに、建築物価等による時価の動きを反映させ、適正な価格となるよう調整しております。

（要望事項）

4 政府資金に係る地方債の借換え等について

政府資金に係る地方債については、一定の条件のもとで公庫資金の借換債の発行などの措置が講じられているところであります。また、平成13年度より既往債も含めて任意の繰上償還が補償金を支払うことを条件に認められています。

しかし、景気低迷や景気対策に伴う公債費の増大など、厳しい財政状況のもとで多額の補償金

を支払っての繰上償還は、町村財政にとって利点は少ないと思われます。

つきましては、補償金支払いの要件緩和と借換債の枠拡大、さらには低利債への借換えについて特段の措置を講ずるよう国への働きかけを要望します。

<措置状況>（企画部）

政府資金等の公的資金に係る地方債の繰上償還及び借換えについては、一定の要件を満たす団体に対して借換えや特別交付税による利差補てん措置が講じられており、また、補償金を支払うことによりどの団体においても任意の繰上償還が可能となっております。

さらに、平成17年度からは補償金を含めて借換債の対象とされているところであります。

しかしながら、これらの措置については、公債費負担の軽減効果や自治体側の財政負担の面で必ずしも十分な対策となっていないことから、繰上償還及び借換え等の公債費負担軽減措置のさらなる拡充について、引き続き国に働きかけてまいります。

(要望事項)

5 水道企業債に対する財政優遇措置について

水道事業においては、近年の鉛管問題やクリプトスピリジウムなどの問題への対応、さらには老朽管の布設替えなど、より安全で良質な水道水を将来にわたり安定的に供給できる施設の整備を進めて行く必要があります。しかし、これに要する巨額な資金はそのほとんどを企業債に頼るため、財政面では企業債元利償還金が年々増加して大きな負担となり、経営状況の悪化、ひいては水道料金の値上げを助長することが考えられます。

つきましては、水道事業の財政健全化をより一層図るため、次の措置を講ずるよう国に強く要望します。

(1) 政府資金及び公営企業金融公庫資金について、貸付け利率の引下げ、償還年限の延長など発行条件の緩和を図ること。

<措置状況>（企画部）

水道事業については、住民の日常生活に密接に関連していることから政府資金等の公的資金が優先的に配分されており、公営企業金融公庫の優遇金利の適用や地方交付税措置等による公債費負担の軽減措置が講じられているところであります。

また、水道施設の耐用年数を考慮し、他の事業債と比較しても長期の償還期間が設定されています。

公営企業である水道事業については、民間的経営手法の導入等、なお一層の経営改善努力を求めておりますが、経営健全化を図る観点から制度改善が必要なものについて、今後とも機会をとらえて国に働きかけてまいります。

(要望事項)

(2) 高料金対策借換債の条件を緩和するとともに、政府資金についてもその対象とすること。

<措置状況>（企画部）

上水道高料金対策借換債については、資本費及び給水原価が全国平均を著しく上回っている上水道事業について認められておりますが、平成17年度から利率要件が緩和されるとともに、一定利率以上の既往債の借換えが新たに臨時特例措置として認められているところであります。

さらに、政府資金等の公的資金については平成17年度から補償金を含めて借換債の対象とされております。

しかしながら、これらの措置については、公債費負担の軽減効果や自治体側の財政負担の面で必ずしも十分な対策となっていないことから、借換え等の公債費負担軽減措置のさらなる拡充について、引き続き国に働きかけてまいります。

(要望事項)

(3) 起債対象事業において、その細部にわたる条件（対象外の仮設切回し工等）の緩和及び枠配分の拡大を図ること。

<措置状況>（企画部）

地方債は将来の住民に負担を残すものであるため、世代間の負担の公平性の観点から、その便益が後世代の住民に残る公共施設の建設等に係る経費に対象が限られており、水道事業については、こうした起債対象経費に対して100%の起債が認められており、現行の取扱いが適当であると考えております。

(要望事項)

6 市町村振興補助金の拡充について

市町村振興メニュー事業補助金については、平成17年度より補助金の執行事務及び審査・査定事務が各地域県政総合センターに移譲され、下限事業費の緩和などがなされたところですが、今後、町村の財政状況は大変に厳しくなることが見込まれることから、財政力の弱い自治体が活用しやすいよう、より一層の支援の充実を要望します。

(1) 下限事業費を更に引き下げること。

<措置状況>（企画部）

市町村振興メニュー事業補助金は、これまでも、必要な事業費の確保を図るとともに、市町村の意見・要望や行政需要の動向を踏まえ、毎年、メニューの新設改廃等、市町村の自主性・主体性を尊重し利用しやすい制度への改善を行っております。下限事業費の引き下げについては、17年度においては、施設整備事業における下限事業費の10%引下げを行い、平成18年度においても、基幹道路事業及び大規模改造事業において下限事業費の引き下げを図ることといたしました。

(要望事項)

(2) 小規模改修まで拡大するなど、補助メニューの拡大新設をすること。

<措置状況>（企画部）

市町村振興メニュー事業補助金は、市町村が、生活関連の公共施設等を整備する際の一時的な財政負担の軽減を図ることを目的とした県の支援制度であり、維持補修費等の経常経費について限られた財源を多くの市町村に公平に活用していただくため、補助対象外としているところでありますので、ご理解いただきたいと思います。

(要望事項)

(3) 基幹道路整備の適用除外事業費を引き下げること。

<措置状況>（企画部）

平成18年度において、基幹道路事業に係る下限事業費を引き下げることといたしました。

(要望事項)

(4) 道路施設・河川施設などについて、国庫補助採択事業やまちづくり交付金対象事業も補助対象とすること。

<措置状況>（企画部）

市町村振興メニュー事業補助金は、市町村が、生活関連の公共施設等を整備する際の一時的な財政負担の軽減を図ることを目的とした県の支援制度であり、道路施設・河川施設における国庫補助採択事業等にあっては、国庫補助金のほか、地方債等による財政措置が充実していることから、補助対象外としているところでありますので、ご理解いただきたいと思います。

(要望事項)

(5) 事業費に対する補助金先付分の上限枠（現行2,000万円）を撤廃・増額すること。

<措置状況>（企画部）

市町村振興メニュー事業補助金は、市町村が、生活関連の公共施設等を整備する際の一時的な財政負担の軽減を図ることを目的とした県の支援制度であり、補助金交付要綱取扱要領第3条及び第4条に定める特定財源相当額の控除及び補助金充当可能額の算出については、限られた財源を公平に活用していただくため、国庫補助金及び地方債について、国庫補助金の交付決定の有無及び地方債の起債許可の有無にかかわらず控除することを原則とし、そうした中で、2,000万円までは適用しないこととしたものでありますので、その趣旨を勘案いただき、ご理解いただきた
いと思います。

(要望事項)

(6) 補助率を1／2から2／3に引き上げること。

<措置状況>（企画部）

市町村振興メニュー事業補助金は、市町村が、生活関連の公共施設等を整備する際の財政負担の軽減を図ることを目的とした県単独の支援制度であることから、補助率は3分の1を原則とし、小規模である等の特別な事情がある場合に補助率を2分の1に引き上げて実施しているものでありますので、更なる補助率の引き上げは困難であります。

2 地域情報化施策の推進

(要望事項)

1 光ファイバー網等のインフラ整備について

政府は、世界最先端のIT国家になることを国家目標に、「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」を平成13年1月に施行し、また、将来の高度情報化時代を見据えた「e-japan戦略」を決定しました。

その重点計画では「民間事業者によるインフラ構築」、「地方公共団体等の公共ネットワーク、端末の整備を支援」を講ずることになっていますが、民間事業者には、採算性の問題、地理的条件、地元町村の財政状況等によって着手できないなど、地域間の情報格差が拡大することが予測されます。

つきましては、光ファイバー網の整備されていない地域に対する民間事業者への整備後の財政支援策、国によるネットワークの整備について一層の働きかけを要望します。

<措置状況>（企画部）

地域における高速・超高速ネットワークインフラの整備については、採算性等の問題から整備が進まない地域においても、民間事業者による整備が促進されるよう、直接補助、低利・無利子融資等の支援策の充実を、今後とも、国に働きかけてまいります。

(要望事項)

2 地上波放送デジタル化に伴うテレビ共同受信施設事業に対する支援措置について

町村の多くの地域では、山間部特有の複雑な地形のためテレビ電波が良好に受信できず、このためテレビ共同受信施設により地上波テレビ放送を受信しており、個別アンテナ受信者の多くも劣悪な環境で受信しています。

平成23年（2011年）の地上波デジタル放送への完全移行に伴い、更にテレビ共同受信施設事業の重要性が増すことと思われます。このため、テレビ共同受信施設のすべてがデジタル化に対応するために想定される設備の更改等にかかる費用は小規模な事業者の重い負担となることが考

られるとともに、地域特性に適した情報通信基盤整備の一環としての新たな事業の展開も想定されることから、山間部町村等の条件不利地域のテレビ共同受信施設事業に対する直接補助等の支援措置を講ずるよう国への働きかけを要望します。

<措置状況>（県民部・企画部）

地上波放送デジタル化による影響の有無については現時点でははつきりしておりませんが、国からの情報は的確に市町村に伝えてまいります。

また、地域情報通信基盤整備については、国により、新世代地域ケーブルテレビ（CATV）整備を行う市町村や第三セクターに対する補助制度や、民間事業者が行うケーブルテレビや光ファイバ整備への低利融資制度などの支援策が講じられておりますが、民間事業者に対する支援策を拡充するよう要望を行っており、今後とも国に働きかけてまいります。

(要望事項)

3 戸籍コンピュータ導入に伴う財政措置について

戸籍事務へのコンピュータ導入は、事務の煩雑化等に対応するため早急に実施しなければなりません。

つきましては、導入に伴う経費負担については特別交付税措置でなく、負担率を明確にした国庫補助制度へと変更し、併せて稼働後の経費についても同様の措置を講ずるよう国への働きかけを再度要望します。

<措置状況>（企画部）

戸籍事務のように、地方公共団体が実施主体となる事務に対する費用については、地方税あるいは地方交付税による一般財源として措置されることが、地方公共団体の自主性・主体性を強化し、行財政運営の簡素化を推進する観点から望ましいことと考えております。

したがって、今後、地方分権の推進にあわせ、地方税財源の拡充について早急に実現するよう、全国知事会など地方六団体とも連携して、強く国に要望してまいります。

3 安心できる豊かなくらしの創造

(要望事項)

1 住民基本台帳の閲覧及び郵送による住民票交付申請における規制について

(1) 住民基本台帳の閲覧制度に関して総務省による検討会が設置されたが、県として「個人情報の保護に関する法律」の趣旨にそった視点で、住民基本台帳法第11条を根本的に改正するよう国へ働きかけること。

<措置状況>（企画部）

住民基本台帳の閲覧制度については、国が設置した住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会の報告を受け、国において、既に法改正を含めた検討がなされているところでありますので、その動向を注視してまいります。

(要望事項)

(2) 郵送による住民票の交付請求は、窓口での対応と異なり、身分確認や会社確認が困難であるうえ、統一された確認方法や法による制限規定等が確立されていないのが現状である。悪用される恐れの大きい郵送による住民票交付申請に対し法改正を含めた対策を構築するよう国へ働きかけること。

<措置状況>（企画部）

郵送による住民票交付申請については、住民基本台帳法第12条第6項に規定され、既に制度として定着していることから、ご要望の件については住民の利便向上と個人情報保護について比較

考量し、慎重に検討すべき課題であると認識しております。

(要望事項)

2 消費生活相談体制の整備等に対する支援について

消費生活相談件数が年々増加傾向にあるにもかかわらず、県の消費生活センターが再編整備され、中央消費生活センターのみとなったことにより町村の人的・財政的な負担が増大してきています。とりわけ町村が実施している継続相談等複雑な相談内容に適切に対応するため、今後もより一層の消費生活相談員の育成及び人材の確保が必要不可欠です。また、商品等の情報の高度化や専門化が進む中、消費者の利益保護のために行う消費者教育、啓発及び消費者団体の育成も必要です。

つきましては、平成17年度に期限切れを迎える市町村消費生活相談体制整備推進事業費補助制度の延長と、町村が行う消費生活相談員確保の取組の支援を要望します。

<措置状況>（県民部）

県では、市町村に消費生活相談体制の整備を円滑に推進していただくため、平成11年度から施設整備（単年度）や相談員設置（5年間）の補助制度（政令市を除く）を設け、これまで多くの市町村に補助制度の趣旨をご理解いただいたうえで、県として支援を行っており、清川村は平成17年度まで、箱根町、真鶴町及び湯河原町は平成19年度まで補助を行いますが、現行の補助制度の延長は困難であります。

また、県では、市町村における消費生活相談員を確保するため、相談員等を対象とした各種研修の実施、市町村が新たな相談員を採用する場合の消費生活相談員の紹介、市町村が新人相談員を採用した場合に実務経験のある消費生活相談指導員を派遣して行う指導（平成17年度から新規実施）及び市町村の新人相談員のかながわ中央消費生活センターにおける実務研修への受入れ（平成17年度から新規実施）などの市町村支援を行っており、今後も、市町村と連携して取り組んでまいります。

4 農林業振興対策の推進

(要望事項)

1 松くい虫被害対策事業に対する精算単価の見直し等について

松くい虫による松枯れの防除対策として、毎年度特別伐倒及び樹幹注入を実施していますが、松枯れは減少せず拡大している状況にあります。町村においても伐倒等防除対策について予算措置等の努力をしていますが、実施単価と補助単価に格差があり、町村の負担が増大しています。補助単価は全国的に標準的な作業を基本としていますが、地域によっては作業内容が大幅に違うため、積算単価の検討を国に働きかけるとともに、県による財政支援を要望します。

<措置状況>（環境農政部）

松くい虫防除事業については、県でも財源の確保、効率的な防除の推進に努めているところでありますが、予算面では、関係市町村からの要望に全て応じることができない状況であります。各市町村においても駆除対象を絞り込んでいただくなど、効率的な実施をお願いするとともに、県でも引き続き財源の確保に努めてまいります。

(要望事項)

2 有害鳥獣対策について

有害鳥獣対策は、町村でも有害鳥獣捕獲の実施、獵区設定などを積極的に実施していますが、野猿、鹿、イノシシ等による農作物への被害は一向に減っておらず、個体数も増加しています。つきましては、現在の施策の効果をよく見極め、野猿、鹿の個体数の適正管理対策や現行の補助

事業の強化など、地域の実情にあった総合的かつ実効性のある対策を講ずるよう強く要望します。

(1) 「群れ」を単位とする適正な個体数管理の徹底等、被害防止の視点からの特定鳥獣保護管理計画の見直し

<措置状況> (環境農政部)

ニホンザルについては、平成14年度に策定した保護管理計画に基づき、各地域県政総合センターごとに県、市町村、農業団体などで構成する地域鳥獣対策協議会において議論、検討した被害防止対策や群れごとの個体数や行動域などのモニタリング結果を検証しながら毎年度、事業実施計画を策定し、事業推進しております。

(要望事項)

(2) 野猿、鹿に係る捕獲許可権限の市町村移譲

<措置状況> (環境農政部)

ニホンジカ、ニホンザルについては、平成14年度に策定した保護管理計画に基づき、地域の農業被害状況や捕獲実績、さらに生息状況等モニタリング結果を検証しながら毎年度事業実施計画を策定し、事業推進しておりますので、現保護管理計画期間中 (H15～H18) は、捕獲許可権限の移譲は考えておりせん。

(要望事項)

(3) 広域獣害防止柵整備事業の継続実施及び小規模の農地の囲い込みにも対応できるような要領の改正

<措置状況> (環境農政部)

広域獣害防止柵の維持管理については、事業開始の際の県と市町村との合意のとおり、市で対応いただくこととし、支援策は考えておりませんが、地域の被害実情に応じ、市町村等が実施する防護柵の整備など被害対策事業については、既存の補助制度の中で支援しております。

(要望事項)

(4) イノシシ対策としての防護柵の設置等に対する財政支援

<措置状況> (環境農政部)

地域の被害実情に応じ、市町村等が実施する防護柵の整備など被害対策事業については、既存の補助制度の中で支援しております。

(要望事項)

(5) 有害鳥獣の被害に対する効果的な予算措置の実施。特に鳥獣保護管理対策事業補助制度の充実強化

<措置状況> (環境農政部)

地域の被害実情に応じ、市町村が実施する獣害防護柵の設置等有害鳥獣被害対策事業への補助については、予算枠の確保に努めてまいります。

(要望事項)

(6) 広域的な被害防止対策と人身被害防止対策の推進

<措置状況> (環境農政部)

効果的な鳥獣被害対策は、元来、各地域関係者の主体的な取組みがあってこそ可能であることから、県では地域の実情に応じた主体的な取組みに対し、市町村が実施する被害対策事業をとおして助成を行うとともに、各地域県政総合センターごとに設置した地域鳥獣対策協議会において広域的な被害防止対策や駆除体制を議論・検討してまいります。

(要望事項)

(7) 広域的な駆除体制の確立と駆除事務の迅速化

<措置状況> (環境農政部)

効果的な鳥獣被害対策は、元来、各地域関係者の主体的な取組みがあつてこそ可能であることから、県では地域の実情に応じた主体的な取組みに対し、市町村が実施する被害対策事業をとおして助成を行うとともに、各地域県政総合センターごとに設置した地域鳥獣対策協議会において広域的な被害防止対策や駆除体制を議論・検討してまいります。

(要望事項)

(8) 捕獲後の野猿等に関する広域体制の確立

<措置状況> (環境農政部)

特定鳥獣保護管理計画上、捕獲個体の処分については、市町村が行うことでスタートしておりますので、市町村に担っていただきたいと考えております。

(要望事項)

(9) 野生動物の生態環境を整備するため、公有林の天然林（広葉樹）施業の積極的推進

<措置状況> (環境農政部)

県営林における広葉樹林の整備・管理は、「第10次県営林管理・経営計画」に基づき取り組んでおり、今後も推進してまいります。

また、ニホンジカ保護管理計画においても、シカを含めた多様な野生生物の生息環境整備に資するものとして、標高や地形などの自然条件や森林の質的状況に応じ、県有林を中心に多彩な森林づくりを目指した取組みを進めることとしております。

(要望事項)

(10) カラス・ハト等被害をもたらす鳥類の生息調査の実施

<措置状況> (環境農政部)

平成12、13年度にカラス、ドバト、ヒヨドリ、ムクドリなどについて生息状況調査を実施し、被害対策のための基礎資料として活用しております。

(要望事項)

(11) 被害に対する新たな補償共済制度の確立

<措置状況> (環境農政部)

鳥獣被害に対する県独自の補償共済制度の創設は考えておりません。

(要望事項)

3 移入鳥獣等駆除に対する支援について

アライグマについては、生息調査等防除計画策定のための一連の対策がとられることになっていますが、タイワンリスもアライグマ同様に生活被害を発生させており、昨年来、三浦半島地域では台風、強風による倒木が相次いでいるのも「タイワンリスが木の皮をかじり木が枯れてしまっていることが原因のひとつである」との声も寄せられており、昨今問題とされている山が荒れている要因ともなっているのではと危惧しています。つきましては、タイワンリスの生息実態や生態については情報量が少ないとから、その生息状況調査等の実施や情報の収集・提供など、必要な対策を講ずるよう要望します。

<措置状況> (環境農政部)

県、市町村、農業協同組合等を構成員とする横須賀三浦地域鳥獣対策協議会において、地域特性に応じた被害防止対策事業や捕獲等体制を議論・検討していくとともに、情報収集・提供に努めてまいります。

(要望事項)

4 ヤマビル駆除対策の強化について

丹沢大山地域の農村では、登山道や農耕地等で数多くのヤマビルが発生し、農林業従事者や観光客、登山者などが多大な吸血被害を受けています。また近年では、民家の庭先でも生息が確認され、年々生息域は広域的に拡大しており、人的被害も増加しています。

現在、丹沢大山総合調査におけるヤマビル目撃情報調査が実施されていますが、被害も広域範囲となっているため、県としても早急にヤマビル駆除対策に積極的に取り組むとともに、町村が実施している駆除対策事業を支援するよう次の事項について要望します。

(1) ヤマビルの駆除方策の早期検討・確立及び町村が実施する駆除対策事業に対する県補助制度の創設

<措置状況> (環境農政部)

自然環境に影響を与えないヤマビルの効果的な駆除方法は、これまで駆除剤メーカーはじめ、被害の深刻な地方公共団体でも長年調査研究されておりますが、今までのところ、生息地の環境改善（地表の乾燥化）や塩、木酢液などによる自己防衛策のほか、特効的な対策がないのが実情であります。

県では、市町村を中心としたヤマビル被害対策に対し、引き続き、情報収集や情報提供に努めてまいりますとともに、堆肥化等の試みに対し国の支援制度の活用について情報提供してまいります。

なお、ヤマビルについては、その被害が住民に身近な生活被害であることから市町村に中心的な役割を担っていただきたいと考えておりますので、補助制度の創設は困難であります。

(要望事項)

(2) ヤマビルの生息域（被害）を減少させるための防鹿柵設置事業の拡大

<措置状況> (環境農政部)

市町村が実施する獣害防護柵の設置等、有害鳥獣被害対策事業への補助については、予算枠の確保に努めています。

(要望事項)

5 中山間地域総合整備事業に係る補助金の拡充について

中山間地域総合整備事業については、事業実施採択を受けた後、農業生産基盤整備及び農村生活環境基盤整備を実施していくことになりますが、事業を円滑かつ計画的に実施するため、計画に即した補助金の拡充を国へ働きかけるよう要望します。

<措置状況> (環境農政部)

ご要望の点については、事業効果の早期発現に向け、引き続き予算の確保に努めています。

(要望事項)

6 林道の整備促進について

林業生産基盤である林道については、別表「林道整備箇所表」により、開設、通行規制の緩和を要望します。

1 土佐原林道のガードレール設置及び視線誘導標の設置

転落事故・接触事故防止が図られるようカーブ及び路肩付近が急傾斜になっている場所等で、

ガードレールが未設置となっているところについて、ガードレール及び視線誘導標の設置を要望します。(松田町)

2 明神林道通行規制の緩和

本林道は、県西地域の観光・経済流通という面からみますと、南足柄市と箱根町を結ぶ重要なルートとなり得ると思われます。当初の整備目的の中には足柄万葉の郷と仙石原温泉郷を結ぶという目的もありますので、規制の緩和を引き続き要望します。(箱根町)

3 白銀林道整備（しとどの岩屋入口からの整備）[湯河原町吉浜・鍛冶屋地区]

白銀林道は、県の尽力により順次整備されてきていますが、森林保全及び維持管理上必要な林道であり、作業効率向上のためにも、県道75号線側（しとどの岩屋入口）からの整備を引き続き要望します。(湯河原町)

4 栃谷林道・坂沢林道の橋梁

生活道路にもなっており、老朽化のため重量制限があり、早期の架け替えを要望します。(相模湖町)

<措置状況> (環境農政部)

1 土佐原林道は、平成14年7月26日に県と松田町で締結した「県営林道土佐原線の管理に関する覚書」に基づき、松田町への管理替えを進めるため、現在、林道敷地調査を実施しております。

この覚書第3条では、県が「改良工事等を行い交通の安全を図る」としており、ご要望のガードレール及び視線誘導標の設置については、検討してまいりたいと考えております。

なお、検討に当たっては、効率的に改良工事等を進めるため、全体計画の樹立や地元との調整等について、ご協力ををお願いいたします。

2 林道は、林業の効率的な経営や適切な森林施業を行うための施設であるため、構造も道路法に基づく一般の道路とは異なり、幅員が狭いものとなっております。このことから、明神林道では通行の安全確保のために公安委員会による交通規制も行われているところであります。

なお、特例として地元関係者や林道沿線の施設利用者の通行を制限的に認めておりますが、現状では通行規制の一層の緩和は困難であります。

3 白銀林道（湯河原町分）は、平成18年度から地域再生計画に基づく道整備交付金により、林道の改良工事を実施していく計画としております。

4 栃谷坂沢林道の西入大橋については、橋梁の老朽化が見られたことから、一時的な措置として大型車両の通行を制限し、対応検討のため平成16年度に委託調査を実施し、今年度補強工事を実施しているところであります。重量制限については、工事完成後解除いたします。

(要望事項)

7 地籍調査事業の推進について

市町村が事業を進めている国土調査法に基づく地籍調査の実施は、土地の明確化・公正適正課税等に大きな成果を上げています。しかし、調査を適正に実施し国の承認後、速やかに当該法務局に送付しても、職員不足等の理由により登記手続が1年以上遅延しているのが実状です。

このため、遅延期間内に土地の異動等が発生し、土地所有者に多大な迷惑をかけており、このような状況が長く続くとやむを得ず事業を休止する市町村の増大が懸念されます。

つきましては、登記手続の迅速化についての早期対応を国に働きかけるよう要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の点については、速やかな登記手続きが図られるよう、機会をとらえて国に要望してまいります。

5 社会福祉の充実強化

（要望事項）

1 保健・医療・福祉分野の人材確保、育成対策と国、県の補助金について

近年、高齢者や障害者に対する保健福祉対策は、介護保険制度の導入、社会福祉法の改正など、社会福祉の基礎構造改革に始まり、精神保健事務、栄養改善事務、知的障害者福祉対策の移管、支援費制度の施行がなされ、さらには介護保険制度の大幅な改正、障害者の自立生活支援法の施行が予定されるなど、さまざまな改革が行われています。しかしながら、これらの事業を円滑に推進し、併せて一般保健・福祉サービスの充実を図り、高齢社会に対応した基盤整備に向けた取組を進めていくことは、町村にとっては財政的にも専門的分野の対応の面でも非常に困難な状況にあります。

つきましては、地域における保健福祉の充実強化に向け、次の事項の実現を国に強く働きかけるとともに、県においても特段の措置を講ずるよう要望します。

（1）地域における保健・医療・福祉施策の充実強化に向け、国が確実な財源措置を講ずること。

＜措置状況＞（保健福祉部）

市町村が将来にわたり安定した事業展開が可能となるよう、財源確保等国に要望してまいります。

（要望事項）

（2）地域に根づいた保健福祉の制度については、これを継続するとともに、補助金の基準の引下げや補助率の削減をしないこと。

＜措置状況＞（保健福祉部）

保育所の施設整備については、次世代育成支援対策施設整備交付金が創設され、交付金も県ではなく市町村に交付され、市町村の整備計画の範囲内で、各市町村が弾力的に運用できるようになったものです。県では、各保育所の施設整備の重要性は十分認識しており、各市町村と連携しながら、各市町村における取組みを支援してまいりたいと考えております。

これまで県では、県単独事業といたしまして、地域作業所、グループホーム、民間施設等への運営費補助、在宅重度障害者等手当、重度障害者医療費助成事業などさまざまな施策を展開し、障害福祉サービスの充実、推進に努めてまいりましたが、障害者自立支援法の施行に伴い、障害福祉制度の仕組みが変わることを見据えながら、県の役割を整理するとともに、今後の補助のあり方について慎重に検討を行ってまいります。

（要望事項）

（3）多様化する保健・医療・福祉業務に対応した幅広い人材の確保、育成への支援策を講ずるとともに、県専門職員を町村へ派遣すること。

＜措置状況＞（保健福祉部）

保健・医療・福祉分野の人材確保、育成については、県立保健福祉大学や県立の看護専門学校等において新規養成を進めるとともに、民間養成施設への支援や現任者教育の充実を図り、質の高い人材の確保を図ってまいります。

専門職の派遣については、困難な状況であります。今後も、町村と積極的に連携を図り、福祉の充実に努めてまいります。

(要望事項)

2 児童福祉の充実について

(1) 児童福祉法の一部改正により、平成17年度からは市町村の窓口で養護相談（虐待相談を含む）や障害相談を含め、子どもと家庭に関する各種の相談を受け付け、必要な助言・指導等を行っているが、このような事務に対応できる専門職員の配置等の相談体制の充実が課題となっている。

しかしながら、専門職員の配置には新たな財政負担が伴い、また職員育成には長い時間が必要となることから、これらの体制整備に係る財政措置を国に働きかけるとともに、県においても人的、財政的支援策を講ずること。

<措置状況> (保健福祉部)

児童虐待の防止等に関する法律の改正及び児童福祉法の一部改正による市町村の児童相談窓口の設置に対する支援について、県では「市町村における児童相談ガイドライン」を作成して日常業務に役立ててもらうとともに、市町村職員に児童相談所の実地研修を実施するなど支援を継続してまいります。

また、市町村の児童相談体制を整備するための財政支援については、国の平成17年度地方交付税措置において市町村の相談体制の整備に資するよう児童虐待対策等に取組むための経費が充実したと聞いておりますが、必要な財源の確保については、引き続き国に要望してまいります。

(要望事項)

(2) 平成16年3月の法改正により公立保育所運営費が一般財源化され、従前の国庫負担金に替わって税源移譲により満額とは言えないながらも財源が確保されたが、県負担分については交付税措置という名のもとに実質削減した。国は、公立保育所は地方自治体の責任に基づいて設置していることを一般財源化の理由としているが、民間保育所がない地域においては地方自治体が設置しなければならず、その運営には多大な経費を必要とするので、県における従前と同様な支援を行うこと。

また、補助制度等を変更する場合には、一方的な法改正ではなく、都道府県及び市町村の意見を聴取するよう国へ働きかけること。

<措置状況> (保健福祉部)

公立保育所運営費については、国の「三位一体の改革」により、一般財源化されることとなりましたが、市町村に対する地方交付税が大きく減額され、財源不足が懸念される中で、「三位一体の改革」の推進に当たっては、所要の税財源措置を確実に講じるよう、また、地方の意見等を尊重して推進するよう、県でも国に要望しております。

(要望事項)

(3) 幼稚園と保育所はそれぞれの制度の中で整備充実が図られているが、多様化する保育ニーズに応える観点から、職員の兼務等当該施設の運営について、地域の特性を踏まえた幼保の一元化が図られるよう、引き続き国へ働きかけること。

<措置状況> (保健福祉部・県民部・教育局)

幼保の総合施設については、平成17年度にモデル事業が実施され、平成18年度からの本格実施に向けて、国において検討が進められておりますので、県でも、地方の実情を踏まえて具体化を図るよう働きかけてまいります。

(要望事項)

(4) 保育所における障害児保育に対する補助制度が平成15年度から一般財源化されて実施されて

いるが、その対象児童は特別児童扶養手当受給者等となっている。しかし近年、特別児童扶養手当受給者に該当しない児童、例えば多動症や自閉症などの発達障害児童が多くなってきていくのが現状である。

このため、次の事項について要望する。

ア 発達障害児等への福祉施策の拡充を図るための新たな支援制度を創設するよう国に働きかけること。

<措置状況>（保健福祉部）

障害児等についての、国助成の拡充について、保育の実施主体である各市町村の意向を踏まえつつ、国に働きかけてまいります。

（要望事項）

イ 平成17年4月21日付の厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知の中に、発達障害児の保育所への受入れの充実が記載されているが、クラス担任1人だけでは保育することができず、補助員を配置しなければならないので、障害児保育実施要綱の見直しや補助員等職員の配置に伴う人件費補助などの財政支援について、国に強く働きかけるとともに、県としても支援等を講ずること

<措置状況>（保健福祉部）

障害児保育の実施に当たっては、県単の民間保育所運営費補助において、国庫の助成がない、特別児童扶養手当の支給対象児を除く障害児の受入れに要する保育士の雇用経費に対する助成を実施しているところですが、保育の実施主体である各市町村の意向を踏まえつつ、国助成の拡充について、国に働きかけてまいります。

（要望事項）

（5）現在の国庫補助基準では、児童数が10人未満の学童保育のクラブは補助対象外となっているが、この制限を撤廃することによって少人数のクラブも補助対象とするとともに、補助対象そのものをクラブ単位ではなく、自治体単位とするよう国へ働きかけること。

<措置状況>（保健福祉部）

放課後児童健全育成事業については、国庫補助の要件を満たすクラブを補助対象として拡大を図っていくとともに、国庫補助制度の充実を国に働きかけてまいります。

（要望事項）

（6）児童手当の所得認定に当たり、未申告者及び夫が米海軍等に勤務し所得確認ができない者を所得なしと判断する不公平な現行の児童手当法の改正を国に働きかけること。

<措置状況>（保健福祉部）

要望の趣旨を国に伝えてまいります。

（要望事項）

3 障害者福祉の充実について

（1）平成15年4月から開始された「障害者支援費制度」は、開始早々に財源不足に陥ったため、平成16年10月に「改革のグランドデザイン案」が提示され、さらに12月には社会保障審議会障害者部会に「支援法」として提出されたが、こうした短い期間内での障害者制度の変更は、当事者である障害者に戸惑いと不安を与えたばかりでなく、地方公共団体には事務手続やシステムの変更等を伴い、人的、財政的な負担を強いるものとなっている。

このため、障害者福祉施策の施行に当たっては、当事者はもちろん、窓口となる地方公共団体の立場を十分に認識して遂行するよう国へ強く働きかけること。

<措置状況>（保健福祉部）

障害者自立支援法に先立ち、昨年10月に示された「改革のグランドデザイン案」に対し、県内全市町村との支援費制度推進会議において協議した結果を要望書にとりまとめ国に提出しているほか、全国知事会においても国に要望してまいりました。今後も障害者、市町村及び障害者団体の意見が制度に反映するよう国に働きかけてまいります。

(要望事項)

- (2) 障害者自立支援法案の考え方による新たな対応として、システム改修等の人的、財政的負担が増大するので、国へ財政措置を働きかけるとともに、県からも人的、財政的支援を行うこと。

<措置状況>（保健福祉部）

障害者自立支援法の施行に当たっては、システム改修等を含め適切な運用に向けて、必要に応じて要望してまいります。

県からの人的、財政的支援については、困難な状況にあります。

(要望事項)

- (3) 平成15年度より開始した支援費制度に伴う財政負担は町村の財政を大きく圧迫しており、障害者に対する福祉サービスを維持することや新たな社会福祉に関連する専門職員の養成・確保が困難となっている。障害者に対する基本的な生活支援サービスが県域に平等に提供されるよう、小規模自治体の財政状況に即した財政支援を要望する。

ア 支援費制度の国2分の1、県4分の1の財政負担については、今後とも厳守するよう国に働きかけること。

<措置状況>（保健福祉部）

平成18年4月から施行される障害者自立支援法において、自立支援給付及び地域生活支援事業に係る財政負担については、国2分の1、県4分の1となっております。

(要望事項)

イ 知的障害者福祉事務等の県からの移管事務に係る経費に対する助成制度を創設すること。

<措置状況>（保健福祉部）

平成15年4月から知的障害者に係る事務及び障害児の居宅支援に係る事務が市町村に権限移譲されましたが、県でも、市町村に対し、できる限り側面的な支援をしてまいりたいと考えております。

(要望事項)

ウ 利用者本位の生活支援体制の充実とケアマネジメント体制の整備のため、社会福祉法人へ委託している障害者全般を対象とした生活支援事業について、財政支援を行うこと。

<措置状況>（保健福祉部）

平成15年度から、「障害児者地域療育等支援事業」は県事業として、「市町村障害者生活支援事業」は、市町村事業として一般財源化されました。県ではそうした動向を踏まえ新たに総合相談窓口設置促進事業を、総合計画「神奈川力構想・プロジェクト51」に位置付け、年度別目標を定め、設置に取り組んでまいります。

(要望事項)

- (4) 重度障害者医療費給付事業については、平成16年度から補助率1／2を目標に毎年度見直しが行われているが、制度導入の趣旨を尊重するとともに、市町村の財政事情を考慮の上、現行の補助率を維持すること。

<措置状況>（保健福祉部）

重度障害者医療費給付補助事業については、事業の安定的な継続を図るため、県と市町村との役割分担を踏まえ、市町村と十分話し合いながら、見直しについて検討してまいります。

(要望事項)

(5) 重度障害者住宅設備改良費補助の申請が増加する中で、同補助金の限度額が長年据置きとされているが、社会経済情勢等から判断すると現行の限度額は実情にそぐわないことから、補助限度額を大幅に引き上げること。

<措置状況>（保健福祉部）

重度障害者住宅設備改良費補助事業については、より一層効果的かつ適切な補助制度となるよう、検討してまいりますが、増額は困難であると考えております。

(要望事項)

(6) 県が定めている在宅重度障害児者の日常生活用具の助成限度額については、市場価格と大きな格差が生じているので、助成限度額の見直しを行うこと。また、新たな用具の追加・削減など利用者の実態に即した見直しを併せて行うこと。

<措置状況>（保健福祉部）

県が定める助成限度額については、国の基準を準用しておりますが、新たに県単独に助成限度額の引き上げは考えておりません。また、新たな用具の追加・削減については、より効果的かつ適切なものとなるよう国に要望してまいります。

(要望事項)

(7) 路線バスの車両低床化（バリアフリー化）を促進するための国庫補助金交付要綱では、交付条件として地方公共団体の協調が求められており、県内では数市町が補助制度を有するのみという現状である。

バリアフリー化の推進のため、県においても県内市町村との調整を図り、補助制度を新設するよう要望する。

<措置状況>（県土整備部）

県では、ノンステップバスの導入に対する支援として、乗合バス事業者が平成18年3月31日までの間に、ノンステップバスを購入した場合の自動車税や自動車取得税について、その2分の1を減免するといった税制上の措置を講ずるとともに、ノンステップバスを利用しやすい環境を作るため、歩道などの整備に努めているところであります。

ノンステップバスの補助については、地域内交通としてのバスの役割から、本来、市町村が主体となって整備していくものと考えておりますが、交通バリアフリー施策を推進する観点から、県内のノンステップバスの導入状況等を見ながら、県として、どのような支援が可能か検討してまいります。

(要望事項)

(8) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の平成11年改正により、平成14年度から市町村が精神障害者保健福祉手帳の経由事務及び通院医療費公費負担申請受理事務のほか、新たに法定化されたホームヘルプサービスなどの在宅の精神障害者の支援施策の実施や福祉サービスの利用に関する相談、助言等を行うことになったが、小規模な町村は限られた予算、職員体制の中でその対応に苦慮している。

については、町村が実施する精神障害者支援事業に対し、県からの人的、財政的支援を要望する。

ア 町村には精神障害の特性について専門的な知識を有する職員が少ないため、県保健福祉事務所の専門職員による精神障害者に対する訪問指導の充実と、町村が実施する在宅支援策との連携強化を図ること。

<措置状況> (保健福祉部)

精神障害者福祉の事務移管等については、業務の円滑な実施に向けたガイドブックやマニュアルを作成したほか、保健福祉事務所と町村で連携を図りながら、具体的な事務内容や技術的助言を随時行っております。今後とも町村の業務執行が円滑に行われるよう研修の開催や、障害保健福祉圏域単位による連携を深めてまいります。

(要望事項)

イ 町村が行う在宅精神障害者福祉手当給付事業に対し、助成措置を講ずること。

<措置状況> (保健福祉部)

在宅重度障害者等手当制度の今後のあり方については、現在県障害者施策推進協議会に、この手当のあり方検討小委員会を設置し検討中であり、重度精神障害者の対応については、この委員会の検討結果等を踏まえ、同協議会でご論議いただくこととしております。

県では、この結果等を踏まえ、手当制度全体のあり方の中で、重度精神障害者の対応について判断してまいりたいと考えております。

(要望事項)

4 介護保険制度の充実について

(1) 介護サービスの見直しに係る事業実施については、改正法成立後、実施に係る政令等が今後示されることとなるが、政令等の施行に当たっては、引き続きサービスの第一線としての保険者である市町村の意見を十分に反映させるよう国へ働きかけること。

<措置状況> (保健福祉部)

制度改正において、政・省令、報酬、基準等の改正については、地方公共団体の意見を十分踏まえたものとするよう国に要望しております。

(要望事項)

(2) 介護保険制度の定着に伴ってサービス利用は急増しており、保険者である町村の財政状況は厳しさを増してきている。こうした財政上の課題はもとより、サービス給付費の適正化やサービス提供事業者の質の向上を図るために必要となる高度の専門知識を有する職員の確保なども困難な状況となっている。

介護保険制度の円滑な運営を図るため、国・県・市町村の役割分担を明確にし、町村に過重な人的、財政的負担を強いることのないよう対策を講ずることを国へ働きかけるとともに、県においても積極的な支援を行うこと。

<措置状況> (保健福祉部)

介護保険制度の運営に係る経費については、必要十分な額を国において措置し、将来にわたって保険者である市町村に過度の財政負担が生じないよう要望しております。

県でも、円滑な制度運営が実施されるよう、引き続き市町村に対し、必要な支援を行なってまいります。

(要望事項)

(3) 事務費交付金は、平成16年度から一般財源化されたが、要介護認定の事務は介護保険に固有の新しい事務であることから、その所要額の2分の1相当額が国庫負担として法定された経緯を踏まえ、今後も所要額を確保するよう国へ働きかけること。

<措置状況>（保健福祉部）

事務費交付金については、平成16年度に一般財源化が図られたところですが、要介護認定事務が介護保険に固有の新たな事務であることから、その所要額の2分の1相当額が国庫負担として法定された経緯を踏まえ、今後も、必要額を確保するための更なる税源移譲を行うよう国に要望しております。

（要望事項）

- （4）介護保険給付費の負担について、国の負担分である25%に5%の調整交付金が含まれているが、この調整交付金については第1号被保険者の保険料負担が過大とならないよう国庫負担分（25%）とは別枠で措置するよう国へ働きかけること。

<措置状況>（保健福祉部）

財政調整交付金については、各市町村の第1号保険料の格差を是正するため、全国平均で5%相当となるように配分され、5%を下回る市町村においては、その不足分を第1号被保険者の保険料に転嫁する仕組となっております。

この保険料への転嫁を解消するため、調整交付金は、別枠として措置するよう国に要望しております。

（要望事項）

- （5）低所得者に対する介護保険の保険料、利用料の軽減措置については、市町村ごとの対応に不均衡が生じていることから、統一的で公平な運営を図るため法制度として明確な位置づけをするとともに、必要十分な財政支援措置を講ずるよう国へ働きかけること。

<措置状況>（保健福祉部）

低所得者対策については、今回の制度改正において、一定の措置が図られたものの、その内容はまだ不十分であると考えておりますので、引き続き低所得者に対する保険料や利用料の負担軽減について、恒久的な制度の拡充に努めるよう国に要望しております。

（要望事項）

- （6）介護保険法の改正により平成18年4月から市町村に地域包括支援センターの設置が義務づけられたが、介護予防充実の拠点となるセンターの運営事業費等については、市町村に過度な財政負担を生じさせないよう十分かつ明確な財政措置を国へ働きかけること。

なお、地域支援事業のメニューから除外されることとなる事業であっても、市町村が独自に継続していくものについては、国又は県による財政支援措置を講ずること。

<措置状況>（保健福祉部）

今回の制度改正において、新たに地域における総合的なケアマネジメントを担う中核機関として「地域包括支援センター」の設置が各市町村に求められております。

その運営費の財源は、給付費に対する一定の割合に基づき算出した額を限度として、第1号被保険者の保険料、地域支援事業に係る国、県、市町村の交付（負担）金及び新予防給付ケアマネジメントに係る介護報酬で賄うこととされております。

今後実際に事業を運営していく中で、支障が生じるようであれば、あらためて市町村と相談し、国に意見を述べて行きたいと考えております。

また、現行の事業で、地域支援事業のメニューから除外されるものは基本的にありませんが、交付金の限度枠の関係で、地域支援事業としては実施できず、市町村の一般施策として継続実施する事業もあることは承知しているところであります。

県として独自の措置をすることは困難ですが、交付金の限度枠の拡大など、市町村と相談し、国に意見を述べて行きたいと考えております。

(要望事項)

(7) これまで県が所管していた介護保険事業者の指定及び事業者に対する指導監督については、介護保険法の改正により、地域密着型サービスを提供する事業者については市町村が指定・監督を行うこととなった。

しかしながら、町村では事業者指定・監督の経験がないことから、事務を円滑に進めるため、県において統一的なマニュアルを作成するとともに、指定・監督にも県職員が立ち会うなど、広範な支援を行うこと。

<措置状況> (保健福祉部)

制度改正に伴い新たにスタートする地域密着型サービス及びこれまで県で指定等を行っていた認知症対応型共同生活介護（グループホーム）に対する指定及び指導監督は、平成18年4月から市町村が行うこととなったため、グループホームに関する指定事務についての説明会を平成17年10月下旬に3つの地域に分けてそれぞれ2日間にわたって開催しました。また、平成17年度に県が行った事業所指導に市町村の方も同行していただき合同で指導を行うなど事業者指導に関する支援を行ったところであります。

平成18年度以降についても、円滑な制度の施行を図る観点から、引き続き情報提供や個別相談に応じるなど必要な支援を行ってまいります。

(要望事項)

(8) 現在、町村で一般福祉施策として実施している施設入浴サービスを、介護保険制度の指定居宅介護（支援）サービスとすること。

<措置状況> (保健福祉部)

入浴については、訪問入浴介護サービスや通所介護サービスの対応が基本とされているところですが、利用状況を踏まえ、市町村とも相談のうえ、国に働きかけてまいります。

(要望事項)

(9) 介護付き有料老人ホーム・住宅型有料老人ホームの新設や拡充等が見込まれる状況にあるが、これらの有料老人ホームの建設を抑制する法的な規制がないため、町村外からの高齢者の転入に歯止めが利かず、将来にわたって町村財政への影響が懸念されるので、建設の抑制を図るためにの対策を国へ働きかけること。

<措置状況> (保健福祉部)

介護保険事業所としての指定を受け、要介護者のみを受け入れる介護専用型特定施設入居者生活サービスを提供する有料老人ホームについては、今回の介護保険法の改正により、総量規制が導入され、同法第70条第3項において、都道府県知事は、介護専用型特定施設入居者生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護に係る利用定員総数が、介護保険事業支援計画に定める定員総数を上回る場合には、事業者から介護保険事業所としての指定申請があつても、指定しないことができることとされました。

また、それ以外の混合型特定施設入居者生活サービスを提供する有料老人ホームについても、今般の「三位一体の改革」により、総量規制が導入され、同法を改正し第70条第4項において、都道府県知事は、混合型特定施設入居者生活介護に係る推定利用定員総数が、介護保険事業支援計画に定める必要利用定員総数を上回る場合には、事業者から介護保険事業所としての指定申請があつても、指定しないことができるようになります。

こうしたことから、平成18年度以降における有料老人ホームの設置及び介護保険事業者の指定に関する手続きや県の方針について、市町村の意見を踏まえつつ、本年度中に検討し、示すこととしております。

(要望事項)

5 高齢者福祉の充実について

高齢化社会の進展に伴い、シルバーパートナー等の役割は今後ますます重要になりますが、団塊の世代が定年を迎えることに伴い、会員の大幅な増加に対応した体制充実や作業機械等の整備が必要となることから、運営は大変厳しい状況です。

特に県補助金については、平成15年度から補助限度額の引下げが実施されましたが、今後は、補助金について基準の引下げなどを行わないよう強く要望します。

<措置状況> (商工労働部)

シルバーパートナー等事業振興補助金のうち、各町が設置する高齢者事業団に対しては、法人化の促進を図る中で、補助金は当面継続することとしており、平成18年度当初予算においても、15年度の補助限度額を維持することとしております。

(要望事項)

6 生活保護基準・級地の見直しについて

生活保護法における級地は、各地域ごとの生活環境の違いから生じる「生活様式」や「物価差」等を勘案し、分類されていますが、県町村の場合は都市化が進み、近隣の都市と比較しても日常生活圏や生活水準に差がないにもかかわらず、低い位置づけとされており、実情と著しくかけ離れています。

保護の内容にも不均衡が生じていることから、実情に合った基準・級地とするよう国への働きかけを引き続き要望します。

<措置状況> (保健福祉部)

ご要望の点については、地域の実情に即した見直しを行うよう、これまでも「国の施策・制度・予算に関する提案・要望」として国に要望しておりますが、今後とも市町村と連携し強く要望してまいります。

6 保健医療対策の充実強化

(要望事項)

1 保健・予防事業に対する財政支援について

三位一体改革を受け、平成17年度から母子健康診査事業の国庫補助負担金が廃止され、また基本健康診査や健康教育事業などの保健事業の交付基準額引下げにより実質的に補助負担金額の引下げが行われるとともに、県単独補助についても廃止又は削減が行われています。このような措置は、実質的な市町村への負担転嫁と言えます。さらに、予防接種に要する費用についても、法の規定により市町村が実施すべき予防接種は全ての負担を余儀なくされています。

地域における健康日本21の推進、健康増進法に基づく健康づくりや疾病予防を積極的に推進するための環境整備が求められるなど、市町村が果たす役割はますます大きくなっていくことが見込まれます。

つきましては、保健事業の適正な実施とサービスの維持向上を図り、併せて予防事業の確実な実施に向けて、県の財政支援を強く要望します。

<措置状況> (保健福祉部)

定期予防接種に係る費用負担については、全国的な問題でありますので、全国衛生部長会を通じて、引き続き国に要望してまいります。

また、健康づくりについては、市町村は住民に一番身近な自治体であり、地域における住民の健康づくりの推進役であることから、市町村が事業を円滑に実施できるよう、県では平成13年2

月に策定した「かながわ健康プラン21」に県民が取り組む健康づくりの目標を「かながわ健康づくり10か条」として取りまとめるとともに、「かながわ健康プラン21推進会議」を設置し、プランの推進をとおして市町村の環境整備を図っております。

(要望事項)

2 各種医療費助成制度等の町村単独事業実施に対する医療給付費等負担金減額措置の廃止について

県内町村では、町村の単独事業として障害者の医療費助成、小児（就学時前）の医療費助成、ひとり親家庭等の医療費助成、高齢者の医療費助成を行っていますが、これらの医療費助成は、社会的弱者とされる人々の健康の確保と福祉の向上に大きな役割を担っています。このため、これらの事業に伴う国保の財源である国庫負担金の減額措置については、廃止するよう国への働きかけを要望します。

<措置状況>（保健福祉部）

障害者や小児等を対象とする地方単独医療助成事業の実施は、地域福祉に大きな役割を果たしていることから、引き続き、国庫負担金減額調整措置の廃止を国に要望してまいります。

(要望事項)

3 小児医療費助成事業の改善及び国の助成制度の創設について

社会的な現象としての少子化は、将来の社会保障制度等の全体的な仕組みの中でも深刻な問題です。これに対応する子育て支援策の一つでもある小児医療費の助成については、町村が個々に取り組むには限度があり、県域による一体的な施策が求められます。このため、県の補助制度について、補助対象年齢の更なる引上げや所得制限の撤廃により、県内市町村の制度的統一が図れるよう見直しを要望します。

また、既に現状において都道府県による助成制度に格差が生じていることから、法律等に基づく全国統一した助成制度を創設するよう国への働きかけを重ねて要望します。

<措置状況>（保健福祉部）

本制度については、平成15年4月から通院助成対象年齢の引上げや市町村の財政力等に応じた補助率の見直し等を行ったところであります。

今後は、各市町村や全国の実施状況を踏まえ通院対象年齢等、本制度のあり方について実施主体である市町村とともに研究してまいりたいと考えております。

また、引き続き国に乳幼児医療費助成制度の創設を要望してまいります。

(要望事項)

4 予防接種事業に対する財政支援について

予防接種法の改正に伴い、国及び都道府県の負担の範囲が臨時予防接種事業に限ることとされたため、市町村の財政負担は増大する一方となっています。

つきましては、従来の事業に加え、高齢者のインフルエンザ予防接種等定期の予防接種も含めて国及び県の負担の範囲とするよう国への働きかけを重ねて要望します。

<措置状況>（保健福祉部）

定期予防接種に係る費用負担については、全国的な問題でありますので、全国衛生部長会を通じて、引き続き国に要望してまいります。

(要望事項)

5 合併処理浄化槽設置整備に対する財政的支援の継続について

平成18年度以降、合併処理浄化槽に対する補助金制度が交付金制度に変更されることに伴い、

交付金を受けるには、(1)循環型社会形成推進地域計画の策定、(2)地域再生計画を策定し汚水処理施設整備交付金を利用する方法のどちらかを選択することとなりました。

しかしながら(1)については、人口規模や面積の小さな町村は利用することができず、また(2)については、下水道と浄化槽など複数の事業を組み合わせて実施しなければならないことから、下水道計画区域内での制度利用は限られており、下水道計画区域を含めるためには不向きな制度となっています。

つきましては、現在補助いただいている事業については、平成18年度以降も財政的支援を継続するよう要望します。

<措置状況>（環境農政部）

平成18年度の財政的支援については、現行水準を維持してまいりたいと考えておりますが、平成19年度以降については、国の補助制度の動向を勘案しながら検討してまいります。

なお、国の循環型社会形成推進交付金及び汚水処理施設整備交付金については、人口や面積等の要件は緩和されております。

(要望事項)

6 水道施設の改良・更新事業に対する補助制度の創設について

水道施設の改良や更新に係る工事費は増加の一途をたどっており、内部留保資金に乏しい零細な水道企業体では財源を起債に頼らざるを得ない状況です。維持管理費の増大は、将来的に水道料金の高騰を招くことになります。安定した水道事業を運営するためにも、県による維持管理にかかる補助制度の創設を要望します。

<措置状況>（保健福祉部）

ご要望の点について、県において制度化することは諸般の事情から困難ですが、高度浄水施設整備や水道管路近代化推進事業などについては、国庫補助制度がありますのでその活用をお願いしているところであります。なお、国庫補助については、採択基準に満たない事業者もありますので、すべての水道事業者に対して確実な税財源措置を講じるよう国に要望してまいります。

(要望事項)

7 鉛製水管取換工事費に対する補助制度の創設について

利用者が安心して飲める安全でおいしい水の供給を確保していくうえで人体に有害な鉛が溶け出す鉛製水管・水道メーター器の取換工事は、水質基準の強化とも相まって早急に実施する必要がある重要な事業です。

しかしながら、財政基盤の脆弱な水道企業体にとって取換工事費の嵩上げは大きな負担となるので、鉛管等の取換えに係る補助制度の創設を再度要望します。

<措置状況>（保健福祉部）

ご要望の点について、県において制度化することは諸般の事情から困難ですが、鉛製の導水管、送水管、配水管の更新事業については、国庫補助制度がありますのでその活用をお願いしているところであります。なお、国庫補助については、採択基準に満たない事業者もありますので、すべての水道事業者に対して確実な税財源措置を講じるよう国に要望してまいります。

7 観光地振興対策の推進

(要望事項)

1 県内統一デザインの観光案内標識等の設置について

近年、観光地における観光サインが注目され、多くの観光都市等が取り組んでいる中、VJC（ビジット・ジャパン・キャンペーン）の展開により外国人観光客の増加がますます見込まれていますが、これらの外国人観光客が安心して「旅」を楽しむことができるような観光案内標識等、受入環境の整備が重要となってきています。

特に、外国人旅行者の往来が多い場所にあっては、案内表示内容が一見してその内容を理解することができるよう配慮するとともに、デザインについても調整する必要があります。

しかし、現時点では個々の自治体が多様なデザインで対応しており、このことは、観光客に混乱を招くばかりだけでなく、せっかくの風光明媚な景観を視覚的に破壊する結果となりますので、一市町村のみの看板だけでなく、全県に共通する県内統一のデザインの採用について検討を要望します。

<措置状況>（商工労働部）

外国人観光客受入のための観光案内標識等の整備については、県でもその重要性・必要性を十分認識し、国に整備の要望をしているところあります。

そうした中、国では、日本人、外国人を問わず、訪問先の地理に不案内な観光客が安心して一人歩きできる環境を整えていくため、案内標識を整備する際に留意すべき事項を取りまとめた「観光活性化標識ガイドライン」を平成17年6月に策定したところあります。

今後、県では、外国人を含む観光客の受入体制の向上に向け、このガイドラインを踏まえ、平成18年度は新たに案内標識の整備について設置基準の策定や、その普及に取り組んでいく考えであります。

（要望事項）

2 国・県設置の公衆トイレへの身体障害者用オストメイト対応装置の設置について

障害者の社会参加が増加している中、県内には多くの観光客が来訪しており、その中には障害者の旅行客も含まれていることから、観光地の町では、町が設置しているトイレについては、オストメイトに対応した整備を図っているところです。つきましては、国・県が設置している公衆トイレについても、身体障害者が安心・清潔に使用できるオストメイトに対応する洗浄装置の設置を要望します。

<措置状況>（保健福祉部）

福祉の街づくり条例の整備基準において、車いす使用者などの障害者や子どもを連れた方をはじめ、だれもが利用しやすいトイレを「みんなのトイレ」と位置付け、公共的施設への設置を義務付けていますが、「みんなのトイレ」の設備として、オストメイト対応の洗浄装置の設置を「望ましい水準」としております。今後ともその普及に努めるとともに、県の設置する公衆トイレについても、個々の施設の改修計画を立てる際などに、装置の設置について検討してまいります。

なお、箱根町小涌谷地内に設置予定のトイレについては、オストメイトに対応した整備を行う予定であります。

8 都市基盤整備の推進

（要望事項）

1 建設残土等の不法投棄に係る監視体制の強化について

建設残土や廃棄物の多くは都市部から山間部の町村へ持ち込まれている現状を踏まえ、広域的な視点から、特に山間部の地域に監視体制強化のための人員配置を要望します。

<措置状況>（県土整備部・環境農政部）

「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」では、建設工事等から土砂を搬出する場合には、元請負人に対して搬出先等を記載した処理計画の届出を義務づけ、土砂の流れの把握に努めており

ます。

土砂の不法投棄については、これまでも不法投棄の早期発見と早期対応のため建設発生土監視担当を配置し、監視パトロールを実施しておりましたが、パトロール方法を改善し、回数を増やすなど監視強化に努めています。

今後も、市町村とより緊密な連携を図りながら、土砂不法投棄の未然防止に適切に対応するよう努めてまいります。

廃棄物の不法投棄防止については、県では、市町村と連携した不法投棄パトロール、警備会社への委託による集中的な監視、さらに平成16年度から県警OB2名の不法投棄非常勤監視職を配置し、平成17年度には2名増員し2班4名体制にするなど監視体制を強化しております。また、地元や利用者の了解を得ての林道へのゲート設置、不法投棄防止柵の設置などを実施するとともに、県営林道敷地内の随時撤去を行っているところであります。

また、平成14年度からは、山間部等にも対応できるソーラーシステムを搭載した監視カメラを導入するとともに、平成17年度から、GPS（全地球測位システム）を活用した不法投棄監視システムを導入するなど、機動的な監視体制を整備したところであります。

（要望事項）

2 公共用地取得対策の制度拡充について

公共用地の取得について、近年地価の下落傾向はみられるものの、依然として事業用地の取得が困難となっているため、次の措置を国に強く働きかけるよう要望します。

（1）公共用地提供者に対する長期譲渡所得に係る特別控除の復活と控除額の引上げ

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の点については、今後とも継続して国に要望してまいります。

（要望事項）

（2）収用事業に係る公共用地の代替地に対する譲渡取得税の特別控除額の引上げと税率の軽減

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の点については、今後とも継続して国に要望してまいります。

（要望事項）

（3）相続税の納税猶予制度の適用を受けている農地の公共用地への提供について、特例措置による納税の免除

＜措置状況＞（県土整備部）

相続税及び譲渡までの利子税について、免除となるよう引き続き国に要望してまいります。

（要望事項）

3 乗合バスによる生活交通の確保のための取組について

乗合バスは地域住民の日常生活を支える交通手段として大きな役割を果たしており、バス路線を維持していくことは行政の重要な課題となっています。県においては地域協議会の設立やバス路線の維持について積極的にその対策に取り組んでいるところですが、町単独での路線維持は財政面での負担が非常に大きく限界にあることから、次の事項について要望します。

（1）国庫補助制度の拡充や地方財政措置を国に強く働きかけるとともに、県単独支援制度の充実強化など、更なる積極的な取組を進めること。

＜措置状況＞（県土整備部）

生活交通確保策については、県、国、市町村、バス事業者からなる「神奈川県生活交通確保対策地域協議会」において、基本的には市町村が主体となってさまざまな検討を行い、生活交通確

保策の協議・検討を進めているところであります。

これらの協議・検討をもとに、これまで、県は市町村とともに、必要な調査や、運行実験などを行っているほか、公営バスの運行といった具体的な確保策を講じるに当たって、必要となるバス購入費に対して財政支援を行ってきております。

また、路線維持に関しても、平成15年度から、国庫補助制度を活用し、国・県協調による補助を行っているほか、平成16年4月には県と市町村の協調補助の制度を設けたところであります。

なお、あわせて、一層の税財源措置についても、引き続き、国に要望してまいります。

(2) 地域住民への説明が十分に行われるよう、次の事項を「神奈川県生活交通確保対策地域協議会に係る路線退出等意向申出要領」へ盛り込むこと。

ア 路線退出等の申し出に当たっては、その旨の説明書をバス内の所定の場所（運転席後部等）へ一定期間掲示するとともに、その期間内は利用者が意見を述べる機会を提供し、あわせてそれらの主な意見を添付して申し出をさせること。

<措置状況>（県土整備部）

生活交通確保策等の検討においては、市町村が地域の実情に合わせて、地域住民への説明を行い、住民意見の反映等を行うこととしております。

また、県、関係市町村、関係事業者で構成する神奈川県地域交通研究会分科会において、路線のあり方や生活交通への係わり等地域交通のあり方についての検討を行う場合に、関係事業者に要望内容を伝えてまいりたいと考えております。

(要望事項)

イ 退出等意向申出路線に係る運行経費等の調書に、全路線を合計した収支一覧等の経理関係書類を追加提出させるとともに、退出後も数年間は同書類を提出させること。

<措置状況>（県土整備部）

退出意向申出路線に対する神奈川県生活交通確保対策地域協議会での協議においては、「退出意向申出路線に係る運行系統別調書」で必要な情報は満たされていますので、十分協議できるものと考えております。

(要望事項)

4 道路の整備促進について

県内各地域を通る都市計画道路が計画され、順次整備されていますが、いまだ未整備箇所も多く、地域の交通渋滞を招いています。また、地域生活道路に通過車両が入り込み良好な生活環境が脅かされているので、早期に都市計画道路（国道及び県道）の整備を促進するよう要望します。

また、幹線道路及び生活道路については、別表「道路整備箇所表」の新設、改良等、整備の促進を要望します。

<措置状況>（県土整備部）

道路の整備については、地域の実情を踏まえつつ、緊急性や投資効果等を総合的に勘案して、地元の協力を得ながら推進してまいります。

(要望事項)

5 市町村道から県道への昇格について

県道の認定については、道路法第7条に規定されているとおり、主要地、主要港、主要停車場、主要観光地等との連絡状況のほか、地方開発のために必要な道路も該当要件の一つとなっています。

大規模な整備計画がある地域や複数の市町村と連絡する路線等、将来にわたり地域の発展に寄

与する路線については、積極的に県道へ昇格するよう認定基準の緩和を要望します。

<措置状況>（県土整備部）

県道の認定についてはご指摘のとおり、道路法第7条第1項各号に規定する路線の認定基準に基づいて判断することになりますが、これは法律に基づくものですので、県が独自に緩和することはできませんが、県道昇格については上記基準に照らして周辺の県道整備状況等を勘案しながら判断してまいります。

（要望事項）

6 河川の整備促進について

河川の整備は、災害防止の上からも、また、自然環境保全のためにも急務であるため、別表「河川整備箇所表」について改修、復旧事業の拡充等、築堤を含めた河川の整備促進を要望します。

また、河川敷へのごみの不法投棄と枯草火災が続出しているので、管理者として積極的に対処するよう強く要望します。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の点については、今後とも、整備の推進に努めてまいります。

また、河川敷へのゴミの不法投棄と枯草火災対策に対しては、パトロールの実施や防止看板・柵の設置等による未然防止対策と、散乱ゴミの撤去等による原状回復対策を地元の協力を得ながら進めております。

（要望事項）

7 急傾斜地崩壊防止事業の促進について

生活環境の安全を図るため、県では急傾斜地の崩壊防止工事を実施していますが、防災対策上早急な整備が必要なため、より一層の事業促進を図るよう特段の配慮を要望します。

また、町村部にはまだ数多くの急傾斜地崩壊危険箇所が存在しているので、住民の安全確保のため、これらの公共事業採択基準の緩和について国へ働きかけるとともに、採択基準に合致しない地区についても早急な調査を要望します。

<措置状況>（県土整備部）

崩壊防止工事については、住民の方々及び関係市町村の協力を得て、危険度の高い箇所から順次整備を推進してまいります。公共事業採択基準については、危険区域の指定基準であるがけの高さ5m以上・保全人家5戸まで緩和されるよう、国に引き続き働きかけてまいります。

（要望事項）

8 下水道の整備促進について

（1）下水道事業の国庫補助制度については、補助採択基準の緩和等の改善措置が講じられたが、公共下水道の早期整備を目指し、今後も更なる事業費の投入が必要となっている。

景気低迷が続く中、財政基盤が弱い市町村では事業費等に充てるべき財源の確保が困難な状況にあるため、国庫補助金の補助率の引上げや補助対象枠の拡大、また処理場の建物整備機器等の整備に係る耐用年数の短縮を国へ働きかけること。

<措置状況>（県土整備部）

国庫補助金の補助率の引上げ及び補助対象枠の拡大については、引き続き国に働きかけてまいります。

また、処理場の建物及び設備機器等の整備に係る補助対象事業を拡大することについても、引き続き国に働きかけてまいります。

(要望事項)

(2) 重要な社会基盤施設である下水道の円滑な整備推進を図るため、国や県は今後の下水道事業予算の所要額を確保し、町村の要望に応えること。

<措置状況> (県土整備部)

公共下水道事業の県費補助制度は、県内の全市町村の均衡のとれた下水道整備を促進するため、昭和62年に創設し、以来、社会経済情勢の変化などを踏まえ所要の見直しを行ってまいりました。

今後とも、社会経済情勢の変化を見ながら、必要な措置を検討するとともに、国庫補助率の拡大及び地方交付税措置の充実について、引き続き国に働きかけてまいります。

(要望事項)

(3) 円滑な管渠整備を推進するため、弾力条項の枠の拡大及び補助対象範囲の更なる拡大を国へ働きかけること。

<措置状況> (県土整備部)

円滑な管渠整備を推進するため、弾力条項の枠の拡大及び補助対象範囲をさらに拡大することについては、引き続き国に働きかけてまいります。

また、処理場の建物及び設備機器等の整備に係る補助対象事業を拡大することについても、引き続き国に働きかけてまいります。

(要望事項)

(4) 下水道管渠布設に伴う路面復旧について、国庫補助対象となる面積の基準を拡大し、財政負担を少しでも軽減できるよう国へ働きかけること。

<措置状況> (県土整備部)

国庫補助対象範囲の拡大については、引き続き国に働きかけてまいります。

(要望事項)

(5) 下水道事業費については財源の多くを国庫支出金と地方債に求めているが、償還金が年々増加しており、下水道会計の財政を圧迫しているので、地方交付税制度において元利償還金の導入率を引き上げるなど、新たな財政措置を講ずるよう国へ働きかけること。

<措置状況> (企画部)

下水道事業の地方交付税措置については、たとえば公共下水道（補助）事業の場合は地方債の充当率を90%として元利償還金の45%が後年度措置されるところであります。

現在のこうした地方財政措置は、公営企業としての性格、汚水と雨水の流入割合等を総合的に勘案したうえで措置されているものであります、地方交付税の算定については、地方公共団体の意見申出制度（地方交付税法第17条の4）が施行されておりますので、具体的なご意見があれば、意見の申し出について必要な検討をしてまいります。

(要望事項)

(6) 下水道事業を早期に着手し、処理場及び管渠の整備を積極的に推進してきた町村は、高金利での借入が多く、その金利負担は下水道財政を圧迫し、一般会計からの繰入金に頼っているのが現状である。今後、老朽化施設の改築、更新なども重点的に整備していく必要があり、計画的に実施する上での財源確保は大きな課題となっている。

このため、現行の資本費や使用料単価の基準及び借換えの対象となる利率の引下げ等、措置内容の更なる拡充及び下水道の耐用年数に準拠した償還期間の延伸を引き続き国などの関係機関に働きかけること。

<措置状況> (企画部)

下水道事業については、資本費及び使用料が全国平均を著しく上回っているなどの一定の要件を満たす団体に対する公営企業借換債が認められるとともに、公的資金の借換えに伴う補償金も含めて借換債の対象とされているところであります。

しかしながら、これらの措置については、公債費負担の軽減効果や自治体側の財政負担の面で必ずしも十分な対策となっていないことから、借換え等の公債費負担軽減効果のさらなる拡充について、引き続き国に働きかけてまいります。

また、下水道事業は、下水道施設の耐用年数を考慮し、他の事業と比較しても長期の償還期間が設定されておりますが、下水道施設によっては耐用年数よりも償還期間が短いものも見受けられますので、制度改善が必要なものについては、機会をとらえて国に働きかけてまいります。

(要望事項)

(7) 県費補助制度については、平成15年度から配分の見直しが行われたところであるが、普及率の低い町村における下水道の早期整備を進めるため、補助対象範囲の拡大など、更なる拡充強化を行うこと。

<措置状況>（県土整備部）

公共下水道事業の県費補助制度は、県内の全市町村の均衡のとれた下水道整備を促進するため、昭和62年に創設し、以来、社会経済情勢の変化などを踏まえ所要の見直しを行ってまいりました。今後とも、社会経済情勢の変化を見ながら、必要な措置を検討してまいります。

(要望事項)

(8) 県民の良質で安定的な水源の確保と水源地の自然環境や生活環境の保全を図るため、湖沼周辺地域の下水道の整備には従来の下水道の県補助率に加算した水源地域補助率とともに、人的・技術的支援を行うこと。

<措置状況>（県土整備部）

公共下水道事業の県費補助制度は、県内の全市町村の均衡のとれた下水道整備を促進するため、昭和62年に創設し、以来、社会経済情勢の変化などを踏まえ所要の見直しを行ってまいりました。今後とも、社会経済情勢の変化を見ながら、必要な措置を検討してまいります。

(要望事項)

(9) 水道・下水道事業における県管理道路の路面復旧工事の自費復旧事務費の負担は、事業の財源を国庫補助金及び地方債を主体としている町村にとっては極めて厳しいものとなっているので、免除を含めて、負担金算出の基礎となる監督・検査費や確定工事費等の算出方法などの見直しを行うこと。

<措置状況>（県土整備部）

自費復旧事務費は、掘削箇所の路面復旧に際して、その監督、検査等に要する費用を原因者負担として徴収するものであるため、他の占用物件と同様、これを免除することは困難であります。

(要望事項)

(10) 老朽化施設の改築、更新などを含む下水道処理施設等の維持管理は、町村にとって大きな負担となっている。また、経費回収率は30%にも満たないことから町村財政を大きく圧迫しているため、県職員による技術指導を行うとともに、十分な財政支援を行うこと。

<措置状況>（県土整備部）

下水道の維持管理費は、汚水私費、雨水公費が原則で負担することとされており、この考え方に基づき、全国的にも下水道の利用者に負担をお願いしているところであります。

県として、特段の支援を行うことは、他の市町との公平性の観点からも困難であります。

また、県の技術指導については、引き続き行ってまいります。

(要望事項)

(11) 今後とも下水道汚泥量の増加が見込まれるため、焼却灰の有効活用等処理対策の広域的体制を早期に整備すること。

<措置状況>（県土整備部）

下水処理において、発生する汚泥を安定的に処理し、資源として有効活用していくことは、大変重要なことであります。

現在、下水汚泥の焼却灰については、県内では主にセメントの原料化による有効利用が行われており、当面は安定的に有効利用がなされていくと考えております。

しかしながら、将来的には、有効利用の手法を複数持つことが、安定的な汚泥処分に欠かせないと考えており、広域的な体制整備の促進とともに、汚泥の有効利用の方法について、今後とも関係市町村とともに検討していきたいと考えております。

(要望事項)

(12) 酒匂川流域下水道事業の整備推進を図ること。

また、相模川及び酒匂川の流域下水道の維持管理負担金については、流域市町の財政を著しく圧迫するものとなっているため、維持管理に関する原則を見直し、流域市町の財政負担を軽減すること。

また、神奈川県広域水道企業団に対し、維持管理費についても応分の負担をするよう県からも働きかけること。

<措置状況>（県土整備部）

流域下水道は、スケールメリットの観点から、最終処分場で集約的に処理を行っており、公共下水道により単独で処理する方法に比べ、効果的かつ効率的となっております。

維持管理費については、污水私費、雨水公費が原則で負担することとされており、この考え方に基づき、関連市町の皆様に受益の範囲に応じた負担をお願いしているところであり、ご要望の件については、現在のところ考えておりません。

なお、受益者負担の原則から、神奈川県内広域水道企業団に対し、負担を求めるることは考えておりません。

(要望事項)

9 津波ハザードマップ作成に対する支援について

現在、県土整備部で作成中の神奈川県津波浸水予測図が今年度末に完成し、完成後の平成18年度に各市町で津波ハザードマップを作成する必要がありますが、県内各市町の海岸線は繋がっております、マップを作成するうえでの作業の効率化及び経費の削減が期待できることから、各市町の負担金等により県部局で一括発注し、市町村と共同でハザードマップを作成されますよう、財政的支援と併せて要望します。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の点については、市町毎にマップの記載内容や作成時期、作成方法などが異なりますので、一括での作成は困難と考えております。なお、市町の津波ハザードマップの作成に当たっては、県で「ハザードマップ作成の手引き（仮称）」を作成・提供するなど、積極的に支援したいと考えております。

9 教育振興対策の推進

(要望事項)

1 義務教育費国庫負担制度の見直しに伴う財源保障について

将来の日本を担う人材育成の基礎づくりでもある義務教育は、現在多くの課題を抱えており、その課題解決や教育内容の充実のために、様々な工夫をしながら取り組んでいるところです。

教育にかかる経費は膨大であり、教育の機会均等を保障した憲法の趣旨からみても、また、多くの課題解決や教育内容の充実のためにも、次の事項について国への働きかけを強く要望します。

(1) 義務教育費国庫負担制度の見直しに当たっては、国から地方へ十分かつ確実な税財源移譲を行い、地方への負担転嫁とならないよう財源保障を行うこと。

<措置状況> (教育局)

義務教育費国庫負担制度の見直しに当たっては、国から地方への単なる負担転嫁とならないよう、また、現行の義務教育費国庫負担制度のもとでは、対象範囲を堅持するよう平成17年7月に県として国に要望しております。

平成17年11月30日に政府・与党から示された「三位一体の改革について」では、義務教育制度については、「その根幹を維持し、義務教育費国庫負担制度を堅持する。その方針の下、費用負担について、小中学校を通じて国庫負担の割合は3分の1とし、8,500億円程度の減額及び税源移譲を確実に実施する。」こととされ、「また、今後、与党において、義務教育や高等学校教育等のあり方、国、都道府県、市町村の役割について引き続き検討する。」こととされました。

したがって今後は、税源移譲が確実に実施されるよう、また、現行制度においては、国庫負担対象範囲が引き続き堅持されるよう、国にて働きかけていくとともに、引き続き国等の動向を注視してまいりたいと考えております。

(要望事項)

(2) 教科書の無償給与制度については、義務教育無償の理念を実現するものとして既に国民の間に広く定着しており、また、保護者の負担を軽減する観点からも必要不可欠なので、この制度を引き続き維持継続すること。

<措置状況> (教育局)

義務教育教科書の無償制度は、義務教育無償の精神から発足したものであり、国民の間に深く定着し、また保護者の費用負担を軽減する意味からも欠くことのできないものであるという観点から、県でも国に、この制度の継続を要望したところあります。

(要望事項)

2 幼稚園就園奨励費補助金の補助額の引上げについて

幼稚園就園奨励費補助金は、幼稚園へ幼児を通園させる保護者の経済的負担を軽減するための制度として活用されており、国庫補助限度額の範囲内で実施される幼稚園就園奨励事業に必要な事業費に対し、3分の1以内が国庫から補助されることとなっています。この国庫補助額をできる限り3分の1に近づけるよう国への働きかけを要望します。

<措置状況> (教育局)

幼稚園就園奨励費補助金は、家庭の所得状況に応じて幼稚園児の保護者の経済的負担を軽減するとともに、公・私立幼稚園間の保護者負担の格差の是正を図ることを目的として、入園料・保育料を減免する「就園奨励事業」を実施する地方公共団体に対して、一般市町村は所要経費の3分の1（現在、県の市町村の補助率は3分の1）財政力指数1.00超の指定都市、東京都特別区は所要経費の4分の1を補助するものです。

しかしながら、現状の国庫補助金額は市町村が行なう事業経費に対する補助率を下回っています。平成17年度は前年より減免単価が引き上げられたところでありますので、今後、国の動向を見守ってまいりたいと考えております。

なお、全国都道府県教育委員長協議会・全国都道府県教育長協議会を通じ、国にて補助金の充実を図るよう要望しております。

(要望事項)

3 県立高校における耐震化工事の実施について

現在、災害時の避難所として、県立高校を指定していますが、校舎や体育館等の施設の耐震化が進んでいません。今後懸念される東海地震や県西部地震、神縄・国府津—松田断層帯地震等に備え、県立高校施設の早期耐震化工事の実施を要望します。

<措置状況> (教育局)

耐震補強工事は、校舎棟を対象に、高校改革再編対象校及び養護学校を優先的に実施し、その他の学校については、毎年度2棟程度の工事に取り組んでおります。防災上重要建築物に位置づけられている県立高校の耐震診断は、現在、校舎等について進めているところですが、災害時における体育館の役割等を踏まえ、今後、検討してまいります。

(要望事項)

4 少人数学級編制の実現について

国の学級編制基準見直しの動きが伝えられていますが、児童生徒指導上の課題や学習指導要領の趣旨の確実な実現に向けて、引き続き学級編制基準の引下げを国に働きかけるよう要望します。併せて全国的な少人数学級編制への取組を踏まえて、県として少人数授業や少人数学級編制の実現に向けた対応を引き続き要望します。

<措置状況> (教育局)

学級編制については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき、40人を基本としておりますが、平成16年度から市町村教育委員会と連携し、国の義務教育費国庫負担制度の弾力化の一環として研究指定校という形で小学校第1学年を対象に一部の学校において35人学級編制を行っております。

また平成17年度については、引き続き小学校第1学年を対象とともに、平成16年度の研究指定校については、少人数学級で指導されてきた1年生が第2学年進級に際し、同じ学級規模で指導ができるよう第2学年に対象を拡大したところあります。

(要望事項)

5 教育指導体制の充実について

- (1) 県単独措置としての充て指導主事については、原則として市町村教育委員会が配置することとなっているが、教育有資格者の採用という問題もあり、現実には独自の配置は困難である。このような中で現行の指導主事派遣制度は、学校現場に精通した指導力が確保でき、学校教育事業の充実が図られるなど大きな成果が確認されていることから、引き続きこの制度を堅持すること。

<措置状況> (教育局)

市町村教育委員会の充て指導主事につきましては、当該市町村教育委員会が配置することとなっておりますが、県では、国からの定数のほかに、県単で児童・生徒指導の充実のため、各市町村の実情に応じて充て指導主事を配置してきたところであります。

しかしながら、現在、配置している充て指導主事については、国は削減の方向にあり、県の財政状況、県・市町村間の役割分担などの観点から、市分については平成19年度までに全廃するな

ど削減を図っているところであります。

なお、町村分については、平成18年度も、継続することとしております。

(要望事項)

- (2) 教員と異なる専門性を持つスクールカウンセラーの派遣事業は、生徒や保護者にとってだけでなく、教員の相談など臨床教育学の推進の上で大きな成果をあげている。
このため、派遣校数だけでなく派遣日数の拡大など、制度を拡充すること。

<措置状況> (教育局)

スクールカウンセラーは心理の専門家として生徒や保護者、教員の相談に対応するため、政令市を除く3学級以上の中学校220校全校に拡大して配置し、その中学校の校区内の小学校も対象校として対応しております。県では国の動向を注視しながら、派遣制度について今後も引き続き国へ要望してまいります。

(要望事項)

- (3) 国際理解教育の一環として外国人英語指導助手による授業を行っているが、これは市町村の単独事業となっている。国際理解教育のニーズが今後ますます高まる状況の中で事業内容の一層の充実を図るため、県の補助制度を創設すること。

<措置状況> (教育局)

現在、小学校における国際理解の一環としての小学校英会話活動につきましては県内20校に研究委託し、実践を進めておりますので、今後、その研究成果の他校への普及を図るなどの支援を進めていきたいと考えております。

(要望事項)

- (4) 学校図書館法等に基づき、平成15年4月から12学級以上の学校には司書教諭を配置することになったが、司書教諭の発令は校務分掌の一つとし、教諭の中から教育委員会又は校長が行うことになっている。しかし、読書指導等も授業の一環であり、児童・生徒が本に親しみ、本を楽しむことができる環境づくりや学校図書館の充実の上からも、教職員同様に専門的職務である司書教諭の定数を確保すること。

<措置状況> (教育局)

学校図書館法の改正により、平成15年度から12学級以上の学校に司書教諭を配置することになりましたが、専任の司書教諭の配置については、標準法に規定がないため困難であり、また、業務量の分析、専任教員の確保など検討すべき課題は多いと考えております。

(要望事項)

6 絶対評価を基本としながら県下統一テストなどの相対的評価を加味した高校入試選抜制度の実施について

平成15年度より公立高校の入試で絶対評価が選抜資料として使われるようになりました。絶対評価は知識・理解及び関心・意欲・態度、技能・表現といった観点から生徒一人ひとりの目標に準拠した評価であり、制度としては評価できるものですが、「地域間や学校間での格差が見られる」等の報道等もあり、絶対評価に対する不安感や不信感が生じています。このため県教育委員会は、昨年6月に県下一斉の評価方法ということで「ガイドライン」を示しました。

今後は公立高校の入試選抜制度の公平性と信頼性を確保するためにも、絶対評価を基本としながら県下統一テストのような相対的な評価も加味した県立高校入試選抜制度の実施について検討するよう要望します。

<措置状況> (教育局)

県では、第2学年で実施した学習検査（アチーブメント・テスト）の結果を、平成8年度入学者の選抜まで選抜の資料として使っておりました。

しかし、学力検査が実質的に2度あることにより、学校選択をする際に、第3学年段階における生徒の興味・関心や、学習検査の結果を生かした第3学年での学力伸長を考慮すると、第2学年で実施する学習検査を選抜資料として位置付けることには適していないこと、さらに保護者の転勤等に伴って県の公立高校を受検しようとする県外出身者にとっては、公平性という点からも問題があると考え、平成9年度入学者の選抜から選抜の資料としないことといたしました。

こうした経緯を踏まえると、県下統一で実施するような学習検査などの結果を選抜の資料とするることは難しいと考えております。なお、今春実施した選抜制度についてのアンケートの結果を踏まえ、統一的な客観テストとの比較により、絶対評価の精度を高めることについては、今後検討してまいりたいと考えております。

（要望事項）

7 公立高校の入学者選抜制度における前期選抜について

公立高校の入学者選抜制度の前期選抜については、調査書と面接の結果をもとに選考している学校が多いが、特色ある高校づくりの観点から、より一層一人ひとりの目的意識や意欲、特性や長所を生かす総合的選考が行われることが望まれます。このため、各高校が独自に検査内容を工夫・改善し、多くの学校で調査書と面接結果だけによらない前期選抜が行われるよう要望します。

＜措置状況＞（教育局）

前期選抜においては、調査書の「学習の記録」における評点だけでなく、諸活動の記録等も含めて、中学校における平素の学習状況を評価するとともに、面接を行うことにより、生徒の個性や長所を総合的に評価して選抜を実施しております。

さらに前期選抜においては、各高校の特色に基づき、作文、実技検査、自己表現活動（いわゆる「その他の検査」）から、必要に応じて実施することとし、各校の特色に応じて弾力的な運用により選抜を実施しております。

その他の検査の実施校数は、平成17年度入学者の選抜においては、全体の5分の1となっており（166校中31校（全日制の課程））、今春に実施しました選抜制度についてのアンケートの結果でも、市町村教育委員会においては9割以上、中学校長においても8割近くが、実施校が「少ない」あるいは「どちらかと言えば少ない」と回答していることから、今後一層実施の拡大に努める必要があると考えております。

面接に加えてその他の検査を実施する場合には、そのための選抜日程の確保といったことも実際上の課題となってまいりますので、そうした課題についても検討しながら、各校の特色に応じた、その他検査の活用を各高校に働きかけるなど、前期選抜の一層の工夫に取り組んでまいります。

（要望事項）

8 社会教育施設及び生涯学習施設の新設、改築等に対する財源措置について

住民が生涯をとおして自己学習し続ける社会の実現のために、住民の幅広い学習活動を支える基盤としての社会教育施設は大きな役割を担っており、今後も高齢化社会や、情報化社会が進展する中、生涯学習の振興を図る上で重要な役割を担うことになります。

しかしながら、生涯学習基盤の充実及び社会教育施設の充実等を図るには、町村単独の取組では財政的に厳しい状況です。このため、これらの施設等整備のために必要な財政措置を講ずるよう国への働きかけを要望します。

＜措置状況＞（教育局）

県では、全国都道府県教育委員長協議会及び全国都道府県教育長協議会の「国の施策並びに予

算に関する要望」をとおして、国に生涯学習及び社会教育の振興・充実について、働きかけております。

また、生涯学習の拠点整備に対する県の財政的支援については、「市町村振興メニュー事業補助金」の中の「生涯学習施設整備事業」により、対応を図っているところであり、生涯学習施設整備単独の助成は、県財政の厳しい状況から、現在のところ困難であります。

III 地域要望

1 横須賀三浦地域

(要望事項)

(1) 放置ヨット・ボート対策について

葉山海岸をはじめとする三浦半島の海浜には、多数のヨット・ボートが放置されており、海岸全体の景観を損なうばかりでなく、海浜利用者に迷惑を及ぼすなどイメージの悪化を誘発しています。また、主に子どもが壊れたヨット・ボートの上に乗り、ケガをする可能性があり、安全面からもかなり問題があります。

つきましては、良好な環境を保全するため、国に対して海岸法による保管場所義務づけの徹底を働きかけるとともに、県による啓発活動の早急な強化充実を引き続き要望します。

<措置状況> (県土整備部)

海岸については、自由使用を原則としておりますが、現実問題としてヨット、ボートを長期間にわたり放置することは、他の人々の自由使用を妨げることになるとともに、海岸管理上も支障が生じるおそれがあります。

このため、長期間放置されているヨット、ボートについては、所有者に呼びかけ自主的な撤去をお願いしたり、放置をしないよう注意する旨の看板の設置や葉山町の広報紙を利用した周知等の啓発活動を行っているところであります。今後も、海岸における県民等の皆様の適正な利用をめざし、継続して、これらの啓発活動に取り組んでまいります。

また、小型船舶等の保管場所の確保を義務付ける制度については、引き続き制度の創設に向けて国へ要望してまいります。

2 湘南地域

(要望事項)

(1) (仮称) 湘南台寒川線の整備推進について

(仮称) 湘南台寒川線は、藤沢市の湘南台方面と寒川町の北部地域を結ぶ東西幹線道路で、両地域を連絡するとともに、現在相模川沿いに計画されていて鋭意整備工事が進められている自動車専用道路「さがみ縦貫道路」へのアクセス道路として、県の「かながわ交通計画」に位置づけられている道路です。

さらに、当該道路は、現在県並びに関係市町で進めている東海道新幹線新駅誘致に伴うツインシティのまちづくりにも密接に関わる道路であり、まさに広域的な交流連携に大きく貢献する道路です。

当該道路につきましては、現在、町においてルート決定に伴う予備設計を行い、早期の都市計画決定を目指しているところですが、当該道路の位置づけ等を考慮し、整備については県にお願いしたいと考えています。

つきましては、当該道路の機能等に特段のご理解をいただき、早期整備に向けた積極的な取組を要望します。

<措置状況> (県土整備部)

ご要望の(仮称)湘南台寒川線については、県道網のあり方、整備の進め方について、町と十分調整を行いつつ、早期の都市計画決定に向けて、市町と連携して取り組んでまいります。

(要望事項)

(2) 西湘バイパス下り線ランプの設置及び無料化について

西湘バイパス下り線ランプの設置については、構造的課題や相当数の用地確保など困難な問題があると認識していますが、国道1号の混雑緩和及び交通体系網の整備の観点から橋インター下り線ランプを視野に入れての国への働きかけを要望します。

さらに、西湘バイパスは、二宮インターから東側が国道1号のバイパスと位置づけられているため通行料が無料扱いとなっていますが、下り線は二宮インターに下りランプがないため下りることが出来ず、料金所を通過して国府津インターまで走らなければならないのが現状となっています。また、この地域の国道1号は慢性的な交通渋滞を引き起こしています。このことが原因となって、国道1号を走る路線バスの定期運行が難しくなってきていることから乗降客が減り、路線バス等の規制緩和とあいまって路線バスの廃止に拍車をかける要因にもなっています。そこで国道1号の渋滞緩和など、円滑な交通確保のため、西湘バイパスの通行料を朝夕の通勤時間だけでも無料にしていただきたいと願っています。つきましては、実情を理解いただき、早期の対策を講ずるよう国への働きかけを要望します。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の西湘バイパス橋インター下り線ランプの設置及び無料化については、中日本高速道路株式会社より、現地の状況や事業計画の観点から早急な対応は困難であると聞いておりますが、国道1号の混雑緩和及び交通網の整備の観点から、要望の趣旨を中日本高速道路株式会社に伝えてまいります。

(要望事項)

(3) 小田原・厚木道路二宮インターの改良について

国道小田原厚木道路に設置されている二宮インターは、近年の交通車両の増大と車両の大型化に伴ってインター及びその周辺で危険な状態が続いている。その主な原因是、インターの加減速車線が短く近接していること、インターへの出入りが町道を取り込んだ構造となっていること、国道小田原厚木道路トンネルと二宮トンネルが近接し屈折した構造となっていることなどが原因と考えられます。

周辺市町の都市化に伴って交通車両が増大していることや、さらに当該地と近接する小田原市や中井町では大規模開発計画が予定されていることなどから、ますます交通量の増加が予測される事態です。

つきましては、これらのこと考慮され、国道小田原厚木道路二宮インターの構造的改良を講ずるよう、引き続き国への働きかけを要望します。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の小田原厚木道路の二宮インターの改良については、その趣旨を中日本高速道路株式会社に伝えてまいります。

(要望事項)

(4) 葛川河川改修について

水系の県管理河川は、県の重点整備河川として改修工事が継続的に進められているところですが、流域の宅地化等に伴い土地利用の状況が変化し、加えて河川の狭小あるいは未整備により、近年たびたび、葛川と不動川で溢水が起きており、さらに、両水系河口付近では、降雨時の溢水と地震の津波による被害が懸念されています。また、環境的な面から河川の清流を取り戻そうという民間レベルの活動も活発化しており、行政としての関わり方も非常に多様なものとなってきています。

つきましては、河川の改修については、親水護岸等の環境整備に配慮した改修事業の一層の

促進及び県の砂防指定区間未改修部分の早期整備について特段の配慮をお願いします。また、葛川整備計画を推進されるに当たっては、関係町の意向が十分に反映されたものとなるよう要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の葛川の河川整備については、地元の意向が反映されたものとなるよう、関係町との連絡調整に引き続き努めてまいります。

不動川（砂防指定地）については、現在用地取得に着手しており、引き続き地元の協力を得ながら用地取得に努めてまいります。

（要望事項）

（5）海岸の浸食・堆積対策について

近年、酒匂川や相模川等からの流砂が減少することなどによって、大磯港西側から二宮海岸にかけての海岸線の浸食は深刻な状況になっています。数年後には西湘バイパスにも被害が及ぶことが考えられます。

既に県において調査試験を行い、養浜工事を実施していただいているところですが、安全対策を含めて、抜本的に特段の配慮をお願いします。

一方、大磯港東側から金目川までの海岸は砂が堆積している状況が見受けられ、防潮堤の防災機能への影響や飛砂、塩害の拡大、また、砂の堆積による海岸利用や環境への影響などが懸念されますので、既に県において海岸の砂の除去をしていただいているところですが、今後も引き続き堆積砂の除去について継続的に実施するよう要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

二宮海岸については、引き続き調査・養浜を行いながら侵食対策を進めてまいります。

また、大磯港東側の堆積砂については除去するとともに、その砂を侵食箇所の養浜に利活用することを考えております。

3 足柄上地区

（要望事項）

（1）花と水の交流圏づくり推進事業の事業継続について

「花と水の交流圏づくり推進事業」では、県と県西地域の2市8町が役割分担をしながら「花」や「水」をテーマに観光・交流スポットや散策路などの整備を進め、併せて県・市町・観光協会・交通事業者などで「花と水の交流圏づくり推進協議会」を組織し、ホームページの運営や広報紙や圏域マップの発行、イベント開催など多様な取組を行っています。

この事業は、「神奈川力構想・プロジェクト51」の戦略プロジェクト「45 交流・連携による県西地域の活性化」に位置づけられた事業であり、観光交流により地域活性化を図ろうとする県の重要な取組となっています。

この事業により各市町では地域特性にあったユニークな施設や散策路整備を進め、新たな来訪者を獲得するなど地域への波及効果も大きなものとなってきています。

足柄上地域は、面積が広大で定住人口が少ないことから、引き続き地域の活性化に配慮した拠点整備を行っていきたいと考えていますが、平成19年度以降も県費補助制度の継続を要望します。また、市町とも財政状況が厳しいことから一層の支援拡充（例えば、事業費に対する補助金先付分の上限枠（現行2,000万円）の撤廃・増額や補助率の引上げなど）を要望します。

さらに、協議会運営や協議会が行うソフト事業などについても、引き続き支援をお願いします。

＜措置状況＞（企画部）

「花と水の交流圏づくり推進事業」は、県西地域の活性化を図るため、花と水にちなんだ地域資源が豊かであるという地域の特色を生かし、「花」と「水」をキーワードにした観光・交流スポットや散策路等の整備を進め、それらをネットワークさせるとともに、地域の統一したイメージを創造・発信することにより、交流人口の増加や回遊性を高めることを目的として、平成13年度から取組みを進めております。当該事業は18年度までの時限事業となっているため、19年度以降の対応については、今までの成果を踏まえつつ、検討してまいります。

(要望事項)

(2) 防災対策への支援について

平成17年3月9日、地震調査研究推進本部地震調査委員会から「神縄・国府津－松田断層帶の長期評価の一部改訂について」記者発表が行われました。

この一部改訂では、本断層帶の今後30年以内の地震発生確率は3.6%とされていたものが、0.2～16%とされ、「本断層帶は今後30年の間に地震が発生する可能性が我が国の主な活断層の中では高いグループに属することとなる。」との見解が示されました。

これを受けて、平成16年度第2回足柄上地区広域行政協議会（平成17年3月29日開催）において合意をし、足柄上地区の防災対策の調査研究を進めるため「防災専門部会」を設置しました。

そして今後は、各市町の防災対策の情報の共有化を図るとともに今後の課題を検討し、各市町相互、あるいは地区内外の防災関係機関との協力の可能性等について研究を行い、足柄上地区的防災対策の強化に向けた検討を進めることとしています。

つきましては、足柄上地区の防災対策の強化に向けて県からの技術・知識面、さらには財政的な支援をお願いします。

<措置状況>（安全防災局）

県は、国からの情報や知見を速やかに各市町村にお伝えし、県内における情報の共有化を図るとともに、防災に関する市町村の要望等を随時把握し、「国の施策・制度・予算に関する提案・要望」等に反映していくほか、地震に関する調査研究の成果を市町村に随時提供するなど、市町村と連携した防災対策に取り組んでまいります。

また、財政的支援については、市町村が取り組むべき課題等を踏まえ、新たな支援制度の構築を進めてまいります。

(要望事項)

(3) 特定中山間保全整備事業の推進について

森林及び農用地を一体的に整備する特定中山間保全整備事業については、平成17年度から酒匂川流域の南足柄市を含む1市5町において、基本調査を実施していますが、整備事業の実現に向けて国に積極的に働きかけるとともに、県における取組と支援の一層の強化を要望します。

<措置状況>（環境農政部）

ご要望の点については、基本調査の結果を踏まえ、地元関係者や関係市町村と調整してまいります。

また、県でも特定中山間保全整備事業「あしがら地域」基本調査作業部会等に参画し、支援しているところであります。

(要望事項)

(4) 国道246号バイパス（厚木秦野道路）の秦野区間の早期事業化について

国道246号は、1市5町（秦野市、中井町、大井町、松田町、山北町及び開成町）における重要な幹線道路ですが、秦野区間（約10km）の恒常的な渋滞は地域間をつなぐ他の幹線道

路の混雑をもたらし、地域住民の日常生活や経済活動に多大な影響を及ぼしています。しかも地形的に起伏もあり、生活環境の悪化も懸念される状況にあります。

国道246号バイパス（厚木秦野道路）の建設事業は、通過交通の円滑化と地域の生活環境の改善、さらには産業・経済の発展に寄与する重要なプロジェクトと確信しており、また、第二東名とのネットワークの一翼を担う地域高規格道路として平成8年に都市計画決定済となっており、既に厚木市、伊勢原市の一部区間においては事業化され建設が進められています。

しかしながら、秦野区間においては未だ事業化が図られておらず、厚木市、伊勢原市にあわせた事業の推進が図られなければ、渋滞や生活環境はより一層深刻なものとなることは明らかであり、経済活動への影響も含め、関係市町としては大きな不安を抱いています。

つきましては、1市5町住民の生活環境や産業・経済活動に直結する国道246号バイパス秦野区間の一日も早い事業化について、国への特段の働きかけをお願いします。

＜措置状況＞（県土整備部）

国道246号バイパスについては、国の直轄事業として平成10年度から一部区間が事業化されており、要望の秦野市区間については、関係機関が早期整備に関する検討・調整を平成17年度から始めたところであります。

今後は、検討・調整を行うとともに、早期事業化と事業の着実な推進について、国に働きかけてまいります。

（要望事項）

（5）酒匂左岸縦貫道路の延伸について

「酒匂左岸縦貫道路」は、小田原市から大井町までは計画決定がなされていますが、松田町から山北町までの区間は位置づけがされていません。

つきましては、国道246号の慢性的な交通渋滞の解消を図り、この地域の円滑な経済活動を促すため、松田町から山北町の大口橋にいたる「酒匂左岸縦貫道路」の延伸について、松田町と山北町で「酒匂川左岸道路北部延伸整備計画研究会」を設置し、平成15～17年度に調査研究を行っていますので、「かながわ交通計画」への位置づけなどの実現に向け、引き続き積極的な協力を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の点については、「かながわ都市マスターplan」などの見直しにあわせ、「かながわ交通計画」を見直していく際の参考とさせていただきます。

（要望事項）

（6）（仮称）小田原・甲府線（山北・道志線）の整備構想実現化に向けた支援等について

現在、山北町と山梨県南都留郡道志村を結ぶ路線は、地形的な制約によって相互の交流が途絶えている状況です。このような中、山北町と道志村を南北交通軸とする新たな広域幹線道路の形成を図ることは、首都東京から80Km圏内に存する国道1号・246号・東名高速道路や第2東名高速道路をはじめ、413号・20号・中央高速道路などの東西幹線交通軸の各拠点を縦横に結ぶことに留まらず、関連市町村の土地利用の活用や首都圏の慢性的な交通渋滞の解消を図ることが可能となります。

また、「神奈川力構想プロジェクト51」では、「交流・連携による県西地域の活性化」として、山梨・静岡両県や圏域市町村との交流・連携を通じて、地域資源を生かした魅力ある地域づくりを進めることや、交流回遊性を高めるため、道路や橋りょうなどの整備を進めるとともに、人々のにぎわいや集いの場となる交流拠点の整備を進めることを目標とされており、この整備構想は、その趣旨に沿うものと考えています。平成11年度より山梨県、静岡県、神奈川県の

関係 10 市町村で研究会を組織し、調査研究を行ってきましたが、本年度より、この整備構想の実現化に向けた次のステップとして、建設促進協議会設立準備会の設置に向けた研究組織を再構築し、神奈川県側のルート検討や南北連携軸の必要性等の検討を深めていくこととしています。

つきましては、この整備構想の実現に向けて、研究組織への県の積極的な支援協力及び県計画(神奈川力構想・地域計画の改定、かながわ交通計画等)への位置づけを要望します。

<措置状況> (県土整備部)

ご要望の点については、まずは地域において、交流連携に資する連携軸の必要性について議論を深めていただき、そのうえで、その検討状況を見ながら、「かながわ都市マスタープラン」などの見直しにあわせ、「かながわ交通計画」を見直していく際の参考とさせていただきます。

(要望事項)

(7) 都市計画道路和田河原・開成・大井線の県施工による建設の早期実現について

足柄地域においては、主要地方道御殿場大井線が唯一の東西を結ぶ骨格的道路ですが、朝夕の渋滞が著しい状況となっています。

このため、新たな都市計画道路の建設促進を図ることを目的として、平成8年に南足柄市、開成町及び大井町の3市町で「都市計画道路和田河原・開成・大井線建設促進協議会」を設立し、毎年、3市町の首長、県会議員等の協議会代表による建設要望活動を実施しています。県の措置状況としては、「神奈川力構想・プロジェクト51」の中に位置づけられ、平成16年度に県道怒田開成小田原線から酒匂縦貫道までの事業化に向け調査設計費が計上され、平成17年度には実施設計費が計上されました。

また、平成17年3月に改訂のあった「かながわ都市マスタープラン」の中に、酒匂川2号橋が位置づけられました。

当該道路は、主要地方道（小田原山北線）と国道（255号）を結ぶ広域的な幹線道路として重要な役割を担うことになり、特に周辺交通の渋滞の解消、暮らしの利便性の向上、都市防災機能の強化、さらには足柄地域経済の活性化等、建設されることによる効果は多大なものがあります。

つきましては、都市計画道路和田河原・開成・大井線の県施工による建設の早期実現を要望します。

<措置状況> (県土整備部)

ご要望の件については、県道720号（怒田開成小田原）から、平成15年4月に開通した県道711号（小田原松田）までの区間を、平成16年度に事業化したところであり、酒匂川渡河部橋梁の平成18年度の工事着手に向けて、調査・設計および関係機関協議などを進めてまいります。

(要望事項)

(8) 酒匂川沿いの交流・回遊性を高める自転車・歩行者専用道路の整備について

平成15年5月に酒匂川流域交流ネットワーク会議の「酒匂川流域の都市づくり」の提言の中で、「酒匂川沿いの交流・回遊性」を高める自転車・歩行者専用道路のネットワーク化の推進」の方向性が示されていますので、その実現に向けて一層の取組を要望します。

特に、現在計画中の酒匂川護岸整備（松田町松田庶子～山北町境）にあわせ、安心して利用できる自転車・歩行者専用道路網の整備を要望します。

<措置状況> (県土整備部)

酒匂川沿いの自転車・歩行者のネットワーク化をはじめ、「酒匂川流域の都市づくり」提言の実現化に当たっては、地域の方々と県・市町の協働の取組みにより推進していくことにしており

ます。

ご要望の松田町松田庶子から山北町境までの酒匂川護岸整備にあわせた自転車・歩行者専用道路の整備については、地元の町と護岸施設管理者である県が、協議を行いながら進めてまいります。

(要望事項)

(9) 伊豆箱根鉄道大雄山線の御殿場線山北方面への路線延長について

当地域には、平成14年度から怒田地区にビール会社が操業を開始し、また、同地区近郊の福沢地区には住居系の土地区画整理事業が実施されており、今後、南足柄市の福沢地区や山北町方面への急速な発展が見込まれています。

一方、JR御殿場線沿線においては、従来の観光地としての要素のほか、御殿場市のショッピングモールをはじめとするさまざまな産業が集積されてきており、神奈川県側と静岡県側の人の行き来がますます増大することが予想されます。

また、県西地域の活性化と県際地域の交流を目的として、小田原市、南足柄市、山北町、開成町、静岡県小山町等で構成する大雄山線延伸促進協議会（仮称）の設立準備会を設置し、延伸促進に必要な調査を進めてきました。

つきましては、「神奈川力構想・地域計画」の地域プロジェクトに位置づけられたことから、今後の検討に当たっては検討組織の立ち上げなど積極的な県の取組を要望します。

<措置状況>（県土整備部）

大雄山線の路線延長計画の早期樹立については、県及び市町村等で構成する「神奈川県鉄道輸送力増強促進会議」を通じて、伊豆箱根鉄道株式会社に要望しており、また、国にも、新設路線の整備等の早期実現のために、新たな整備方式の導入や補助制度の充実など、国の支援措置を拡充・強化することを要望しております。

4 足柄下地域

(要望事項)

(1) 神奈川県土地利用調整条例の適用対象面積の変更について

良好な自然環境を有している足柄下郡3町では、非線引き白地地域においては、開発行為を抑制する方針を前提として秩序ある土地利用の確保に努めています。また、神奈川力構想・地域計画においても、西湖地区の将来像を「いきいき観光交流都市・西湖～豊かな自然、歴史や文化が支える“やすらぎと活力あふれるまち・西湖”をめざして～」と位置づけており、豊かな自然が残る白地地域を開発圧力から守ることは、神奈川力構想とも合致していると思われます。

こうした中で、神奈川県土地利用調整条例による土地利用の調整システムは、適正な土地利用の誘導に対し高い効果を発揮しており、町単独で同様の効果を持続することは非常に困難です。

このような足柄下郡3町の特性を考慮していただき、平成15年度に県企画部土地水資源対策課において「神奈川県土地利用調整条例の附則第2項」の変更に係る「足柄下郡3町については、当面3年間、3,000m²から土地利用調整条例の対象とする」との見直しをしていただきましたが、「当面3年間」ではなく、引き続き堅持していただきたいと要望します。

<措置状況>（企画部）

土地利用調整条例では、1ha以上の大規模開発に関して知事への協議を義務付けておりますが、非線引き白地地域等における建築物系の開発行為については、経過措置として当分の間、対象面積を3,000m²以上に引き下げています。

これを条例本則である 1 ha以上に引き上げることについては、町村の体制整備や地域の実情に配慮することも必要ですので、ご要望の趣旨を踏まえ、当該町村と十分調整してまいります。

(要望事項)

(2) 広域営農団地農道整備事業（小田原湯河原地区）について

広域営農団地農道整備事業（小田原湯河原地区）は、小田原市から真鶴、湯河原両町にまたがる広域的な営農団地内の基幹的農道を整備することにより、農作業、集出荷作業の省略化、流通の合理化及び生活環境の整備を図り、農業振興を中心とした流域の活性化を推進するものです。

未採択の2期工事についても、早期に採択・実施するよう強く要望します。

<措置状況>（環境農政部）

本事業は平成17年度より地域再生計画に位置付けられ、道整備交付金により実施することとなりました。ご要望の2期工事については、現在実施中の工事の進捗状況を踏まえながら、国と調整を進めてまいります。

(要望事項)

(3) 西湘バイパス改築工事の再延伸について

平成16年度において、小田原真鶴間道路整備検討会を2回開催し、長期的・技術的対策等の検討をいただいているところですが、早期事業化に向けてなお一層の検討を要望します。

<措置状況>（県土整備部）

西湘バイパス石橋インターチェンジから真鶴道路までの区間を結ぶ路線は国道135号だけであり、この地区的抜本的な渋滞解消、周辺生活道路への影響あるいは災害時の代替性を考慮すると、西湘バイパスの延伸は県でも必要であると考えております。

ご要望の点については、平成15年度に専門家も加えた「小田原真鶴間道路整備検討会」を設立し、バイパス案の具体化に向けた検討を進めておりますので、この場で議論を深めてまいります。

5 厚木・愛甲地域

(要望事項)

(1) 厚木愛甲環境施設組合の財政等支援について

ごみ広域化処理の実現のため、厚木愛甲ブロック（清川村・厚木市・愛川町）では、平成16年4月1日に「厚木愛甲環境施設組合」を設置しました。今後は、平成24年度の広域処理開始を目指し、中間処理施設及び最終処分場の整備に向けた諸計画の策定等に取り組まなければなりません。

広域処理施設としての中間処理施設及び最終処分場の整備を進めるには、関係する諸調査、法定計画等に要する経費、建設費など多額の費用が想定され、一部事務組合を構成する市町村の負担も年々増加することが見込まれます。また、施設建設に当たっては、技術系の職員の配置が必要不可欠であり、必要な財源及び人員をどう確保するかが課題となります。このため、厚木愛甲環境施設組合において実施する各種法定計画や調査事業費等に対する財政的支援の強化や、技術職員の派遣等の人的・技術的支援を要望します。

また、新たに創設された循環型社会形成推進交付金確保のための指導、助言等、積極的な支援を要望します。

<措置状況>（環境農政部）

平成17年度から新たに「循環型社会形成推進交付金制度」が創設され、施設整備計画や調査事

業費についても「施設整備に係る計画支援事業」として国の交付金対象事業となっております。

また、職員の派遣による人的・技術的支援については、相互交流が原則となっておりますが、具体的な要望内容を伺ったうえで、関係課と協議してまいりたいと考えております。

さらに、「循環型社会形成推進交付金」の交付を受けるに当たっては、新たに「循環型社会形成推進地域計画」の策定が必要となります。県では、計画の策定についての助言、情報提供等に努めてまいります。

(要望事項)

(2) 新たな廃棄物処理構想への対応について

厚木市、愛川町及び清川村は、「厚木愛甲環境施設組合」を設置し、ごみ処理広域化に向けて取り組んでいます。このような中、民間事業者による一般廃棄物と産業廃棄物を一括処理し、資源化を図るというプロジェクト（エコループプロジェクト）が進められ、当該事業者から事業化を決定した旨の情報が県内関係団体に届いたところです。

当該プロジェクトは、県内自治体の参加状況によって、その展開も大きく変わってくると思われ、県内の廃棄物（ごみ）処理行政に少なからず影響があるものと考えられます。しかしながら、現時点においては、当該プロジェクトについて多々不明確な点があり、先行きが見えてこないという問題点を抱えています。

また、神奈川県においても、当該プロジェクトにどのように対応するのか、ごみ処理広域化との整合をどのように対応するのか等、具体的な方針等が示されていません。当該プロジェクトの事業開始が平成22年度予定となっており、厚木愛甲環境施設組合で進めている開始予定年度（平成24年度）と時期が近いことを考慮すると、少なからず影響があると考えます。

今後、早急に明確な方針をお示しいただくとともに、県内で進めているごみ処理広域化計画とエコループプロジェクトとの整合性等についても、県としての考え方を明らかにしていただき、県内自治体への適切な助言等を要望します。

<措置状況> (環境農政部)

エコループプロジェクトは、幅広く環境に配慮した廃棄物の総合処理システムの構築を目指すもので、ごみ処理広域化における民間活力の活用として一つの選択肢になり得るものと受け止めておりましたが、平成17年9月13日に立地候補地である山北町から、立地候補地としての検討を進めることを断念するとの表明がされました。

また、その後、事業主体である(株)エコループセンターは、計画適地について見通しが立たないこと等から、平成18年2月23日に解散したと承知しています。

今後、県としては、各ブロックにおける資源化の推進や民間活力を活用したごみ処理事業の効率化の取組などを積極的に支援してまいりたいと考えております。

(要望事項)

(3) 重症心身障害児施設のショートステイ事業の拡大について

在宅の重症心身障害児は、家族（保護者）の入院等により一時的に介護を受けられない時や、介護者等の休養（レスパイト）のため、ショートステイを利用して在宅生活の継続を図っていくことが必要不可欠となっています。

県央地区では、神奈川県立七沢療育園が地域保険福祉の支援拠点施設となっていますが、ショートステイを利用できる病床数が1床のみとなっていることから、利用者ニーズに対応できるようショートステイ枠の拡大（病床数の増床）の整備促進を図るよう要望します。

<措置状況> (保健福祉部)

重症心身障害児の短期入所については、その受け皿が少ないとから、県でも、一般の障害児施設においても重症心身障害児を受け入れられるよう、国に新たな短期入所支援費支給基準額を

設けるよう働きかけているところであります。

また、緊急性の高い利用ケースについては、円滑な利用が図られるよう、各重症心身障害児施設にレスパイト利用との調整を依頼しているところであります。

ご要望の七沢療育園については、現在、40床のうち39床を長期・中期入所、1床をショートステイとしておりますが、ショートステイについては、長期・中期入所の空きベットも活用して受け入れを行っているところであります。

今後とも、重度心身障害児の在宅生活を支援する観点から、長期・中期入所の空きベットの柔軟な運用に努めてまいります。

(要望事項)

(4) 国定公園及び県立自然公園内における救助体制の確立について

丹沢大山国定公園・神奈川県立自然公園には、初級者から上級者まで多くの登山者が訪れておりますが、他方で遭難や滑落事故などが発生し、尊い命が犠牲となっています。

現在、表丹沢方面には、神奈川県警察署による救助隊が編成されていますが、東丹沢方面には同様の組織がないので、東丹沢方面における登山者や沢登りの方などの同公園内での安全確保と事故による救助に対応するため、登山道の整備及び案内看板への現在地の表示の設置を含め、神奈川県警察署や神奈川県自然環境保護センターなどの関係部署で山岳レンジャーなどを編成し、迅速な救助体制を確立するよう要望します。

<措置状況> (環境農政部・警察本部)

県が管理する登山道については、利用者の安全確保の一環として、自然環境保全センターの職員による定期的な巡回のほか、自然公園指導員、登山者、山小屋関係者等からの情報収集などから、土砂流失等の危険箇所の把握に務めており、それらの情報の中から危険性の高い箇所を特定して優先的に改修等を実施しております。

また、「関東ふれあいの道」や「東海自然歩道」など、登山道に比べて登山の初心者や家族連れも多く訪れる路線については、上記のような情報収集に加えて、地元関係市町村に委託という形で巡視と軽微な補修をお願いしており、自然公園利用者の安全確保に努めています。

今後の自然公園利用者の安全確保については、引き続き地元関係市町村との連携を確保しながら登山道等の安全点検を進めていくとともに、例えば指導標への「現在地」の表示方法などは、県警等の意見を踏まえて検討してまいりたいと考えております。

東丹沢方面の山岳救助隊については、

- 厚木警察署 署長以下73名体制（厚木市、愛川町、清川村を管轄）
- 津久井警察署 地域課長以下15名体制（津久井郡を管轄）

が編成されており、それぞれの管内で発生した山岳遭難救助活動に対応しております。

山岳遭難防止については、丹沢山塊を管轄する5警察署を中心として、関係機関・団体との連携を強化し、事故防止を呼びかける立看板の設置、チラシの配布等を行っているほか、登山計画書投函箱を設置して積極的な届出を呼びかけております。

山岳遭難が発生した場合は、発生場所を管轄する警察署のほか、必要に応じて県警山岳レンジャー、航空隊、隣接警察署等を支援させて救助活動を行っております。

なお、山岳遭難の救助活動については、警察だけではなく、消防組織法及び消防法に基づき、市町村においても責務がありますので、警察といたしましても、その都度、必要に応じて各市町村の消防本部及び消防団やさらに、民間団体等との連携を密にして救助活動を実施しております。

6 津久井地域

(要望事項)

(1) 私立高等学校・専修学校高等課程の入学金・授業料の軽減制度について

県内に生徒と保護者が共に在住し、県内の私立高等学校等に学ぶ生徒については、ある一定要件を満たしていれば入学金・授業料の軽減が行われています。しかし、当地域の場合は交通アクセス等の関係から東京都・山梨県の私立高等学校等に通学する者が多く、保護者の負担が大変です。

つきましては、県内に生徒と保護者が在住し県外私立高等学校等で学ぶ生徒についても、軽減制度の拡大を要望します。

<措置状況>（県民部）

県外私学へ通学する生徒への学費補助については、県の財政状況や他都県の補助制度の動向等を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

(要望事項)

(2) 津久井広域道路の建設促進について

相模原市橋本の国道16号橋本5差路を起点として、津久井郡藤野町吉野の国道20号を終点とする延長約20kmの計画路線である津久井広域道路は、相模原市及び津久井郡4町にとって地域振興計画等広域的なまちづくりに欠くことのできない重要な骨格となる主要幹線道路です。すでに一部区間については事業着手され、平成15年度末には新小倉橋等一定暫定供用されました。都市計画決定されていない区間については早期に決定を行い、既に決定されている区間につきましては早期に事業着手するよう要望します。

<措置状況>（国土整備部）

ご要望の津久井広域道路については、既に勝瀬橋などについて事業を実施しており、平成16年3月に新小倉橋が完成いたしました。

都市計画道路相原城山線については、地元の皆様のご理解を得ながら事業を推進しているところであり、今後は、残る用地買収及び工事を進め、早期完成を目指してまいります。

また、都市計画道路橋本相原線については、現道により一定の交通機能が確保されているため、現在実施している相原城山線の事業進捗を見ながら、今後事業化について、検討してまいります。

新小倉橋から県道65号（厚木愛川津久井）については、平成14年度から事業に着手しており、今後とも地元のご協力を得ながら事業推進に努めてまいります。

未着手区間については、事業区間の進捗を踏まえながら、ルート・構造等について調査を順次進めてまいります。

(要望事項)

(3) 国道20号の改良整備について

国道20号については、藤野町吉野地区の勝瀬橋入口付近で視距改良や歩道設置が進められていますが、全線で幅員が狭く、線形も悪いことから、交通渋滞が多く、交通事故も発生しています。また、家屋が連担し、歩道が無いため、歩行者が危険にさらされています。

また、中央道の渋滞を避ける車両が近年増大し、相模湖駅前の国道20号に国道412号が交差する信号から日常的に慢性的な渋滞が発生しており、沿道住民の日常生活にも大変支障をきたしています。

このような状況から、国道20号の整備を早急に要望します。

<措置状況>（国土整備部）

藤野町吉野地区の勝瀬橋入り口付近については、現在、国で歩道の整備が鋭意進められていると聞いております。

ご要望の点については、相模湖駅前信号付近の整備も含め、国道20号を管理している国に伝えてまいります。

(要望事項)

(4) 中央自動車道の六車線化拡幅工事の推進について

中央自動車道は、首都圏と中部・関西をつなぐ産業・観光用基幹道路であり、沿線には多くの観光地を有し、休日や行楽シーズンには大渋滞し一般道路に車があふれ、日常生活に支障をきたしています。

上野原IC～大月IC間の六車線化拡幅工事が完成しましたが、それでも休日になると小仏トンネルを先頭に大渋滞が発生し、藤野町・相模湖町・津久井町はもとより、県北、県央の裏道まで車の交通量が増加し、住民生活に支障が出ています。

つきましては、八王子IC～上野原IC間の六車線化拡幅工事を早期に実施するよう要望します。

<措置状況> (県土整備部)

中央自動車道については、大月ジャンクションから上野原インターチェンジ間の6車線化事業が平成15年3月に完成したところでありますが、続く上野原インターチェンジから八王子ジャンクション間の6車線化について、国に働きかけてまいります。

7 水源地域

(要望事項)

(1) 主要地方道山北藤野線の整備について

本路線は、山北町、清川村及び津久井郡の水源地域を結ぶ路線であるとともに、水源地域(やまなみ五湖地域)を広域的に連携させ、交流等による活性化を図るための重要な路線としての機能・役割を有しています。

つきましては、これらの内容を配慮いただき、安全・安心な道路の整備はもとより、交流による活性化あるいは地域住民が生き生き暮らせるような道路として、本路線の総合的な改良整備及びその早期実施を要望します。

<措置状況> (県土整備部)

ご要望の県道76号(山北藤野)については、緊急度の高い箇所について重点的に対応しており、今後とも地元のご協力を得ながら事業推進に努めてまいります。

IV 個別要望事項

企画部関係

(要望事項)

1 山北つぶらの歳時記の杜の整備促進について（山北町）

山北つぶらの歳時記の杜の整備については、「神奈川力構想・プロジェクト51」に位置づけられ、森林・牧場・温泉が一体となった自然とのふれあい拠点を整備し、都市地域との交流による水源地の活性化を図ることとされています。

昨年度の要望に対する措置状況では、山北つぶらの公園（仮称）については、平成14年度から用地買収に着手しており、引き続き関係機関との調整を図りつつ、早期開園に向けて鋭意努力することですので、平成18年度の事業着手と早期オープンを要望します。また、（仮称）大野山ふれあい牧場については、平成17年度には「牛舎」の整備をし、平成18年度には「まきば館」を整備することですので、平成18年度のオープンを目指し、整備を進めるよう要望します。

また、（仮称）大野山南北道路については、現在のところ県道として整備する予定がないとのことですが、つぶらの歳時記の杜と県民の財産である三保ダム・丹沢湖を結ぶアクセス道路として重要な役割を果たすものと考えますので、早期に計画に位置づけるよう併せて要望します。

<措置状況>（企画部・環境農政部・県土整備部）

山北つぶらの歳時記の杜を構成する事業のうち、（仮称）大野山ふれあい牧場については、計画どおりの整備が行われるよう取り組んでまいります。

山北つぶらの公園については、平成14年度から用地買収に着手しておりますが、引き続き、関係機関との調整を図りつつ、早期開園に向けて鋭意努力してまいります。

公園へのアクセス道路については、全体計画進捗にあわせて、今後、関係機関と調整してまいります。

なお、（仮称）大野山南北道路については、事業の優先度・緊急度を考慮いたしますと、現段階ではご要望に添いかねます。

安全防災局関係

(要望事項)

1 旧相模海軍工廠敷地内における危険物への適切な対応について（寒川町）

現在、環境省は、旧相模海軍工廠敷地内で毒ガス弾等の環境調査が実施していますが、これらの地域には事業所や民家が多数存在しており、これらの事業所等では安全確保のための費用を自ら負担しています。

つきましては、戦前の国の機関である旧日本軍の危険物については、国が責任をもって対応すべきと考えますので、次の措置を講ずるよう国への働きかけを要望します。

(1) 掘削を伴う土地改変に係わる安全確保のための費用は、国が負担する制度を確立すること。

<措置状況>（安全防災局）

県では、戦前の国の機関である旧日本軍の危険物については、国が責任をもって対応すべきであると考えており、事故発生時における関係省庁の連携した対応や安全対策の推進等について国へ要望しているところであります、関係自治体とも連携し、引き続き、国に要望してまいります。

なお、国は、平成17年3月に「A事案区域における土地改変指針」を作成し、一定の条件を満

たせば、国が環境調査を実施することとしております。

(要望事項)

- (2) 毒ガス弾等による事故が生じた場合、被害者に対する救済制度を国の責任において確立すること。

<措置状況> (安全防災局)

ご要望の点については、従来から国に要望しているところであります。引き続き、制度の確立を要望してまいります。

環境農政部関係

(要望事項)

- 1 「いこいの里・相和」整備構想における集落整備及び里山公園に対する支援について（大井町）

町土の約6割を占める相和地域の魅力ある集落への活性化を目指して、町の重点施策に位置づけている「いこいの里・相和」整備構想では、ほ場整備などの農業生産基盤整備と居住環境の整備、及び里山公園（おおいゆめの里）の整備を図ることとしています。ほ場整備や農道整備等の農業生産基盤整備と居住環境の整備については、平成19年度からの実施を予定していますので、平成18年度からその着手に向けて県の財政及び技術支援並びに国庫補助事業採択等に係る支援とともに、整備後の地域農業の中心的存在となる担い手育成に対する支援を要望します。

また、地域活性化や都市農村交流の拠点施設である「おおいゆめの里」の整備については、平成18年度から事業着手することとしていますので、導入事業や施設整備に関する県の財政及び技術支援を要望するとともに（「里山づくり推進事業」等のソフト事業を含む。）国庫及び県補助事業並びに関連団体の助成事業を視野に入れた情報提供等の支援を要望します。

なお、「里山公園（仮称）」として進めてきた名称については、平成16年度に公募を行った結果、「おおいゆめの里」と決定し、今後はこの名称により事業実施を推進します。

<措置状況> (環境農政部)

ご要望の構想については、今後とも事業採択に向けて助言指導等の支援を行ってまいります。

また、大井町山田地区においては、平成17年度から里山づくり推進事業（里山保全推進事業）を実施し、農家や地域住民が主体となって里山保全活動を行うための推進体制の整備などの取組みを行っており、平成18年度においても、里山づくり推進事業に必要となる予算の確保に努めてまいります。

(要望事項)

- 2 県立陣馬相模湖自然公園指定に伴う利用計画事業の促進について（相模湖町）

自然公園の指定に伴い、その周辺も逐次整備されつつありますが、公園内に位置する陣馬・城山から嵐山、石老山一帯は東海自然歩道やハイキングコースとして、年々多くの人々に利用されていますので、自然公園に親しむ十分な機能が果たせるよう展望施設や自然観察路等の整備及び国有林、県有林の景観伐採の実施と保証免除実施を要望します。

<措置状況> (環境農政部)

自然公園を指定する趣旨は、優れた自然の風致景観を保護するとともに、その利用の増進を図り、人々の休養、教化等に資することであります。しかし、人々の流入がさまざまな形で自然環境に影響を与えており、これまで以上に自然に対して十分に配慮された公園利用が望まれております。

県立陣馬相模湖自然公園については、このような観点で今年度、公園計画の見直し作業を行つ

ており、現在のところ、新しい計画ができるまでは、既存の登山道や園地等の改修を中心に進め、自然と調和した公園利用を推進していくこととしております。

また、ご要望の趣旨を踏まえ、自然公園の利用計画事業と調整を図りながら、県有林の管理、整備に努めてまいりたいと考えます。なお、国有林については、機会をとらえて、ご要望を伝えていきたいと考えております。

(要望事項)

3 松くい虫被害対策事業に対する財政措置について（真鶴町）

真鶴半島の先端部は、暖帯性の常緑広葉樹林に覆われ、魚つき保安林の指定とともに県立自然公園にも指定された県民の貴重な財産となっていますが、近年、半島の松林が松くい虫により甚大な被害を被っていることから、松くい虫による松枯れから松を守り、将来にわたり真鶴半島の貴重な松林を継承すべく、県と町が連携して薬剤散布により被害防止に努めてきました。しかし、その一方で薬剤散布による人体、生物、また海域流出等への影響が懸念されています。そこで、より安全で環境に配慮した予防方法（樹幹注入）に完全移行していく計画であり、薬剤散布については、平成18年度を最終年度とすることにしています。

つきましては、現行の薬剤散布の補助と併せ、樹幹注入に対する新たな財源措置を講ずるよう強く要望します。

また、国に対しても、補助金確保に向けての働きかけを要望します。

<措置状況>（環境農政部）

松くい虫防除事業については、県でも財源の確保、効率的な防除の推進に努めているところであります。予算面では、関係市町村からの要望に全て応じることができない状況であります。各市町村におきましても駆除対象を絞り込んでいただくなど、効率的な実施をお願いするとともに、県でも引き続き財源の確保に努めてまいります。

(要望事項)

4 長者ヶ崎緑地の崩落対策について（葉山町）

近年、長者ヶ崎（トラスト緑地）の崖の崩落が進み、県民及び海岸に訪れる観光客には危険な場所となっています。長者ヶ崎が県民及び観光客にとって安全に楽しめる場所となるような安全対策を要望します。

<措置状況>（環境農政部）

崖の崩落については、当該緑地は景勝地となっており、全面的な崖の防災工事等が困難であることから、昨年度、海岸利用者が近づかないように呼びかける注意看板の設置を行いました。

今後とも、葉山町、海水浴場管理者及び海岸管理者等関係機関と十分協議を行い、安全確保に取り組んでまいりたいと考えております。

(要望事項)

5 愛川町番田沢治山事業の推進について（愛川町）

愛川町には、土石流危険渓流氾濫区域の指定を受けている箇所が19箇所ありますが、その安全対策は必ずしも十分ではありません。

特に、半原地区に所在する番田沢（柄沢）については、市街化区域内に位置し、沢の上部に住宅が立ち並んでいますが、山腹の崩落が進んでおり、近年多発している集中豪雨による急激な増水や地震等の災害時には、地域住民の生命を脅かしかねない状況となっています。

当該箇所については、傾斜地の多くが保安林指定を受けており、治山事業によって崩壊防止対策を講ずることが可能と思われますので、災害の未然防止のため、治山施設の整備を推進するよう要望します。

<措置状況>（環境農政部）

ご要望の箇所は、保安林の指定状況を勘査しながら検討してまいります。

(要望事項)

6 真名瀬漁港の再整備促進及び越波対策について（葉山町）

真名瀬漁港については、平成17年度から漁村再生計画に基づき漁港の再整備を進めています。国及び県の積極的な財政支援と、引き続き県における技術的支援についても要望します。

また、葉山の海岸においては、毎年台風シーズンになると越波などによる被害が発生しています。漁村再生計画に基づく再整備の中で越波箇所について一部対応することとされていますが、特に漁村再生計画で施設整備計画がない漁港区域及び漁港区域外の芝崎海岸（芝崎ナチュラルリザーブ～三ヶ下海岸）については越波の被害が大きいため、越波対策を積極的に推進するよう要望します。

<措置状況>（環境農政部）

真名瀬漁港の再整備に必要な予算の確保に努力しております。また、漁港整備に必要な技術的な支援を行っております。

漁港区域内の越波対策については、国の動向も踏まえ、どのような方法で実施可能か県でも検討しております。

漁港区域以外の芝崎付近については、現在施設整備の計画はありませんが、漁港区域における越波対策と連携・調整を図りながら、必要に応じ対策を検討してまいります。

(要望事項)

7 真鶴港及び岩漁港の整備事業に対する財政措置について（真鶴町）

真鶴町では、地域再生法に基づく地域再生計画として「真鶴のみなとを拠点としたにぎわいのある地域づくり計画」として、県と共同で真鶴港及び岩漁港の整備を実施することとなりました。

つきましては、町が実施する漁港の整備について、県の補助等財政的支援を要望します。

<措置状況>（環境農政部）

岩漁港の整備については、必要な財源措置を講ずることとしました。

保健福祉部関係

(要望事項)

1 県立煤ヶ谷診療所の継続と地域医療の充実について（清川村）

県立煤ヶ谷診療所は、村内唯一的一般医療機関として、在宅療養者への訪問診療など高齢者や障害者の地域生活支援や乳幼児健診等医療と連携した保健活動の体制に大きく貢献しています。

受診者も年々増加し、平成16年度受診件数は、10,445件(人)、往診件数は、274件(人)となっています。

公共交通機関が乏しく医療機関に遠い地域への安定した医療提供のため、県立煤ヶ谷診療所の継続と更なる地域医療の充実を要望します。

<措置状況>（保健福祉部）

県立診療所については、平成18年4月から津久井地域に設置している3診療所に指定管理者制度を導入することとしておりますが、煤ヶ谷診療所に関しては、平成18年度も県立県営を維持し、引き続き地域医療の充実に努めてまいります。

県土整備部関係

(要望事項)

1 県立あいかわ公園の区域拡大について（津久井町）

宮ヶ瀬ダム周辺地域と一体となった秩序ある開発と景観の保全を図るため、津久井町営北岸林道と県立あいかわ公園にはさまれた大棚地区を県立あいかわ公園の区域として拡大するよう要望します。

<措置状況>（県土整備部）

公園区域の拡大については、当面、都市計画決定された区域の開園に向け、鋭意努力してまいります。

(要望事項)

2 葛川遊歩道の整備について（二宮町）

清水橋より下流側に、水と緑豊かな環境整備を目的とした遊歩道を整備するよう引き続き、要望します。また、遊歩道整備と併せて、交通障害となっている内輪橋についても整備を要望します。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の遊歩道の整備については、河川管理用通路の整備を引き続き努めてまいります。

また、河川改修に伴う内輪橋の架替については、今後、二宮町と調整を図ってまいります。

(要望事項)

3 主要地方道平塚松田線（比奈窪バイパス）の早期供用開始について（中井町）

主要地方道平塚松田線は、中井町を東西に通過し平塚市と足柄上地区を結ぶ主要な県道で、災害時の物資輸送等はもとより地域経済や県民にとって重要な道路です。

平成9年度から工事着手している（通称）比奈窪バイパスは、一部改良工事が済んでいるものの、区間全体の整備と供用開始までには、まだ時間を要すると聞いています。この道路は、「神奈川力構想プロジェクト51」の地域計画に位置づけられた「中井町役場周辺の整備」区域内の重要な路線でもあります。

この区間については、諸課題を抱えていることは承知していますが、町にとって将来のまちづくりを進める上で重要な路線であり、早期開通に向けた事業促進を要望します。

また、井ノ口交差点から平塚境には道路幅員の狭小区間や歩道未整備区間もあり、大型車両の通過も多いことから、早急な歩行者等への安全対策事業を要望します。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の県道77号（平塚松田）比奈窪バイパスについては、既に事業着手しており、今後とも地元のご協力を得ながら事業推進に努めてまいります。

ご要望の歩行者等の安全対策については、今後、町や地元関係者との調整を進めながら検討してまいります。

(要望事項)

4 県道711号（小田原松田線）歩道設置工事について（松田町）

県道711号（小田原松田線）歩道設置工事は、小田急線踏切から松田土木事務所までが完了し、地域住民をはじめ通学や通勤客の安全が確保され、また松田町総合計画21の政策目標として位置づけている「活力と魅力あるまちづくり」の面からも、県事業の成果によって魅力ある市街地の

形成が着々と進められています。

しかしながら踏切から県道72号までの間は狭小幅員で歩道がなく、大型バス等の通行により降雨時などは歩行が困難な状況にあることから、歩行者、車両等の安全性を高めるためにも歩道整備による改良を図るよう要望します。

また、松田土木事務所から大井町境までの歩道設置についても引き続き整備を推進するよう併せて要望します。

<措置状況>（県土整備部）

県道711号（小田原松田線）については、小田急線踏切から松田土木事務所までの区間については平成16年度に完了いたしました。

ご要望の小田急線踏切から県道72号交差点までの歩道設置については、今後、地元地権者及び松田町の協力を得ながら検討してまいります。

また、松田土木事務所から大井町境の区間については、既に事業着手しており、今後とも地元のご協力を得ながら事業推進に努めてまいります。

（要望事項）

5 東名高速道路・鮎沢パーキング・エリアにおけるスマート・インターチェンジ整備構想実現化に向けた支援等について（山北町）

東名鮎沢PAのスマートIC整備構想については、御殿場ICと国道246号の渋滞解消や周辺地域の土地利用の促進による活性化などを目的として、山北町及び静岡県小山町からの強い要望により、平成16年度の国土交通省で実施された社会実験の候補箇所登録が行われました。

また、「神奈川力構想プロジェクト51」では、「交流・連携による県西地域の活性化」として、山梨・静岡両県や圏域市町村との交流・連携を通じて、地域資源を生かした魅力ある地域づくりを進めることや、交流回遊性を高めるため道路や橋梁などの整備を進めるとともに、産業振興や人々のにぎわい、集いの場となる交流拠点の整備を進めることを目標としていますが、この構想はその趣旨に沿うものと考えています。現在、関係行政機関による議論を踏まえて、本年度から、調査研究会を設立すべく事前調整等を行っているところです。

つきましては、今後、調査研究会において県、国等の関係機関による様々な検討を行っていく中で、構想の実現化に向けた支援協力及び国に対する働きかけを要望します。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望のスマートインターチェンジについては、アクセス道路の整備などの課題がありますが、今後、山北町が中心となって設立を目指している関係機関により構成される調査研究会の場で、スマートIC設置の必要性や効果を検証する必要があります。

県でもこの研究会に参画し、検討を進めてまいりたいと考えております。

（要望事項）

6 南足柄市への連絡道路の新設について（箱根町）

現在、県西地域では「花と水の交流圏づくり事業」（平成18年度まで）を展開しており、県西地域2市8町の観光交流に関する事業を実施しています。この事業を契機に、今後ともこの地域の広域観光連携を深めるためには、観光客が周遊できる道路の整備が不可欠です。また、第2東名高速道路や国道246号バイパス等首都圏から神奈川県西部地区への交通アクセスが整備されることから、大規模災害等発生時の新たなライフライン確保が必要となっています。こうした観点から、東名高速道路大井松田インターチェンジへの接続を含め、南足柄市への連絡道路の新設を要望します。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の南足柄市への連絡道路の新設については、事業の優先度・緊急度を考慮いたしますと、

現段階ではご要望に添いかねます。

(要望事項)

7 県道75号（湯河原箱根仙石原線）藤木川沿い遊歩道の整備（末広橋から青巒莊付近の間）及び狭隘部分の拡幅について（湯河原町）

遊歩道整備については、「藤木川遊歩道整備検討部会」に基づき構想ルートの検討をお願いし、基本計画の作成準備を進めているところですが、藤木川の流量等の影響調査により幅員2mの歩道設置可能な区域と不可能な区域の報告を受けていますので、遊歩道設置の実現化に向けての検討を要望します。

また、温泉場地区から箱根方面に向かって奥湯河原の区間に道路の狭い部分があり、大型車両の交互通行ができず、早急に整備が必要であるため、拡幅改良を実施するよう要望します。

<措置状況>（県土整備部）

藤木川沿い遊歩道の整備については、地域の代表で構成し、西湘地域県政総合センター、小田原土木事務所、自然環境保全センター、町の関係部局が関係行政機関として参画する「藤木川遊歩道整備検討部会」において、町の遊歩道構想、藤木川の流下能力等の検討を行ってまいりました。

今後は、これまでの検討部会における検討を踏まえ、現在、町が取りまとめを行っている遊歩道の基本計画案について検討部会で検討を行うとともに、県の道路、砂防、公園事業、町事業等の役割分担、整備手法等について調整を図っていくこととなります。

また、県道75号（湯河原箱根仙石原）の藤木橋より箱根方面に向かっては、事業の優先度・緊急性を考慮いたしますと、現段階ではご要望に添いかねます。

(要望事項)

8 さがみ縦貫道路に関する地元要望について（城山町）

さがみ縦貫道路の整備促進を図る観点から是非とも必要であるので、さがみ縦貫道路事業に関して各地区対策委員会から提出されている国県への要望事項について、特段の配慮を要望します。

<措置状況>（県土整備部）

各地区対策委員会から提出されている各種要望については、一部設計に反映し、事業が進められてきたところであります。

しかしながら、ご要望については難しい問題も含まれておりますので、引き続き国及び地元自治体とともに検討してまいります。

(要望事項)

9 三井大橋（県道513号）への歩行者用通路の早期整備について（津久井町）

三井地区はバスの運行本数が限られていることから、日常生活において徒歩で三井大橋を渡り国道413号の最寄りの停留所まで往来している現状にあります。

特に朝夕並びに土日祭日には、国道413号の交通渋滞に伴う迂回路として多数の車両が通行している状況から交通上大変危険な状況となっています。このため、地域の強い要望を受けて、数年来の町の重点要望としているところです。

平成16年度から本格的な調査事業を実施していただき感謝しておりますが、今後も継続的な事業展開で、安心して渡れる三井大橋（単独歩道橋）の早期実現を引き続き要望します。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の箇所については、平成15年度から調査に着手しており、現在、単独歩道橋の計画を進めております。引き続き、町や地元関係者の協力を得ながら早期に工事着手できるよう調整を進めてまいります。

(要望事項)

10 県道522号（樋原藤野線）及び県道76号（主要地方道山北藤野線）の改良整備について（藤野町）

県道522号（樋原藤野線）及び県道76号（主要地方道山北藤野線）は、国道20号を境に町の南北を結ぶ重要な路線です。現在の沢井隧道は幅員が狭いこと、また、JR中央線の踏切も近接しており、国道を挟んだ両県道で、交差点付近には日常的に慢性的な交通渋滞がおきています。当町の中心地である藤野駅への公共交通についても、渋滞によって町民の足に大きな影響があり支障をきたしています。

一方、駅周辺整備については、県道522号も含めた藤野駅から役場までの経路については、バリアフリーの基本構想の中で特定経路として位置づけ、平成22年度までに法の基整備を実施していくこととしています。また、公共交通としてのバスの待合所についても整備が概ね完了し、駅構内についてのバリアフリー化についても本年度完成予定となっています。

慢性的な交通渋滞の解消や歩車分離の観点から、現在の沢井隧道の拡幅改良整備については非常に困難と思われますので、駅周辺の利便性も考慮した上で、新規の沢井トンネルの整備と、接続する主要地方道山北藤野線の整備を要望します。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の県道522号（樋原藤野）と県道76号（山北藤野）については、町の駅前周辺整備計画と調整を図りながら検討してまいります。

(要望事項)

11 相模川流域下水道事業の再構築に伴う関連事業の整備について（清川村）

県では、平成13年度から環境共生生活都市圏の形成に向けた下水道の取組として、相模川流域における新たな水環境・水循環の創出を図るため、相模川流域下水道の水循環創出型下水道システムへの再構築計画が決定されています。

つきましては、当村のように単独での汚水処理を余儀なくされている小規模下水道では、維持管理費等について厳しい状況であることを理解いただき、流域下水道に取り組むことを前提に、この整備構想に位置づけていただきたく、特段の配慮を要望します。

<措置状況>（県土整備部）

相模川流域下水道への接続については、処理開始から間もない貴村処理場の財産の帰属問題や下水道計画との整合といった解決すべき課題があります。

加えて、流域関連16市町の理解と協力が是非とも必要あります。

こうしたことを踏まえ、流域関連市町とも相談しながら研究すべき事項と考えております。

また、下水道の維持管理費は、汚水私費、雨水公費が原則で負担することとされており、この考え方に基づき、全国的にも下水道の利用者に負担をお願いしているところであります。県として、特段の支援を行うことは、他の市町との公平性の観点からも困難であります。

(要望事項)

12 葛川河口の津波対策について（大磯町）

東海地震や県西部地震、神縄・国府津一松田断層帯地震等、多くの地震の発生が懸念される中、葛川と不動川が合流する河口付近においては、津波の遡上による甚大な被害が想定されるため、防災措置における早急な対応を検討するよう要望します。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の葛川河口を含む相模川以西の海岸においては、平成16年度に津波シミュレーションを実施し、沿岸に到達する津波の高さ等の予測を行ったところで、平成17年度には、津波の河川遡

上についての検討を含め、津波浸水予測図の作成を行う予定であります。
この調査結果に基づき、葛川河口付近の津波対策を検討してまいります。

(要望事項)

13 二級河川藤沢川における河川改修の促進について（中井町）

中井町を流れる二級河川藤沢川の改修については、中村川合流点より 1,160m余の区間は平成13年度に完了しており、災害防止等に大きな役割を果たしています。

しかしながら、藤沢川の上流部には、いまだ未整備の区間や護岸が老朽化している区間も存在しております、早急な整備を必要としています。近年の異常気象は集中豪雨的な降雨が各地で見受けられ、河川の急激な増水による護岸の損壊等の事故も起こるなど、地域住民は生活に不安を感じています。

町では、町民の生命と財産をまもり、住民が安全で安心して暮らせる住みよいまちづくりの整備に努めています。

つきましては、未改修区間の一部は現地測量も完了していることから、これら区域も含めた早期着工について特段の配慮を要望します。

また、近年は改修済み区間への土砂の堆積も見受けられることから、これら堆砂土砂の早急な搬出についても実施をお願いいたく要望します。

<措置状況>（県土整備部）

藤沢川の改修については、下流の中村川合流点から寺ノ下橋までの1,140m区間を、昭和52年より河川局部改良工事として国の認可を受けて実施し、平成13年度に完了しております。

ご要望の藤沢川の上流部の改修については、今後検討してまいります。

(要望事項)

14 寄地区生活排水処理施設の整備に伴う支援について（松田町）

寄地区北部は、県の「やどりき水源林整備事業」により良質な水の確保に努められていますが、寄地区的中心を流れる中津川周辺には住宅が密集し、家庭等からの生活排水により河川の水質汚濁が著しくなり、また、下流域では飲料水として県広域水道企業団が取水しているため、污水処理の早急な対策が急務となっています。

町では、計画的・効果的な水質保全対策として、主として公共下水道による施設整備を推進したいと考えていますが、事業を推進するためには莫大な費用と期間を要するため財政規模の小さな町では負担が大きく、近年の財政状況を考慮すると大変厳しい状況にあります。また、将来、起債の元利償還等による繰出金によって、一般会計を著しく圧迫することにもなりかねません。

このため、新たな財政支援策の創設について要望します。

<措置状況>（企画部）

県では、「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」及び「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」を策定したところですが、「実行5か年計画」は、新たな財源を活用して施策を効果的かつ着実に推進するため、水源環境保全・再生に直接的効果が見込まれるもので県内水源保全地域を中心に実施する事業に絞り込んでおります。

その中で、生活排水処理施設の整備支援については、ダム湖の水質改善を図る観点から、県内ダム集水域を対象として実施していくこととしており、ご要望にお答えすることは困難ですので、ご理解願います。

(要望事項)

15 「カヤの木沢」及び「かなまじり沢」の砂防整備について（湯河原町）

「カヤの木沢」及び「かなまじり沢」の砂防整備については、平成16年11月4日付けで神奈川

県知事に意見書を、また、神奈川県議会議長に要望書を提出したところです。

「カヤの木沢」においては、カヤの木沢における土石流対策についての方針を決定するための検討会を設立し、既に2回開催し検討をいただいているところですが、一日も早い砂防整備事業の実施を要望するとともに、「かなまじり沢」においても既に現況調査測量等を終了しているとのことですので、併せて砂防整備事業の実施を要望します。

<措置状況>（県土整備部）

「カヤの木沢」については、砂防えん堤の整備を進めるため平成14年度に測量や地質調査等の基礎調査に着手したところ、計画地周辺にオオタカ等の猛禽類が生息していることや地下水利用（飲料井戸）があることが明らかになりました。このため、平成15年度から各方面の学識経験者等で構成する「検討会」を設置して、砂防えん堤や流域の森林整備を含めた総合的な土砂流出対策の検討を進めてまいりました。今後も平成16年の台風22号による土砂流出の状況等を踏まえ、「検討会」で意見をいただき、平成17年度末までにはえん堤の位置、規模、形状等を決定するとともに、町と連携して地域住民等の理解を得ながら砂防事業を進めてまいります。

「かなまじり沢」については、平成16年の台風22号による土砂流出で被害が発生したことから、下流域の水路を管理する町、上流域の治山事業及び砂防事業を所管する県の担当部局がそれぞれ必要な対策を進めることで調整を図ったところであります。この調整を踏まえて、砂防事業として17年度に測量調査とともに砂防えん堤の予備設計を行い設置位置や形状等を決定しましたので、平成18年度には国庫補助事業の採択を得て事業に着手できるよう、現在、国へ新規採択の要望を行っております。

教育局関係

（要望事項）

1 歴史的建造物の保存・活用に対する協力・支援について（大磯町）

大磯町には、明治から昭和にかけて活躍した政財界人の別荘が建築され、長い年月の中でこれらの別荘や別荘と一体となった緑地や石垣を含めた町並みが残されています。

これらの歴史的建造物は、これまで企業の保養所等として利用されてきましたが、厳しい社会経済状況や相続などの際に取り壊され、現在、残っているものは数える程になっています。

町では、景観行政団体として景観計画の策定に着手し、景観法に基づく景観重要建造物の活用や保存基金の設置などにより、町の貴重な地域資源である歴史的建造物を保存・活用した魅力あるまちづくりを進めていきたいと考えていますので、歴史的建造物の保存・活用に対する協力・支援について特段の配慮を要望します。

<措置状況>（県土整備部）

平成17年度から調査を開始しております、邸園文化圏再生構想では、別荘・保養所施設（歴史的建造物）とその庭園の活用策として、県・市町・所有者（企業）・N P O、さらには地域住民の方々との協働により保全活用を図ることを目指して鋭意取り組んでおります。

また、歴史的建造物の保全・活用策として、国の「まちづくり交付金」制度を活用することが一つの選択肢として考えられますので、貴町が都市再生整備計画（案）を作成する際には、県でも技術的な助言を行うとともに、国との調整を行っていきたいと考えております。

（要望事項）

2 国指定史跡箱根関跡保存整備事業に係る文化財保存修理等県補助金の増額について（箱根町）

国指定文化財に係る文化財保存修理等県補助金については、従来、国庫補助金（補助率2分の1）を除いた補助対象経費の3分の1（全体経費の6分の1）を県が事業者に対し補助していたのですが、平成13年度においては約20%、平成14年度においては約22%、平成15年度にお

いては約29.4%、平成16年度においては約45%、平成17年度においては32%と大幅に減額されています。

箱根関跡は、多くの県民が見学や散策という方法等によりその史跡のもつ歴史的価値を享受していますので、県は県民共有の財産との認識のもと、補助割合に基づく適正な補助金の交付を行うよう要望します。

<措置状況>（教育局）

現在の厳しい財政状況の下では難しい状況にありますが、要綱に定める補助率の上限の補助を行うよう、今後とも、予算確保等に努めてまいります。

（要望事項）

3 （仮称）第二小学校建設に際しての校舎建設に係る国庫補助、県費負担教職員の定数以上の増員配当、建築構想等に係る人的支援等について（開成町）

児童の増加に対処すべく（仮称）第二小学校の建設を平成22年の開校を目指してています。町教育委員会は、あくまでも原案ですが、低学年と高学年を分離した学校を計画しています。既存の開成小学校を低学年小学校、新設の（仮称）第二小学校を高学年小学校とする位置づけを考えています。現在の法律上で、設置が可能であるとの判断をいただいているが、あくまでも一つの学校であるため、教職員の配当については学校が2校の場合に比し不利は否めないと聞いています。校舎建設に対しての国庫補助採択、県費負担教職員の定数以上の増員配当、建築構想等に係る人的援助等をお願いし、町の教育方針の実現に向け協力をいただきたいと考えています。また、当町南部で計画されている区画整理事業との一体による施行も考慮しているので、重ねて指導をお願いします。

<措置状況>（教育局）

校舎建築に係る国庫補助については、国庫補助の対象となるか否かなどについて、国へ相談等を行っております。

県費負担教職員の定数については、県におきましては標準法の基準に準じて配置しております。なお、新設校に関しては、今後の検討課題とさせていただきます。

また、建築構想等に係る人的支援については、小学校の設置者は市町村であるため、ご要望には添いかねます。

なお、開成町南部地区については、平成18年の土地区画整理組合の設立に向けて検討が進められており、県では、事前の調整を進めるなど、今後とも適切な支援をしてまいります。

（要望事項）

4 県指定文化財保存修理等補助金の拡大について（相模湖町）

相模湖町においては、小原本陣が県の文化財に指定されて以来、その保存及び管理運営に努め、文化財としての価値を維持しながら生涯学習や地域交流の拠点として活用しています。

しかし、古い建物のため維持が大変であり、整備計画を進めていますが、財政が極めて厳しい状況であるため、整備費等について県補助金を拡大するなど、積極的な支援を要望します。

<措置状況>（教育局）

国・県指定文化財に対する保存修理等補助金の運用については、大変厳しい財政状況ではありますか、県指定分については、可能な範囲で、要綱に定める補助率の上限の補助を確保するよう努めています。

さらに、地域の貴重な文化財を観光資源等としても保存活用していくことは、大変重要でありますので、今後、さまざまな補助制度の活用も視野に入れ、町と十分協議してまいります。

警察本部関係

(要望事項)

1 寒川駅前交番の設置について（寒川町）

寒川駅周辺は町の中心に位置し、商業の中心地であることや相模線の電化等により通勤者や通学者、買い物客等が集中し、人や車の往来が多い地域です。

駅前及び駅前周辺の交通安全、治安維持の向上を図るため、交番設置及び警察官の常駐化を強く要望します。

<措置状況>（警察本部）

交番の設置については、設置要望地区における犯罪及び交通事故の発生状況、行政区・面積・人口等の実態、都市の形態、道路・鉄道の整備状況等のほか、隣接交番・駐在所等との位置関係、交番用地の確保状況、警察官の確保等を総合的に勘案しながら検討しております。

寒川駅前地区は、岡田交番管内であり、現状の交番配置の状況を踏まえ、上記事項を検討しますと、現時点では交番設置は困難な状況であります。

今後とも、同地区の開発状況及び治安情勢の推移等を見ながら検討してまいりますが、当面は、今ある交番を充実して交番の機能強化することにより、治安に間隙が生じないよう努めてまいります。

なお、交番の設置については、スクラップ・アンド・ビルトを原則として考えております。

(要望事項)

2 県道711号（酒匂川左岸縦貫道路）の信号機増設について（大井町）

県道711号（酒匂川左岸縦貫道路）の信号機については、地域の強い要望を受け、平成16年度に必要性の高い1交差点に設置していただき、交差点の安全が確保されました。

大井町では、平成15・16年度に信号機設置を要望している交差点区間に並行する町道の改良工事を施工し、信号機設置に対応できるよう整備したところですが、県道横断が困難であるため、その利用に支障をきたしています。

つきましては、安全確保はもとより、信号機の未設置による暫定2車線の解消と、経済活動や日常生活の円滑化を図るためにも、信号機の増設を要望します。

<措置状況>（警察本部）

ご要望の県道711号（酒匂川左岸縦貫道路）の信号機については、平成15年4月の供用開始に合わせて、7か所の信号機の設置要望があり、その内、鬼柳入口、大井高校前、新南の各交差点に設置しております。

また、平成16年8月には西大井下の交差点にも設置いたしました。

他の交差点については、今後の交通実態の変化を見ながら、整備してまいります。

(要望事項)

3 小田急開成駅前への交番設置について（開成町）

小田急線開成駅は、昭和60年3月に開設されて以来、現在では年間200万人以上の乗降客が利用する駅となり、平成8年12月に警察官が立ち寄れるようにと開成駅前連絡所を設置しました。平成10年度には開成町自治会長連絡協議会の働きかけにより、地元住民や開成駅利用者などから交番設置の要望について8千人の署名が集まり、嘆願書として町に提出されました。開成駅周辺は、高層マンションや戸建住宅の建設、大型スーパーの開店などの開発が急速に進み、今年の4月には、人口が1万5千人を突破するなど、近年の急激な人口増加により開成町は平成15年度の人口増加率は県下一の伸び率を示しました。比較的治安の良かった駅周辺では、痴漢や

乗り物盗などの犯罪が増加しています。また、隣接する市町でも通り魔事件など凶悪な犯罪も発生しています。当町では、平成15年度に発足した40名の交番ボランティア「安全サポーター」などで夜間パトロールなどを実施していますが、何の権限も持たない人たちのパトロールには限界があります。つきましては、住民の安全と財産の保護及びその他公共の安全・秩序を保持するため、一日も早い開成駅前への交番設置を要望します。

なお、交番が設置されるまでの間、駅周辺の安全・安心を確保するため、今までと同様に警察官の駅周辺への立ち寄り・駐留警戒を強化するよう要望します。

<措置状況>（警察本部）

交番の設置については、設置要望地区における犯罪及び交通事故の発生状況、行政区・面積・人口等の実態、都市の形態、道路・鉄道の整備状況等のほか、隣接交番・駐在所等との位置関係、交番用地の確保状況、警察官の確保等を総合的に勘案しながら検討しております。

開成駅前地区は、吉田島駐在所管内であり、現状の交番配置の状況を踏まえ、上記事項を検討しますと、現時点では交番設置は困難な状況であります。

今後とも、同地区的開発状況及び治安情勢の推移等を見ながら検討してまいりますが、当面は、今ある交番を充実して交番の機能強化をするとともに、開成駅前連絡所を拠点とした、交番・駐在所勤務員、パトカー勤務員等による立ち寄り・駐留警戒を強化し、治安に間隙が生じないよう努めてまいります。

なお、交番の設置については、スクラップ・アンド・ビルトを原則として考えております。

(要望事項)

4 町内警察体制の増強について（愛川町）

愛川町の交通事故・犯罪の発生状況は、平成10年と16年とを比較すると、交通事故件数は1.1倍、犯罪件数は1.6倍と著しく増加し、地域住民の生活が脅かされている状況にあります。

現在、町を管轄する交番は4箇所ですが、春日台・半原交番が1名配置の3交替制であり、また町内に2箇所ある駐在所（田代・高峰）のほか、夜間は清川村の宮ヶ瀬駐在所も町の交番に配置されている警官が担当しています。

今年度からは交番相談員が日勤で配置されていますが、いまだ警察官は事件・事故への対応に手一杯の状況であり、夜間を中心に、いわゆる「空き交番」の状況が生じがちとなっています。

特に半原交番が管轄する半原地区では、宮ヶ瀬ダムや県立あいかわ公園の建設や都市化の進展などとともに、事件・事故が増加しています。また、管轄する区域も広く、近年は国道412号沿いを中心に地区人口が増加していることなどから、交番を国道412号沿いに新設してほしいと熱望する声が、地域住民や町議会からも寄せられているところです。

つきましては、地域住民が安全に安心して暮らせるよう、交番配置の警察官増員、国道412号沿いの半原地区への交番新設により、当町の警察体制増強を図るとともに、今後厚木警察署を分割し、厚木市北部から愛川町を管轄区域とする警察署を新設することについて検討するよう強く要望します。

<措置状況>（警察本部）

警察官の配置については、管内の人口、事件・事故発生件数や110番受理件数のほか、鉄道・道路の整備状況、繁華街の分布、さらには警備上の問題等を総合的に勘案して決めております。また、交番の新設については、新設要望地区における犯罪及び交通事故の発生状況、行政区・面積・人口等の実態、都市の形態、道路・鉄道の整備状況等のほか、隣接交番・駐在所等との位置関係、交番用地の確保状況、警察官の確保等を総合的に勘案しながら検討しております。愛川町を管轄する厚木警察署の警察官の増員については、治安情勢を勘案しながら対応してまいります。また、半原地区は、半原交番管内であり、現状の交番配置の状況を踏まえ、上記事項を検討しますと、現時点では交番新設は困難な状況であります。

警察署の設置については、管内の面積及び人口、犯罪や交通事故の発生状況並びに警察官一人当たりの各種業務負担、行政区画、地域の構造、形態、人口動態、道路及び鉄道網の整備状況等、各種の治安情勢等を総合的に勘案いたしております。ご指摘の警察署の新設については、県内全般の治安情勢を総合的に判断しますと、現状では困難な状況でありますが、今後とも県民の皆様が安心して暮らせる地域社会の実現に向けて取り組んでまいります。